

参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和五十七年三月二十三日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

二月十九日

辞任

宮澤 弘君

高木 正明君

大河原太一郎君

補欠選任

江藤 智君

亀長 友義君

小林 国司君

三月九日

辞任

山田 謙君

三月十日

辞任

村沢 牧君

補欠選任

村沢 牧君

補欠選任

山田 謙君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上條 勝久君

亀長 友義君

名尾 良孝君

山田 謙君

伊藤 郁男君

委員

岩上 二郎君

加藤 武徳君

金井 元彦君

小林 国司君

後藤 正夫君

斎藤 十朗君

福田 宏一君

佐藤 三吾君

大川 清幸君

神谷信之助君

美濃部亮吉君

政府委員

警察庁刑事局長

警察庁刑事局長

自治政務次官

消防庁長官

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

厚生省環境衛生

局企画課長

厚生省医務局指

導助成課長

運輸大臣官房編

制部長

労働省労働局

労働法規課長

労働省労働基準

局監督課長

建設省住宅局建

築物防災対策室

長

消防庁技術監理

官

中平 和水君

谷口 守正君

谷 洋一君

石見 隆三君

高池 忠和君

花輪 隆昭君

小沢 壮六君

高橋 克彦君

齋藤 邦彦君

岡部 晃三君

梅野捷一郎君

渡辺 彰夫君

ました。

○委員長(上條勝久君) 次に、理事の辞任についてお諮りいたします。

志苦裕君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、委員の異動及びただいまの理事の辞任に伴い、理事が二名欠員となりましたので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に亀長友義君及び山田謙君を指名いたします。

○委員長(上條勝久君) 地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤三吾君 消防庁長官にお伺いしたいと思うんですが、きょうはホテル・ニュージャパンの集中審議と、こういうことになっておりますから、できるだけその問題を中心にやってまいりたいと思

うんですが、三十二人が死亡するという痛ましい事故を起こした、また、三十四人が負傷する、こ

ちようど一カ月半たったわけですが、この問題に対するマスコミの論調、それから衆参両院における質疑の実態等を見ますと、この事件の問われておる内容がはば明らかになってきたん

じゃないか、私はそう思います。

その第一は何かと言えば、横井何がしというきわめて非情な経営者、そこから来るきわめて危険な欠陥ホテルであったという実態。そしてもう一

つの面は、その実態を知りながら行政当局が公表はしない、そして人命尊重の立場からの適正な措置をとっていない、その結果が今日の惨禍をつく

り出した、まさに人災と言えらんじやないかと、私はこの一カ月半の推移を見ながら感ずるわけで

す。これは、一昨年川治で起こりましたプリンスホテルの際にも私は強く指摘しておいたんですが、やはりこの際にもはば結論づけられたように人

災であつたと思ふんです。

何かそこら辺を見ますと、消防行政——これは消防だけじゃないでしょうが、建設省にも関係大

いにありという部分もございしますが、また主管の厚生省、運輸省、こういうところにも関係がある

と思ふんですが、人が大量に死ななければ行政が

一歩も進まないという人柱行政というのは、さか、そういう感じがしてならぬのです。これはこのま

まいったんではやはりまた次にこういう事故が起

こつてくる、私はこういうような感じがしてならぬんですが、まず冒頭に長官の御見解、それから

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

きょうは大

に、火災に限りませず、あらゆる災害につきまして可能な限り災害を未然に防止いたしますために、あらゆる事態を予想いたしまして各般の対策を講じなされるというところは御指摘のとおりであろうと思つておられます。

御案内のとおり、私どももいたしましては、一昨年の川治プリンスホテル火災以後全国の旅館、ホテルの一点検査を行いました。その結果を踏まえて、昨年の一月二十四日に各消防機関に對しましては、一つは、防火管理体制の強化充実、二番目は消防用設備の設置あるいは維持管理の徹底、さらには不備事項につきましてこれを速やかに是正いたしますために警告あるいは指導を發し、状況に応じては措置命令をかける、そしてそのような措置命令に従わない場合にはちゅうちょすることなく告発あるいは公表の措置をとるというような内容を盛り込みました通達を出しまして各消防機関を啓蒙をいたしましたわけでありま

す。と同時に、御案内のとおり昨年五月十五日からは新たに表示、公表制度を旅館、ホテルにつきまして導入をいたしました。これにつきまして、ただいま申し上げましたように、措置命令を發してもなお必要な措置を講じない悪質な者に対しては、ためらうことなく公表する、あるいは告発の手続きをとるということを重ねて指導してまいりましたわけですが、今回このような大きな事故が発生いたしましたことは、消防機関といたしまして、これまでの消防行政、とりわけ予防行政のあり方につきましてもいろいろ反省すべき点も多々あるかと存じております。

私ども、今回の火災発生以後、再びこのような事故が生ずることのないように、現在各消防機関に對しましてさらに具体的にせつかく指導を続けておる次第でございます。

○政府委員(谷洋一君) ただいま消防庁長官の方からも説明申し上げましたけれども、ホテル火災という限定された災害を振り返つてみましても、四十三年の有馬温泉満月城における火災、あるいは福島県における、あるいは一昨年の川治温泉、

今回と、引き続き大変な事態を生じておるわけでございます。まして、まことに遺憾に思つております。四十三年の有馬温泉満月城事件以来、各省庁との関連を密にいたしまして、再びかかる災害が起きないようにしたいという強い決意のもとに当たつておるわけでございます。今回の事件に對しましても、各省庁の連絡をさらに密にする――従前は担当課長でもって省庁會議をしておたつたわけでございますが、局長クラスまで上げまして今後の問題を処していきたい、こういうかたい決意のもとに、再びかかる災害が起きないように努力したいと考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 いま、長官のあいさつなり次官の決意がございましたが、ちゅうちょなく告発をし、公表すると、そういうことを指示してきたけれども、遺憾なことであつた、こういうお話がございましたが、四十九年の法改正後に告発、さらに使用停止命令は何件ございませうか。

○政府委員(石見隆三君) これは先般公表いたしました五十六年版の消防白書でございますが、五十五年中に消防法第五条の規定によりまして措置命令を發しましたものが二十二件ございまして、御案内のとおり、第五条でございまして、使用停止が主な内容となっております。

それから、十七条の四、すなわち消防用設備の措置命令であります。これにつきましては五十五年中に三百八十五件かけております。

○佐藤三吾君 私が聞いておるのは、告発、使用停止命令、それを聞いておる。

○政府委員(石見隆三君) 使用停止命令をかけたものは、うち二件でございます。告発につきましては、ちよつと手元に資料を持合せておられますが、最近告発をいたしましたという報告は受けておりませんが、以前には告発をやつたものが数件ございまして、最近はそのような報告は受けておりません。

○佐藤三吾君 これは、たとえばニュージャパンの場合、改善勧告ですか、四回出してやつたけれども、長官の衆議院における答弁を見ると、実効が上がらなかった、したがって措置命令を出した、こういうことなんですか、これは率直に言つて、五年間の猶予期間がございまして、四十九年改正で、少なくともこの間にいわゆる改善点については改善をしないといふために政府融資を含めて、たとえば環境金融公庫であるとか開発銀行であるとか、いろいろな措置をとつておたつたわけでしょう。したがって、これは五年間がたつたときに政府融資等については取りやめをしたというところは、この間にやりなさい、やつたものについては財政措置をとりなさいという前提でこの法案が成立しておるわけですね。したがって、消防庁としては、この間にそういう欠陥ホテルや旅館については措置命令を出して、そして完全にすると、これが至上命題でなかつたかと私は思ふんです。

しかし、ニュージャパンの場合には、五年たつてもそれが何にもできていない。一部は若干でできたけれども、できません。しかし、スプリングクラにても、できていない、こういう状態にあつた。それも知つておつた。そうすれば当然、この五年の期限が切れたら、告発なり所要の措置がとられてしかるべきじゃないですか。仮に、その時点で措置命令を出して、そして一年後に告発手続をとれば、今回のこの災難は防げたわけでしょう。いかがですか。

○政府委員(石見隆三君) ただいまお示しにございましたように、四十九年に消防法の大きな改正がございまして、その内容はスプリングクラの設置の適用不適を含めまして大きな改正がなされたわけでございますが、五年間の猶予期限が設けられておりました。最終的には五十四年三月三十一日までにこの法の命ずるところに従ひまして旅館、ホテルはそのような設備をしなければならぬというところに相なつておつたわけでありまして、その間、東京消防庁におきましては、法施行後直ちに指導警告書を出しております。と同時に、五十四年以降、すなわち期限終了後も三度にわたりまして指導警告書を出してまいりましたわけであり

ます。実態を申し上げますれば、指導警告を發しますとその都度改善計画書が出てまいつてきておりまして、ホテルの側からの改善計画書は合計八回改善計画書を出し、そして若干の工事を進める、やがてはそれがとまる、また指導警告をするというふうなことで、結果的には、二年近く日がたつてしまつたわけでありまして、そこで、東京消防庁といたしましては、これ以上指導警告を幾ら重ねても改善できないという判断に立ちまして、去年の九月に法十七条の四の規定に基づきます措置命令を一年間の猶予期限を切りまして發したわけがあります。

したがって、本来ならと申し上げますが、この措置命令どおり実施されたといひますれば、この九月の九月にはこのような不備が是正されることになつておつたはずであります。そのやさきにこういう事故が発生いたしましたわけでありまして、確かに、ただいま御指摘にございましたように、その間、法施行後二年数カ月経過をいたしましたわけでありまして、東京消防庁はその都度、査察の都度、あるいはまた警告書を發する都度、厳重な注意をし、指導をいたしましたわけでございますが、結果的にいま申しましたように、これらは是正されぬうちに事故が発生いたしましたわけでありまして、その間、行政措置としては余りにも時間がかかり過ぎたではないかという御批判は厳しく受けとめなされるやうな感じがするやうに存じておるわけでありまして、このような今回の例は、今後の防災対策につきましても、あるいは各消防機関の対応につきましても、今後とも十分生かされなければならぬというふうに私も考えておる次第でございます。

○佐藤三吾君 石見さん、初めてこういう事故が起つたのなら私はそういう答弁で済まされたいと思ふんです。しかし、大阪の千日デパートですか、そして熊本の太平洋デパートであるとか、いろいろな大量死亡事故を起して、四十九年に消防法の改正にまでなつたわけですね。そうして、その上にまた一昨年川治のプリンスホテルと

いう大事故が起つてきた。

御存じのとおり、これは措置命令が出してなかった、川治のプリンスホテルの場合。措置命令が出してないで起つたわけだ。しかも、査察のときに欠陥部分については十分消防署も把握したし、建設省も把握しておいた上でやられたわけだ。これも悪質な経営者だったですね。そのもうけた金はどこで使ったかという点、ドライブインをいっぱいつくって、金もうけに専念しておつた。今度の横井さんの場合もそうですね。

そうしますと、こういう上に立つて法改正をされ、そしてその法改正のもとにわざわざ五年間の猶予期間をつけて、しかもそれについては政府融資を優先的にしますよと、しかもニュージャパンの場合には国際観光ホテル整備法に言う政府登録のホテルでもある。外人客が泊まることは当然予測される。また、それについて税の減免措置までやつておる。そこまでやつておるところに對して、いまのあなたの答弁で国民が納得すると思ひますか。ばくはそこに問題があると思ひんです。こうまでたくさん国民を殺して、罪のない人を殺したことに對して、なぜ怒りを覚えないんですか。なぜ人命優先の基本に立つた施策をやっていないんですか。ここがやっぱり私はあなたたちの一番問題だと思ひんですよ。

さつきから私が言つておるの、だから人災じゃないかと。経営者がけしからぬ、横井英樹というのはいけしからぬことはもうわかつているんじゃないですか。あなたたち知らぬことはないでしょう。それを相手に四回も改善勧告をやってきてできない、それで結果的に告発する前にこういう事故が起つたということでは済まされませんか。一番大事な点は、やはり行政当局は、これは人災である、ホテルの経営者も悪い、しかしその悪い者を相手にしてやつてきた施策が、これも落ち度があった、法に照らして、その結果起つた人災である。この認定の上に立つて今後どうするのかを考へなければ、また起りますよ。どうなんですか。

○政府委員(石見隆三君) 火災に際しましての最も重要なことは、先生ただいまお示しにございますように、人命の尊重ということであらうございまして、もう十分私も承知をいたしておるところでございます。いま申し上げましたように、川治プリンスホテル以後も、人命の尊重ということを第一義に置きながら、各消防機関に對しまして消防用設備の設置、あるいはまた日ごろのその維持、管理、さらにはまた発災時の避難誘導、初期消火等のいわゆるハード面、ソフト面両面にわたりまする厳しい指導をするようにということで指導をしております。しかもまた、いわばこのように悪質な対象物に對しましては、たまたまことなく法に基づきます告発、あるいはまた、公表制度によります公表等も辞することがないということとを基本に据えながら指導をしております。

しかし、結果的に見ますれば、いまお話しにございましたように、事ホテル・ニュージャパンに關しましてはやはり東京消防庁として相手を見誤つたのではないかと御批判は私も率直に厳しく受けとめてまいらなければならぬだろうと思つております。今後はそれぞれの対象物に應じまして、状況に應じ、厳しい措置をとりますことを引き続き強く指導してまいりたいというふうに存じておる次第でございます。

○佐藤三吾君 それはあたりまえのことです。こういう事件を起しなから今後なおつくりやりますとか、そんなことを言えるはずがないじゃないですか。そんなことを聞いているんじゃない。人災であるのか、どうなのか。そのことを消防庁、自治省は認めるのか、どうなのか、そこを聞いておるんですよ。

○政府委員(石見隆三君) 人災かどうかということでございますが、人災という言葉の定義の意味もいろいろおつしやるところあるかと存じます。が、少なくとも今回の場合、ホテル・ニュージャパンにおきまして、そういう意味でのホテル業としてのモラルと申しますか、あのようなたふさん

な人を預かる施設としての経営者の感覚というのが非常に欠けておつたではないかというふうに存じますと同時に、私もただいま申し上げましたように、消防機関にいたしまして余りにも時間がかかり過ぎたではないかと御批判、この両者を含めまして、これが人災と言われるならば、私はまさにこれは人災であつたであらうというふうに存する次第でございます。

○佐藤三吾君 あなたは去年消防庁長官になつたわけで、責めるのは酷だと私は思ひます。思つても、これを繰り返していただければいいです。たつてもこの状態は続いていく。いま自治省次官をやつておる近藤さんが消防庁長官のときにプリンス事件が起つた。そのときにも近藤さんがはつきり人災として認知をして、厳しく、今度の二月十日に出されたような通知が出ておつたならこの事件は起らないんですよ。この通知が出たから、これを出した途端に東京消防庁は十六日ですか十五日ですか、公表したじゃないですか。この文書の前に書いてある、「五十六年一月二十四日づけ消防予第二十二号」により、期限を付して改善指導を行い、違反状態が放置されることのないよう断固たる措置を講ずべき旨を通知したところである。」と云うけれども、この内容を見ると、このような明確に出てないんですよ。その後には今度はこの扱いについての運用が出ておる。運用指導ですがね。こういうようなことで、この通知に對しての運用はこうだこうだというところまで書いて出しておる。そういうあいまいな態度が今日こういう状態をつくり出しておる一番大きな原因だと私は思ひます。今度はこの措置がきちつと出されてきた。これは私は評価します。断固とした措置をとるといふことをきちつとしていますから。だから東京消防庁は断固とした措置ができた。

何かコマーシャルの中で、便所の掃除はもとを正せとかなんとかいうのがありますが、もともと問題なんですよ。このもとを正すということがいままでやられていなかった。私はあなたに言うのは

酷だと思ひけれども、その意味で、長官として、ここはひとつきちつと態度を明らかにして、そして七省のいろんな協定がございまして、五十六年一月二十四日の。これを各省にきちつとさしていくという消防庁としての態度が、今後こういう問題を再び起さない改善の策だと思ひるので少し厳しく言ひましたが、そういう意味で受け取っていただきたいし、いまあなたが、それでも何か引つかかるような言い方をしましたが、人災と認知をして、その上に立つた措置をとってもらいたいというのをひとつ付言しておきたいと思ひます。

そこで、東京消防庁は、改修しない二十一件について公表しました。ところが新聞を読んでもみすと、これは三階以上、三十人収容のホテル、旅館九百六十一のうち、「適」マーク不適合三百四十一の中から再三にわたつて警告を無視したところをやつたんだと、こういうことになっております。これはどういう基準をつくらせてやつたのか。その分布はどうなつておるのか。いかがですか。

○政府委員(石見隆三君) 今回、三月の十六日に東京消防庁が発表いたしました二十一の旅館、ホテルにつきましては、この制度適用の対象旅館、ホテル九百六十一件のうち、現時点、その発表時点におきましてまだ不適合な対象物、すなわちマル適がもらえない旅館、ホテル三百九十九のうち二十一件を公表いたしましたものでございます。その発表の基準でございますが、前段申し上げましたように、現在、全国各消防機関におきましては、去年の五月から発足をいたしましたマル適の作業を進めておるわけでございまして、東京都におきましては、これと並行しながら今回のホテル・ニュージャパンの火災の以後、さらに一斉調査を行ひまして、その結果を踏まえましていただいたような数字にありましますような公表をいたしたわけでありまして、それで、今回東京消防庁が発表いたしました基準でございますが、一つは建築基準法または消防法に違反があるということが第一の要件であります。

す。第二番目は、「適」マークに係ります表示基準のうちで、特に重要な事項の不適合事項が重複してあること、すなわちダブルおとるということでもあります。それは、内容的には建築構造の問題、消防用設備の問題、防火管理の問題、この三つが複合してひっかかっておるというのが第二の要件であります。第三は、違反は正につきまして防火区画の改修あるいは屋内消火栓設備の部分改修など比較的長時間を要するもの、その他違反は正が早急にはちよっとこれではできないと見込まれるようなものであります。最後の四番目の基準といたしましては、警告、命令等の違反処理基準に該当するというような条件に該当いたしますものに對しまして公表したということです。

○佐藤三吾君　そうしますと、こういう基準は、これは東京都でつくったんですか、消防庁でつくったんですか。

○政府委員（石見隆三君） このただいま申し上げました四つの基準は、東京消防庁で管内の実態に即しまして設けたものです。

○佐藤三吾君　そうすると、これは全国的にはどういうふうになるんですか。「適」マークは何も東京都だけの問題じゃない、全国、消防庁の指導のもとにやっているわけでしょう。全国的にはどういうことになるんですか。

○政府委員（石見陸三君） 全国的な制度といたしましては、前段申し上げましたように、昨年五月から発足いたしております表示、公表制度に基づきまして、ただいまその作業を進行いたしておるところであります。この表示、公表制度には、御案内のとおり二十四の箇所、六十五項目にわたりまして、旅館、ホテルの点検を行ひまして「適」マークを交付するか否かということを決定をいたしておるわけであります。このような全国的な制度と並行しながらこれは東京消防庁において独自に基準を設け、今回発表に踏み切ったものでございます。

○佐藤三吾君 全国消防長会会報の三百八十二号のこの五十七年一月発行のあれを見ると、「執務

資料」ということで、消防庁に対して各県自治体の消防署からいろいろな問い合わせに対する答え、その他が出ていますね。その中の問い十三の中に、「表示制度の判定基準と消防法令等が要求している基準にへだたりがあるため、表示制度の適マークの交付をしても、消防法令等に違反しており、改善の指示書を交付することが考えられる。このことが、消防本部の指導に一貫性を欠き、一級隊員の混乱をおこす危惧がある。」、こういう問い。それからもう一つは、「この制度の認識を徹底させないと、表示制度の効果の期待ができないが、国はどのような方法を考えているのか。」と、幾つかこういった制度についてもっと自主判断じやなくて消防庁自体が適正なこの判断基準を出し

たり、もしくはこれによって営業権の妨害だとい
うことで告訴された場合には、これに対する対応
資料をつくってもらいたいとかいろいろな、現地
の方はそういうものがないと、なかなか告発であ
るとか公表であるとかいうことに踏み切れないと
いう悩みが訴えられている。これについて消防庁
自体としてどういう対応をしようとしておるん
ですか。

○政府委員(石見隆三君) 私ども消防庁といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、いわゆる現在進行政業中の表示、公表制度に基づきまして、二十四の箇所、六十五項目についてすべてそれに適合しておるものは「適」マークを交付する。「適」マークの交付を受けられないものは引き続き「適」マークの交付を受けられますように指導をする、あるいはそのような設備の設置を促進していくということを進めておるわけでございます。と同時に、なおこのような中で消防法違反に對しましては、必要に応じ適時適切な措置命令をかけなさいということも指導いたしておるわけであります。同時に、措置命令に従わないものに對しましては、告発あるいは公表ということをやりなさいということもこの中で指導いたしておるわけであります。

ただ問題は、いま申しましたことを全国的に進

めてはありますが、そのいわゆる措置命令をかける時期あるいはかける内容等につきまして、各消防機関で非常に個々のケースに応じてむずかしい問題もあることも十分私も承知をいたしております。したがって、私どももいたしましては、措置命令を、そのような五条あるいは十七条の四の規定に基づきます措置命令をかけますに際しまして、どうしても地元の消防機関で判断がつかかねます場合には、私どもも十分御相談を願いたい。私どもも一緒になってその点について個々の具体のケースに応じて検討するということを指導しておるわけであります。措置命令の発動要件がむずかしいからといっていつまでも自分一人で抱え込むことのないように、判断つきかねるときには私どもに速やかに相談してほしいということも連絡をしております。そのような中で全国的なこの措置命令の内容あるいは要件につきましての指導をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 それでは、ちよつと参考のために聞いておきたいんですが、東京の二十一の悪質ホテル、欠陥ホテルと列挙した中で、ラブホテルで

ない普通の、たとえば駿河台ホテル本館であるとか、こういうところについてはどういう内容なんですか。この公表した基準としてはどういう内容なんですか。

○政府委員(石見隆三君) 今回発表いたしました二十一のホテルの中で、ビジネスホテルが六件、いわゆるラブホテルが十二件であります。ただ、この六件と十二件と申しますのは、一応そういう基準で分けられるであろうということでありまして、ここは非常に流動的であります。そこはひとつ御勘弁願いたいと思いますが、いずれにいたしましても、ビジネスホテルとラブホテルで十八件であります。それからシティーホテルが二件であります。まして、団体旅館が一件ということに相なっております。

その中で、団体旅館一件ではありますが、建築構造上の防火区画が不備であるということ、それから、

ら屋内消火栓が不備であるということ、自動火災警報装置が不備であるということ、それから誘導灯に若干の不備があると、こういう内容になっておる次第でございます。

○佐藤三吾君 それは団体ホテルですか。

○政府委員(石見隆三君) 団体旅館でございます。

○佐藤三吾君 ビジネスは。

○政府委員(石見隆三君) ビジネスにつきましては、ただいま申し上げましたように六件ございしますが、大体内容的には――六件個々に申し上げるのめいかがかと存じますが、時間の関係もございしますので。大まかに申し上げまして、建築構造上の不備というのが非常に多うございます。それから自動火災警報装置の不備、それから誘導灯が不備、それから屋内の防炎設備、すなわち、じゅうたん、カーテン等に防炎がない部分があるという、大体この四点が非常に多いという状況でございます。

○佐藤三吾君　そうすると、三百十九の不交付ホテル、旅館の中で、二十一についてはそういう基準でやったんですが、その他のところはどういう基準で外したんですか。

○政府委員(石見隆三君)　まだ「適」マークの交付を受けておりませんその三百十九の内容でございしますが、ただいま申し上げました二十一も含めまして申し上げますと、大まかに申して建築構造が不備というのと、それから消防法令上の規制に適合していないというその不備さが二つに大まかに分けられようかと存じられます。建築構造が不備というのが三百十九件中二百八十八件ございします。それから消防法令上不備というのが百九十九件であります。したがってこの合計が三百十九件になりますのは、いま申しましたようにダブっておりますのでそうなっておりますが、いま申しましたように大まかには建築構造上の不備が二百八十八件、消防法令上の不備が百九十九件という状況でございます。

○佐藤三吾君　時間がございせんからそれ以上

それから、宿泊客三十二名の死者を出すに至つた原因につきましては、まず、火災のいわゆる初期的な段階における消火活動並びに宿泊客の避難

○佐藤三吾君 捜査の途中ですから、これ以上はなかなか無理だと思うんですが、ただ私はやっぱり

いて私ども承知している限りでは、東京都内に五十一登録ホテルがございます。そのうち「遺」マークの対象にならないのが一件——これは二階以

機関にその作業を終わるように昨年来ずっと督励をしてまいってきております状況であります。したがって、今月末時点では一応全国を悉皆調査いたしました。

査をいたしましてその状況を把握したいというふうな存じておりますが、その時点で、いま御指摘にございました国際観光ホテルであるかどうかというふうな区分も見えたいというふうな存じております。

○佐藤三吾君 それでは運輸省に聞きますが、この国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル、旅館というのはどういう優遇措置をやらね、税金の面ではどうなんでしょうか。それと、融資はどのぐらいの融資をやっておるんですか、政府資金は。

○説明員(高橋克彦君) 国際観光ホテル整備法の第七条で、登録ホテルにつきましては、「登録ホテル業の用に供する建物については、地方税法第六條第二項の規定の適用があるものとす」と。これは、固定資産税の公益等による軽減という措置がとられることになっております。それから第八条で、「減価償却資産の耐用年数」につきまして、「所得税又は法人税の課税標準に関する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法で定めるところによる。」、税の軽減関係はこの二つの条項がございまして。

それで、第七条の固定資産税の軽減につきましては、具体的には市町村が、東京都は東京都でございまして、条例でこれを適用するか否かというふうなことを決めることになっております。現在東京都ではこの措置はとられておりません。それから第八条の「減価償却資産の耐用年数」につきましては、現行制度では租税特別措置法の政令で個々具体的に軽減率が決められておるわけでございまして、平均いたしますと、大体通常ですと耐用年数を一〇〇としたましますと六八ぐらいまで短縮できるということになっております。

以上でございます。

○佐藤三吾君 政府資金融資は総額でどの程度やっておりますか。

○説明員(高橋克彦君) 昭和五十五年の政府資金、いわゆる財投資金から出ております日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の旅館、ホテルに對します融資、これは政府登録ホテルだけではございませんで、これに準ずるものも融資対象になっておりますが、百七十九億四千万円が五十五年の融資実績でございまして。

○佐藤三吾君 この法律は昭和二十四年にできて、そして次々改正をされていましてね。その六条の二ですか、「遵守事項」というのが決められていましてね。その「遵守事項」が守られていないときには、十一條で「登録を取り消す」と、こうなっておりますね。そういう法律になっていて、その六条の二「遵守事項」の基準ですか、基準が別表にございまして、別表を見たらいろんなことを書いておるんですが、その八、九、十、十一というのがありますね、別表一の。防災関係についての基準がございまして。これは二十四年当時につくったのですか、それ以後に改正して挿入したのですか。

○説明員(高橋克彦君) これは、昭和二十四年、法律制定当時からございました。

○佐藤三吾君 それで、それから全然、たとえば四十九年に消防法が改正になりましたね。その消防法の改正になった時点でこれは当たらないでございまして、昭和二十四年にこの法律が制定されました当時の消防法は、いろいろな基準が地方公共団体の消防機関が定めるといふようなことになってございまして、その後消防法あるいは建築基準法が非常に充実してまいってございまして、それで、当初、ホテル整備法で四項目防災関係については規定していたわけでございまして、けれども、防災関係はそちらの方で確保されるという基本的な考え方からホテル整備法の方は改正してございまして。

ただし、御承知のとおり、消防法、建築基準法等はすべて登録ホテル、登録旅館にはかかっておりますので、こちらの方を改正しなくても現行法令、消防法、建築基準法は適用されておるといふふうに理解しております。

○佐藤三吾君 ちょっとあなたの言う意味がよくわからぬのですが、これは政府登録観光ホテルというところで、外国人の旅客に對しても安心して泊まってもらう、このことを前提にして法文をつくって登録制度をやっておりますね。そのために別表一、二、三でもっていろいろ基準をつくって、これだけは守らなさい、こういうことをやっておる。言うならば政府が責任を持って、こういうホテルについては安心して泊まれますよと、もしくはサービスについても国際レベルにおいて決して劣るものじゃないと、そういうことを前提として経営者の側にも税の減免措置をとったり、もしくは政府融資についても特別措置をとったり、そういう優遇措置をとってやられてきておるわけでしょう。そのかわり規制も厳しいはずですよ。そういう登録条件がなくなれば当然これはやっぱり登録を取り消すというものがあつたのは当然だと私は思うんですよ。

ところが、その基準が昭和二十四年につくったまま、これだけのずつと一連の事故が起つて、ホテル、旅館では大変な問題になってきておるときに、四十九年にそのために国会まで動いて法改正もやつた、それがどうしてこれに取り入れていないんですか。それ以上にもっと厳しく政府登録の観光ホテルについてはすべきじゃないんですか。どうなんですか。

○説明員(高橋克彦君) 私どもは、ホテル、旅館におきます防火安全につきましては、基本的には建築基準法あるいは消防法で確保されるべきものというふうな考えをしております。ただし、いま先生の御指摘にございましたように、登録ホテルが安全でないというふうな状態にあるのは、好ましくない、あるいは適切であるというふうには考えておりません。そういうことで、今回のホテル・ニュージャパンの事故を反省いたしまして、今後、登録ホテルが長期にわたり消防当局あるいは建築当局の方からいろいろ不備があると指摘されていながら改善しないというものについてそのままにしておかないというふうな法制を検討してまいりたいというふうに考えております。

たいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 そうしますと、この別表一、二の基準については、四十九年の法改正に基づいてきちっと条件としてこれを入れる、もつと言いますと、消防庁が出す「道」マークのないところについては登録を取り消す、こういう方向で検討をするということ受けていいですか。

○説明員(高橋克彦君) どこに、どういうふうに入れるかというのにつきましては、これから私も十分関係各省の御意見もお伺いいたしまして、あるいは有識者の御意見もお伺いして検討してまいりたいと思っております。

○佐藤三吾君 そちら辺はあなたが答弁できぬという点はわかるけれども、あなた担当課長でしょう。そういうことをすれば、やっぱりこれを立案をするいわば一番中心におらなかならぬ課長でしょう。あなた自身としては、やっぱり「道」マークのない政府登録ホテルということについてはあつてはならぬ、こういう基本的な考え方を保持して対処するのかがどうかということを聞いておるんですから、そこら辺だけはきちつとしておいてくださいよ。それが大臣まで行く間とか、法案となつて出てくるまでにいろいろ屈折があるかもしれないよ。しかし、あなたは責任ある当事者として一体どうなのか、ここを聞いておるんですから。いかがですか。

○説明員(高橋克彦君) 現在、「道」マークという制度が消防機関において実施されております。これにつきましては私も十分評価しておるわけでございまして。十分に評価しているということでございますが、先ほど申し上げましたように、これを法律上どういうふうにするかというのにつきましては今後十分に検討し、制度の中に、私も国際観光ホテル整備法を検討する上でどういうふうにするかというのについてはもう少し時間をちょうだいしたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 おかしいじゃないですか。いいですか。五十六年一月二十四日の七省の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」と

見解表明をいただいておりますんですが、その後、見解表明とおりやってきたか、その効果はどうなのか、あなたにちよつと聞いておきたいんです。

○政府委員(谷洋一君) ただいまのお話でございますが、各省庁の連絡会議におきましてただいま御指摘の問題は論議中でございまして、いましばらくその結論を出すための努力をしておるとい

りとし上げるのはいかがと思いますので、少し弁解をさせていただきますと、もともと登録ホテルあるいは登録旅館が本当に安全でないならば、消防法令あるいは建築基準法令でもって使用の停止あるいは使用の禁止の措置がとられるのがまず前提であろうというふうには考えております。ただし、なかなかこれが法律上のいろいろな制約がございまして実施しづらいという問題があるようでございます。そういうことで、そこに立ち至らないものであっても登録ホテル、旅館として安全上十分でないというふうなものについては、私どもホテル整備法の方でもって対処できないか、対処したいというふうに考えているわけでございます。

○佐藤三吾君　あなたに言っても、それ以上な

なか答弁しにくいと思うけれども、しかし直接責任の担当課長だから、そういう姿勢でもって、そうして、いまあなたがおっしゃったように、登録取り消しの前に使用禁止であるとか、もしくは使用一時停止であるとか、こういうこともあるかも

しれぬ。そこらを含めて少なくとも四十九年の法改正の趣旨に照らして、また、それに基づく各省了解事項に照らして政府登録のホテル、旅館については、きちつとした法体制をとっていくということとをぜひ運輸省内部でもまとめて早急な措置をとるように、私としてもひとつ要請しておきたいと思ふんです。

これに次官ね、先般の川治プリンスホテル事件で、この委員会だったと思いますが、時の安孫子自治大臣に私が同じような問題をやったわけですよ。そうしてこの問題は建設省と運輸省についてそういう措置を閣議でとってまいりたいという

その約束はできませんか。それと、計画なし五十
四棟というのはどういう中身ですか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。
ただいま先生から御指摘いただきましたように、ホテル、旅館につきましては要綱に基づきま

す指導については、対象が二百六十五棟ござい
す。このうち、いま内訳を御指摘いただきました
数字のとおりでございます、すでに改修工事が

終わっておりるのが百三十二、いまだ終わっていない——これは昨年の九月末現在で調査をした教
字でございますが、百三十三がその時点ではまだ

終わっておりません。そのうち工事中のものが十七棟、計画書を提出しておるものは六十二棟、あとの五十四というのがいまだ具体的な計画をつく

っていない、こういう内訳でございます。計画書を提出しておりますというのは、こういう形で改修をいたします、いつごろいたしますというよう

な具体的な計画を持っておられるというものでございまして、最後の五十四棟、約二割でございすけれども、これについては、こういう形での設計で改修をするとか、いつの時期に工事をやるとか、こういう具体的計画をまだ確定をしていないというところでございます。

○佐藤三吾君 この数字は、東京だけの問題ですか、それとも全国の数字ですか。それが一つ。

○佐藤三吾君 ニュージャパンは、いま言う所の、百三十三の中の三つに分けた分類でどこに入るのか。

○佐藤三吾君 いま運輸省から報告があったこの四つの国際観光ホテル、これはそのうちのどちらに入るんですか。

○説明員(梅野捷一 郎君) お答えいたします。

ホテル・ニュージャパンは、先ほど申し上げました計画書を出していない五十四の中に入っております。

それから、先ほど運輸省の方からお答えがございました幾つかのホテルについて、どれに該当するのかは、私いま手元では承知いたしておりません。

それから、先ほど二百六十五棟と申し上げましたのは、全国の対象物でございす。これは私どもの防災対策要綱が、五階建て以上、二千平米以上というもののについての既存の建物について改修をさせようということで、具体的に二百六十五棟については何らかの改修をしろという対象物として拾い出したものでございます。

○委員長(上條勝久君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(上條勝久君) 速記を始め。

○佐藤三吾君 そうしますと、きょうは五十七年三月の二十三日ですが、いまだに計画なしで、五

十八年の三月までちょうど一年しかないんです、それが完了するという自信がおりなんですね。

○説明員(梅野捷一 郎君) 現在ちょうど三年ほどたつておるわけでございまして、残りは二年しかないというところでございす。この五十四棟という当初から改修を指導しております対象物については、いろいろな内容のものがあるというふうなそれぞれ行政庁から報告をいただいております。たとえば倒産という状態に近いようなものとか、いろんなものが含まれておりますけれども、私どもは、少なくともホテルとして今後とも利用していくようなものについてはあくまで期限内には改修をさせていきたいというふうな考えております。

○佐藤三吾君 それでは、これはホテル、旅館が中心でしょうか、それ以外の、建築基準法の四十九年の改正案、その対象にしておりました、たとえば病院であるとか映画館であるとかデパート、これらは大体何棟あるんですか、対象は。

○説明員(梅野捷一 郎君) 五十四年の当初に、この要綱に基づきまして改修をやっていくという対象物については、全体で千二百九十一棟でございます。このうち百貨店であるとか劇場あるいは地下街というふうなものにつきましては三年間で改修をしていく、こういうものが全体で八百三十九棟でございます。それから病院、診療所、それから、先ほど申し上げました旅館、ホテル、これが五十八年度いっぱい、五年間で改修していくというものでございす。これが四百五十二棟でございます。これらを合わせまして全体で千二百九十一棟でございます。

同じ時点の昨年の九月末現在でございす。三年間で改修をしていくというものでございす。先ほどのその時点で未計画であったというもののについては、全体の八%その時点で残っております。それから、五年物といひますか、五年間で改修をしていくというものは、病院、ホテルでまだ何らの具体的計画も立っていないという

ものは、全体の二%がその時点で残っておりますという状況でございす。

○佐藤三吾君 そうしますと、この三年物八百三十九、五年物が四百五十二というのがあるんですが、これを合せて見ましたときに、さっきの二百六十五棟はホテル、旅館だけですよ。これらの対象物を含めた場合の未実施の数、そうしてその内訳、これはどうなつていひますか。

○説明員(梅野捷一 郎君) 先ほど申し上げました、百貨店等の三年間で改修していくというものの未計画のものが六十五棟でございます。八百三十九棟のうちの六十五棟、八%が具体的な計画をまだその時点でつくられていなかった。それから五年間でやっていくというものは四百五十二棟のうちの九十六棟でございます。全体では千二百九十一棟のうちの百六十一棟が昨年の九月末現在ではまだ具体的計画を立てるに至っていないという状況でございす。

○佐藤三吾君 そうすると、これらは五十八年度までに全部終わる見込みを持つておるわけですね。

○説明員(梅野捷一 郎君) 先ほど申し上げました三年物といひるのは、実はこの三月いっぱい終了するという期限でございす。したがって、昨年の九月以来、それ以前もそうでございすけれども、特に六十五棟を何とこの期限内に完了させる、具体的な改修をさせていくということに最大の努力をしてきたわけでございす。

それから、今回の火災というふうなこともございまして、特に旅館、ホテルについては五年でございすけれども、できるだけ早い時期に、期限いっぱいというところでなくてはならない機会にということ、この二つを特に重点的に指導しているわけでございす。

○佐藤三吾君 この際、私は建築基準法の改正を、まあ五十三年に断念をいたしましたけれども、これは衆議院段階の質問を見ると、修正時に週及に反対した方々もかなり反省なさつていひます。うう、やっぱりこれはやらなきゃいかぬと、こ

ういう雰囲気。いま私は建築基準法ここできつとなきやいかぬのではないかと、ううのが一つある。それから消防庁の方を見て、「適」マークを出しても一番ひつかかるのはこの問題なんですね、諸君の根拠は、「適」マークを出して、建築基準法関係、これが一番ひつかかつておる。それで、なぜひつかかるかといひば、法でなくて指導要綱でなかなかな運々として進まない。ここに諸悪の原因があると私は思ふんですが、これ、私はプリンスホテルのときに現地へ行きまして、あのときにあそこ防火壁があつたならあれだけの惨事はなかつたわけ。今度のニュージャパンも、ちゃんと防火壁を、鉄製のやつとこの火が入つてないんだから、明らかに構造上の問題が大きい。

こういう観点から見ると、私はこの際思い切つて、四十九年当時に立ち戻つて法改正をやるべきだ、というふうなふうに思ふんですが、これはあなたが答弁できるかどうか、答弁できないにしても、担当の課長としてはそう思ふでしよう、この事態を見て。そういう問題について、あなたが担当課長という立場から答え得る範囲で結構でございますが、決意があればいただきたい。

同時に、きょうは大臣がおられればあれだけ私のやりとり聞いておつたと思ひますが、この問題で一番苦しんでおるのは消防庁ですよ、さつきから言つていひます。所管省としてどういふお考えなのかお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(梅野捷一 郎君) 先ほど現在の進捗状況を御報告申し上げたわけでございす。建築防災対策要綱という要綱による指導に鋭意努めておるところでございす。これにつきましては、先生も御案内のように、適及適用という方法も含めまして過去にいろいろな経緯を経て現在のような進め方にしておるわけでございす。そのときの最も大きな理由となつたのは、既存の建築物に対する改修、これは設備を後から付加するといふような改修ではなくて、多くの場合には

相当大がかりに建物の内部に手を加えていかなく
てはいけないというような、機械的な、現在の基
準をすでにきり上げておいては、現在の基
合には、相当そういう困難性があるというやうな
ことが一番大きな理由として今日のやうなやり方
になってきた経緯があるわけでございます。私ど
もはそういう経緯でできております現在の対策要
綱による指導を、先ほど申し上げましたけれど
も、何としてもそういう方法でやっていくという
ことで決めましたので、期限内に何とかやってい
きたい、そのことをまず第一に考えていきたいと
考えているわけでございます。

法律そのものを過去の既存建築物についても適
用していくべきではないかということについて
は、それももちろん一つの方法でございます。し
かし、いま申し上げましたやうなことで、既存の
建物に対する適用でございますので、いろんなむ
ずかしい問題がある。あれだけ長い間の経緯を
経て今日のやり方になっているわけでございます。
私どもの使命としては、あくまで先ほど申し上げ
ました、いまだ終わっていないものを何とか期限
内にやっつけていきたい、その気持ちでございます。

○政府委員(谷津一君) 先ほど来建設省に対する
御質問を拝聴したわけでございますけれども、消
防庁の悩み、苦しみというものを端的に御指摘い
ただきまして、またここにあらがたいと思ってお
るわけでございますが、われわれといたしましては、
建設省の分野だということだけでなくて、先ほど
来私もお答え申し上げましたやうに、今後ますます
各省庁間の連絡を密にいたしまして、これらの
問題を前向きに検討するという方向でいきたいと
思っております。

○佐藤三吾君 最後にとつ消防庁長官に決意を
含めて考え方を聞いておきたいのですが、たとえ
ば東京消防庁の何課長ですか、これ読売新聞の三
月三日ですか、そこで麹町消防署員、これは名前
がないですね、それから東京消防庁の田沼雄雄
査課長、こういう方が発言をしていますがね。
査察をやれと言つてみて東京都内だけで三千五

百もあるし、そのすべてが査察の対象になる、や
はりそういうことについては人員的に無理だと、
こういう発言が新聞に出ていますね。それから先
ほど紹介しました全国消防長会会報の中で、問
い、答えの中に「出たおき、この中でも、問
いとして、予防査察をやりたいけれども人員不足
でできない、こういう訴えが出されて、あなた
の方は、都道府県を通じて善処をするよう云々」と
出されておりますがね。実際問題として、これだけ
のホテルから雑居ビルから病院からアパートか
ら、そういうものを全部網羅して査察していくこ
とすれば、やはり消防職員の問題なり、そ
ういうものとか、勤務の実態というものが検討さ
れていかないと実質はかけ声だけに終わってしま
うんじゃないかと私は危惧するんです。そこら辺
は一体長官としてどういう認識を持たれておるの
か、それを聞いて、私の質問をやめたいと思いま
す。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘がござ
いましたやうに、最近予防査察を必要としたしま
す防火対象物が大変な勢いでふえておりますこと
は事実でございます。とりわけ、都市におきまし
ては旅館、ホテルに限りませんが、このような査
察対象物がふえております。したがって、やは
り私もといたしましては人が足りないから手
抜きというわけにはこれは当然まいらぬだろうと
思っております。これはやはり法に命ぜられまし
た査察というものは厳正にやっつけていかなきゃなら
ぬわけでありまして、現時点におきましては、何分
にも査察要員が、東京消防庁を含めまして、十二
分であるとは私ももちろん考えておりません。
やはり職員も大変なオーバーワークで仕事をし
ておることも事実でございます。今後私もといた
しましては、やはり査察のやり方というものを
もう少し合理的と申しますか、システムの何かに
やれないかということを中心として、全国的に何
かに研究をいたしておるところでございます。

○佐藤三吾君 最後にとつ消防庁長官に決意を
含めて考え方を聞いておきたいのですが、たとえ
ば東京消防庁の何課長ですか、これ読売新聞の三
月三日ですか、そこで麹町消防署員、これは名前
がないですね、それから東京消防庁の田沼雄雄
査課長、こういう方が発言をしていますがね。
査察をやれと言つてみて東京都内だけで三千五

非常に思いつきであります、本庁におきまし
て専門の査察Gメンのような組織をつくりまし
て、大規模あるいは困難な査察は本庁直轄とい
うやうなことができないかというやうな問題、あ
るいは東京消防庁におきましては点検制で査察がで
きないかと、いろんなことも検討もされてい
る向きもあるやうであります。私も、このやうな
査察のシステムのなやり方というものを今後研究
開発もしていきたいと思っております。

一方、このやうな行政改革の大変厳しい中では
ございまして、必要な職員というものはぜひ確保
していきたいと存じております。ちなみに、昭和
五十七年度におきましては、非常に厳しい中では
あったのでございまして、消防職員につきまして
九百七十九名の増員が地方財政計画で認められ
ることになりました。もちろんその一部は常備化に
充てられるわけでありまして、このやうな
増員をできるだけ近代化あるいは高度化に対応で
きますところに向けてまいりたいというやうな
な努力も一方私どもとして努めていかなきゃなら
ぬだろうというふうな存じておる次第でございま
す。

○佐藤三吾君 終わります。
○後藤正夫君 先ほど来、佐藤委員の御質問に対
しまして、谷政務次官並びに石見消防庁長官か
ら、このホテル・ニュージャパンの災害を一つの
教訓として、今後思い切つていろいろ研究、新し
い体制づくりのために努力をされる御意思を表明
されておりますが、それについても、私もぜひそ
うしていただきたいということを強く要望いたし
たいと思ひます。

しかしながら、過去において、たとえば熊本
の大火、大分デパートの昭和四十八年の火災、あるいは今
回のホテル・ニュージャパンの火災を見まして
も、再三にわたる計画を進め、工事の途中にお
いて事故が発生してしまつていくというやうに、後
手後手に回つていくことを考えますとき
に、わが国のように都市の過密化が急速に進み、
しかも道路の状況も必ずしもよくない、さらに、

高層マンションやあるいは高層ビルができてい
くというのを考えますと、今後大規模な災害が
起きる可能性というのは決してないわけではあり
ません。したがって、今後の防災という問題につ
いて一層の努力を私からも重ねて望みたいと思
います。

そこで、きょうは時間がございませんから問題
を限定いたしまして、消防庁で所管されてお
る業務のうち、消防と救急のうちの救急の業務
に問題をしぼりまして質問いたしたいと思いま
す。したがって、関連して厚生省の御意見も聞
きたいと思ひます。

現在、消防庁としては、救急車の配置の基準と
いうのはどのように考えてお定めになつてい
るか。特に、東京都の消防庁の場合にはどうい
う状況になつていのか。そういう点について伺
いたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) 救急車につきま
しては、現在私の方で消防力の基準というものを示
しておりますが、その中で、救急車につきましては
人口を基準といたしまして定めるといふことに一
応の基準を設けております。一例を申し上げます
れば、人口五万ごとに一台ということになつてお
りまして、それが十五万人を超えます場合には、
超える部分七万人について一台を配備するとい
うことを一応の基準といたしております。

二十二台出動をしていることになっておりますけれども、この救急車の出動については、火災に關連する出動の場合もありませんし、それから一九番による出動の指令が出ているということもあると思いますが、火災の出動の場合のやり方ですね、これはどういうやり方をおやりになっているのか。たとえば、ホテル・ニュージャパンの場合二十二台というの出動しておりますけれども、それはどういう判断で二十二台出動されているのか、その辺を伺いたいと思っております。

○政府委員(石見隆三君) 東京消防庁におきましては、二十四時間体制の災害救急情報センターというものを設置しております。ここがいわば中央指令室になっております。ここでは、空きベッドの数でございますとか、あるいは医療機関でどのような診療ができるかということをお知らせするコンピュータによって把握をいたしております。と同時に現場に出動いたしました救急隊、あるいは一九番で入りました情報によりましてその場合の傷病者の症状等を確認をいたしまして、もちろん電話の場合は、一九番の場合には一九番をかけた方からその場合の状況を聞き、あるいは現場に出動しております救急隊の場合には救急隊からの無線によって要救助者の状態を確認をいたしまして、これに基づきましてそれぞれの要救助者の症状あるいは負傷の程度に応じて搬送する医療機関と連絡をして、救急隊に無線で指示をしてそこへ送り込むという手配をとっております。

○後藤正夫君 ただいまの消防庁長官の御説明を伺いまして、大体指令所のところでは病院の状態等についての把握をされていることとございまして、先般のホテル・ニュージャパンの火災のときには、消防庁の資料によれば死亡者は三十二名、それから救急搬送者三十四名という数字が出ておりますけれども、この救急搬送者三十四名の中で死亡した方が出ていないかと思っておりますが、それはこの死亡という三十二名の中に

入っているのかどうか、その点伺いたいと思っております。

○政府委員(石見隆三君) 死亡なされた方三十二名は、現場ですべて死亡された方あるいは搬送後死亡された方すべてを含まして三十二名という数字に相なっております。

○後藤正夫君 そこで伺いたいと思っておりますのは、いわゆる救急救命センターですね、あるいは救急病院の現状等、いろいろ問題点があると思っておりますけれども、よく一般的に使われる言葉の中で、たらい回しであるとか、あるいは満床といいますが、ベッドが空いていない、満床というようにことを言われておりますけれども、先ほどの長官の御説明によりましていわゆる情報システムを使って病院の状況をかなり正確に把握しているように思っておりますけれども、先般のホテル・ニュージャパンの災害のときには、いわゆるたらい回し、またたらい回しという中にもいろいろな意味があると思っております。たとえば病院に運んでいったけれども、その病院の当直医が必ずしもそのけが人に対応できるだけの能力を持っていないとか、あるいは設備等の点から他の病院に回した方がいいということもあつたかもしれないと思っておりますけれども、そういう状況はニュージャパンの場合はどうであつたか、わかつてはいる範囲で伺いたいと思っております。

○政府委員(石見隆三君) 先ほど申し上げましたように、センターの方でいわゆる救急病院として指定されております病院の空きベッドの数でございますとか、当直専門医の状況でありますとか、そういうものをすべてコンピュータによって処理をいたしておりますので、かなり正確に把握をできる状態にございます。五十六年四月現在で都内の救急病院が四百九十九カ所指定をされておりました。その状況というものは〇〇%握っておりますので、状況に応じて適宜搬送ができておるような次第であります。

○後藤正夫君 先般のホテル・ニュージャパンのとき、あるいは日航機の墜落事故のときには、かなり東京都内の広い範囲にわたる病院に分散して収容されている。これは個々の病院の収容能力等の関係からそういうことになったと思っておりますけれども、本来は、原則的には、その災害の発生した場所に近い病院に収容されることになっていんだらうというふうな思いをいたしますけれども、先般は私が言いましたような理由でかなり広い範囲に分散収容されたのかどうか、その点をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(石見隆三君) 救急車が搬送いたしました場合には、ただいま御指摘ございましたように、できるだけ近い病院というのが最も好ましいことは、これはもう申し上げるまでもないと思っております。ホテル・ニュージャパンの場合には、十九病院に分散をして搬送いたしました。日本航空の墜落事故につきましても、かなり幅広く多くの病院に搬送いたしましたわけでございますが、これはただいま前段申し上げましたように、受け入れ側の医療機関の空きベッドの状況でございますとか専門医の状況等を救急情報センターによって把握をして指示を出したものでございまして、一カ所の病院に患者が集中することのないように分散をして送り込んでおるという結果、このような次第になつたわけでございます。

○後藤正夫君 救急センターで情報システムを使って病院の実情についての把握をされているということは承知しておりますけれども、しかしたとえば個々の病院で診療科目等がずいぶん違つていいると思っておりますけれども、そういう点に対する対応とすることはどうされているのでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) ただいまの点につきまして、情報センターのコンピュータで記憶装置が入っておりますので、そこで記憶をさせまして、また、具体的場合には病院とも救急センターが連絡をとるという方法をとっております。

○後藤正夫君 これは厚生省との関連になってくると思いますが、現在救急救命センターとして指定をされているというものはどれぐらいありますでしょうか。

○説明員(小沢壯六君) 救命救急センターというのは、私ども救急医療対策の総合的な整備の中で、特に重篤な患者さんを二十四時間体制で扱うための施設ということでございまして、五十六年度の末の見込みの数で全国で七十一カ所整備が終わる予定でございます。

○後藤正夫君 救命救急センターの詳しいことについて、私わかりませんので伺いたいんですが、官公立病院で救命救急センターとして指定されているものが余り多くないように思われます。たとえば東京ならば日本医大のセンターなんというのは、かなりこれは整備されたものというふうに承知しておりますけれども、官公立病院がなぜ指定されているのが少ないのか、その点について厚生省はどうお考えなのか、その点伺います。

○説明員(小沢壯六君) 東京都の場合でございますと、救命救急センターが六カ所ございまして、その内訳をいたしまして、国立第二病院が一カ所と、それから都立の広尾病院が一カ所、残りの四カ所が私的な病院、これは主として大学の附属病院でございますが、そういうふうになつております。

それから、全国的な七十一カ所の内訳、ちよつといま国立と公立の正確な内訳を持っておりませんが、そのうち国立が十二カ所受け持っております。残るかなりの部分が公立の、たとえば県立の中央病院クラスの病院が受け持っておりますというケースが少なくございません。救命救急センターというのは二十四時間体制で患者を収容いたしま

すので、それなりの設備と人員が必要でござい
ますので、救命救急センターにつきましては比較
的国公立である程度受け持つというような体制に
近づいてきていこうというふうに考えております。

ただ、一般的に国公立病院でもう少し救急を
やるべきではないかという御指摘が常にあるわけ
でございまして、私も国公立の使命をいたしま
して、当然救急医療に積極的に取り組むべきであ
るというふうに考えておりますので、今後ともそ
ういった方向で指導してまいりたいと考えており
ます。

○後藤正夫君 国公立の病院が、救急患者等の受
け入れについて満床その他の理由で断ることが
比較的多いというようによく聞くんですけ
れども、そういうことは一体事実あるかどうか、
厚生省としてはどうお考えなんでしょうか。

○説明員(小沢正六君) 先ほど消防庁長官のお話
にございましたように、東京都だけでなく各県
で、いわゆる救急医療情報システムというものを
整備いたしました。病院のベッドの状況でござい
ますとか受け入れ体制について情報を提供してい
るわけでございますが、結果といたしまして満床
ということではなかなか受け入れられないという
ケースがあることもこれは事実でございます。こ
れで、まあ救急患者ですでに満床という場合はいた
し方ないわけでございますが、やはり受け入れた
救急患者をずっと収容しておくということとじゃな
くて、危険な状況を脱しましたらなるべく別の医
療機関に移送するなりして、救急用の専用ベッド
を確保するようにというような指導は今後ともし
ていきたいと思っております。

○後藤正夫君 厚生省にはぜひひとつそういう指
導を強化していただくように要望をいたしたいと
思います。

厚生省にはまた後ほど伺いたいことがあります
が、そこで今度は救急活動につきましてもう少し
伺いたいと思います。
現在、救急隊員の教育訓練というのはどのような
におやりか、その点伺いたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 救急隊員につきましては
は、御案内のとおり医療行為を行うものではござ
いませんので、医師に引き継ぐまでの間必要な措
置をとるということが本来の業務でございまして
。

そこで、救急隊員の資格、訓練につきまして
は、先般政令を改正いたしました。百三十五時間
の訓練を受けた者に対して資格を与えるというこ
とにいたしました。ずっと各消防機関ごとにその
訓練を経てきたわけでございますが、一応今月末
をもって全国の消防機関の救急隊員に對しまして
は、すべて百三十五時間の訓練が終わるという状
況になってきておる次第でございます。

○後藤正夫君 ただいま石見長官の御答弁にもあ
りましたように、医師法の関係がありますから、
医師法による限界というものがあろうと思いま
すけれども、救急隊員が救急車の中で行う処置の中
に、たとえばショック状況であるとか呼吸困難で
あるとかというように、本間に緊急を要する、病
院まで早く運ぶ、その間に許されておる範囲内
の処置をとらなかならないことはよくわかりま
すけれども、たとえば呼吸困難であるとかショッ
クであるとかいうような場合に、よくテレビなど
でも心臓マッサージをやったりするような光景も
見られるわけでありますけれども、その辺の限界
がどこにあるか伺いたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) いまお話しにございま
したように、救急隊員が現場あるいは救急車の中
で行いますのは、医療行為にはわたってはならな
いわけでありまして、一応救急処置としてやれま
すものとして考えておりますのは、気道の確保、
それから人工呼吸、胸骨の圧迫によります心臓の
マッサージ、酸素吸入、外傷の場合には止血と
か、それから骨折に對します副子を用いまして
の処置、あるいは体位、保温その他ということが
やっております。大体主な内容でございまして
。

○後藤正夫君 そうしますと、たとえば心臓がも
うとまりかけているとか、心臓の鼓動が停止して
いるというような場合に、たとえば注射をする
か、それはたとえば緊急避難——言葉は適当であ
るかどうかわかりませんが、緊急避難的な
措置としては救急隊員には許されていないのかど
うか。その辺を伺いたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 他人に對して注射を行
いますことはこれは明らかに医療行為になります
ので、救急隊員としてはできないわけでありま
す。一面、ある面から見れば、いわば緊急避
難として違法性を阻却するのじやないかという御
議論もあることは事実でございます。しかし、こ
れはどこまでが緊急避難かということになります
と非常にむずかしいでございます。と同時に、本
来救急隊員は注射とか切開手術などはやること
になっておりませんので、それをやりますともし
事故にでもなりましたときには、これまた別な意味
での大きな問題が生じます。したがって、一
般的にはそのようなときにはやはり注射は私ども
としては非常にむずかしい問題ではないか。やは
り一刻も早く運ぶというのが先ではないか。でき
得ますれば心臓マッサージということはいまし
すけれども、注射となりますとそこはやはりもう
少し問題が残っておりますのじやないだろうかとい
うふうに考えておる次第でございます。

○後藤正夫君 確かにいまの点は限界がありまし
て、どこまでが限界であるか、限界を超えた処置
をやりたいけれども後からそれが問題になるという
ようなことがあればやれないというところでむずか
しい問題であると思ひます。

それで、消防庁としては、たとえば大規模の災
害、たとえば先般のホテル・ニュージャパンのよ
うな場合、あるいは大阪の千日ビルのようなよ
うな場合、あるいは負傷者がたくさん出ているよ
うな場合とか、そういう場合に、全部の消防署に配
備をするということとはむずかしいとしまして、た
とえばドクターカーのようなものでお医者さん、
つまり医師法により医療のできる者を常時ある程
度の員数を確保しておく、あるいはそういうドク
ターカーの出動を常に求め得るような体制をつ
くっておくというようにすることは、現在、お
考えになっておられますでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 救急車に医師を乗せる
という、いわばドクターカーの考え方というの
は、私も長い間ずっといろいろと検討を重ねて
きておるところでございます。

ただいま御指摘にございましたように、ドク
ターカーは救急患者の救命効果を高めるという意
味では一般的には大変効果の大きいものでござ
います。反面、消防機関がこれをいよいよ実施を
するということになりますれば、これまたいろ
んな問題があるわけでありまして。一つは、二十四
時間体制で医師をどう確保するのかという問題も
ございまして、同時に、ドクターカーは自分
にもカー自身が大変高額なものでございまして。
そういうことで、現在、全国でドクターカーをや
っておりますのは、いわば試験運用ということを進
めておまして、今後これをどう進めていくかは
もう少し様子を見て検討したいと思っております。

現在ドクターカーをやっておりますのは、茨城
県の筑前地方広域行政事務組合消防本部でドク
ターカーを導入しております運用しております
が、やはりいろいろな問題点を挙げてきておるわ
けであります。と同時に、なお五十七年度から宇都
宮市と松本市でこのドクターカーの導入を計画を
いたしております。こうなりますと、大体三市で
ドクターカーが動くことになりまして、今後こ
の三市におきます消防機関での試験運用を続けて
いたしまして、その問題点の把握と解明をいた
して、私も今後のドクターカーの導入につ
いてのあり方の検討を進めてまいりたいというふ
うに考えておる次第でございます。

○後藤正夫君 消防庁あるいは消防署がドク
ターカーを持つということについては、予算の問題も
いろいろあると思ひますけれども、ドク
ターカーを常備している救急病院等からのドク
ターカーの出動を求めるといふようなことは現在
はやっておられませんか。
○政府委員(石見隆三君) 救急業務は消防法令の
規定によりまして消防機関の責務とされてお

すので、私もその中でいかに対応するかということの研究しておるわけでございますが、別途、先生のお話にございましたように、病院がいわばボランティアと申しますか、自発的に救急車を持ち、そして医師を乗せるということになることはこれは別の観点からできることであります。しかし、これに頼りますことは非常に危険なんだろうかと、これに頼りますことは非常に危険なんだろうかと、いざのときに本当に出てもらえないかどうか、これはやはり相手次第でございますので、やはり責任を持って対応するのは消防機関でなければ最後の締めくくりはできないだろうという意味で、私も検討しておりますが、ただ、先生おっしゃいましたように、そういうドクターカーを持ってあります病院というのがドクターカーと申しますか、救急車、病院持ちの救急車に医師が乗って出られるというようにもやっております向きもございまして、私たちがそれはそれとして十分利用させていただくと申しますか、使わしていただくことは結構だと思っておりますが、それを消防機関の中に組み込んでくることにはやはり問題があるかと思っております。

○後藤正夫君 救急隊員の活動については、先般のホテル・ニュージャパンのときの活動についても、あるいは日航機の墜落事故のときの活動についてもテレビ等で私もよく見ておりまして、その活動については私も大変、隊員の諸君の労に對して敬意を表したいと思いますし、また、JALの墜落事故のときなどは、報道機関の非常に熱心な取材活動のために少し救急活動を妨げられているのじゃないかなというふうに、お気の毒に思ったことさへありますので、その点については大いに感謝をしているわけでありますけれども、救急隊員の今後の訓練に際して、現在も恐らくそういうことについては十分な訓練をされていると思えますけれども、事故が発生した、あるいはけがをした現場の状況の確認等については、どういような指導、訓練をされているのか。それはその後の処置の問題にも非常に関連してくると思いま

す。そういう点について伺いたいと思えます。

○政府委員(石見隆三君) 救急隊員につきましては、各署に待機をいたしておりますが、前段申し上げましたように、東京消防庁の場合には、東京消防庁の情報センターから連絡が参りますと直ちに出勤をいたします。その際に、たとえば一九番で確認をいたしました場合には、その状況をできるだけ詳しく聞くということをしていただいております。交通の事故の場合が非常に多いのでございますが、あるいはまた病気の患者も一部あるわけでございますけれども、その状況をできるだけ詳しく聞くということをしていただいております。救急隊が現場に急行中でも必要な情報は無電で送るというふうな措置をとっております。と同時に、救急隊が現場に着きましたからは、現場に着く前からその無電で受けました患者、搬送を必要とする方の状況に応じまして車内ですでに準備を整えていくというふうな訓練も重ねておるところでございます。

○後藤正夫君 救急車を出動させて救急活動をする場合に、後から考えてみて、本来それは救急車に乗せるような患者ではなかった、そういうようなことも私はあると思うんです。たとえば精神障害者であるとか、あるいはアル中であるとか、麻薬中毒患者であるとか、そういうようなこともかなりあるのではないかと、そういうこともかたはどうか、わかつてはいる範囲内で伺いたいと思えます。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘がございましたように、最近救急車の出動要請が大変多うございまして、全国で年間二百万回でございます。二百萬回と申しますと、大体十六秒に一回ぐらゐの出動要請が出ておることでありまして、その都度救急車は飛び出していくということになっておりました。しかもこの数値は年間大体五割ぐらいの伸び率で、ここ数年間、ちよつとどまるところを知らない状況であります。

中身について確認をいたしますと、二百万人を搬送いたしました、その約半分がいわゆる医師の

診断によりまして軽症というものであります。軽症ということになりますと、入院を要せずして帰れるという方でありまして、結果的に申せば救急車で来なくても、自転車でも歩いてでも来られる方がおられることも事実であります。

しかし、それは結果論でありまして、運んでみなければ救急隊員としてはわからぬわけでありますから、一九番が来ればとにかく運ばざるを得ない。運んでみると食べ過ぎでありますとか飲み過ぎとか、かぜ引きみたいなものの中にはあることもこれは事実であります。これ、運びますと、救急隊員は医師からこんなものをどうして連れてきたと怒られるわけでありまして、しかし、運ばなくて事故になりますとこれはまた大きな問題でございます。救急隊員はその辺の大きな問題でございます。救急隊員はそれの辺りながら二百万回の出動をいたしておるわけであります。各消防機関ではそのような、非常に言葉は悪いございまして、タクシィがわりにお使いになることは困りますというのをPRし、お願いをいたしておりますが、なかなかこれが減りそうにございませぬのが実態でございます。

○後藤正夫君 もう時間がありますので、最後に一つ伺いたいのは、いま長官のお言葉の中に「タクシィがわり」というお言葉がありましたけれども、そのタクシィがわりで来たような患者でも無料で、タクシィ料も取らないという現行の制度ですね。この制度については、たとえば大きなビル災害であるとかあるいは航空機による災害だとかいうような場合はこれは私は現状の方法でいいと思うんですが、そういう軽症者の場合、何らかの新しい制度を考えられる必要があるのではないかと。そういう点について検討をさせていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま申し上げましたような救急業務の実態を踏まえて、まあ一部に申しますか、そういう状態の中では救急を有料化してはどうかという御意見もあることも事実でございます。

実でございます。外国の例を見ましても有料というところが非常に多いでございます。料金も、たとえば医師が乗ってれば大体五万円ぐらい、それから医師が乗らずに来ても大体二万円ぐらい、ヘリコプターが来れば八万から九万円を取っておるというふうな状況がわりあいあるわけでございます。このような外国の制度等も踏まえて日本でも取つたらどうかというところはございまして、これはやはり私もどうか、とりわけいまお話にございましたように、軽症患者は有料にするかどうかという御意見等につきましても、これは、先ほど申し上げましたように、結果として軽症であります、行くときには軽症かどうか本人も意識もございませぬし、同時に、もしこれを有料にするとするなら、救急だけを有料なのか、あるいはまた、市町村あるいは府県の行っておりますその他の各種サービス行政をどこまで有料にし、どこまでが無料であるかということの中で検討をすべき問題であるう。まあ若干タクシィがわりに使われる方がおられるから直ちに有料という結論は私もちょっととりにくいのであります。そういう中で諸外国の例あるいはまたその実態等々を見まして、今後の一つの研究課題であらうというふうに存じておるところでございます。

○後藤正夫君 では、いまの問題の検討を含めまして、ひとつ今後の救急体制というものについて、新しい世の中の進歩発達というものの対応できる体制の整備のために一層の御努力をお願いしまして質問を終わりたいと思えます。

○委員長(上條勝久君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(上條勝久君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田謙君 最初に消防庁にお伺いしたいんですが、あのホテル・ニュージャパンの火災以来一月半近くたっているわけでありすけれども、その間に消防庁としてどういうことをなさったか。そして、現状はどんなふうになっているかということについて、まず最初にお伺いしてみたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 去る二月八日に発生をいたしましたホテル・ニュージャパンの火災以後、私どもといたしましては、各消防機関に対しまして、このホテル・ニュージャパンの火災の結果を踏まえて、一つは、表示制度に基づきまず立入調査を速やかに完了するようにということと、各消防機関に強く指導をいたしますとともに、いわゆる悪質な防火対象物に対しましては、ハードの面あるいはソフトの面を通じて、ちゅうちゅうなく措置命令を発するという厳しい態度で臨むことを指導いたしておるわけであります。と同時に、このような措置命令に従わないという対象物に対しましては、公表あるいは告発というふうな措置もこの際思い切つてとれということをや非常に強く指示をいたしておるわけであります。

なお、今回の火災の原因調査なりあるいは結果を踏まえて、消防行政全体としてもいろいろ問題点が提起されてまいつてきております。これらの問題点につきましては、私ども、ただいま申し上げましたように、現行制度の中でできまうものは速やかにこの際所定の手続をとること、そしてまた、問題として残されております事項につきましては消防庁の中にいろいろ研究会を設けまうとか、あるいはまた、各消防機関との協議会を設けまうとかいたしまして、今後これらの残された問題点の解決につきまして早急な結論を得て、改めて各消防機関に適切な指導をしてまいりたいというふうな存じておるわけであります。

○山田謙君 刑事上のいろいろな問題点につきま

しては、先ほどもお話がありましたとおり現在調査中のものでありますから、お聞きしても仕方がないと思いますが、消防庁独自の立場からいろいろ御調査をなさったと思うんですが、そういう結果、この一月半のうちにこういう点はやっぱり法律上の問題があったとか、あるいは法律はともかくとして実際こういう指導のやり方に問題があったとか、そういう点で、いわばあれだけの大火災があった後の反省点といえますか、そういうものは一体どんなことがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 今回の火災のあのような大事件になりました一つの原因といたしましては、やはり消防用設備が不備であったという点は、これは隠すべくもない事実だと思ふのであります。したがって、第一点といたしましては、私ども今後特定防火対象物に対しましては、この消防用設備の法に基づきまず、設置基準に基づきまず設置ということを消防機関で強く指導し、あるいは警告を発し、さらにはまた、ただいま申し上げましたように悪質なものに對しましては断固たる措置をとるということをやこの際ためらいなくやれということが第一点だと思ふわけであります。

第二点は、日ごろの旅館、ホテルにおきます防火管理体制、たとえば訓練でありますとか、あるいは消防用の各種設備の適正な維持、保守ということにつきましてもやはり不備があったという点が第二点だと思ふわけであります。

三番目は、やはり発災当夜の初期消火あるいは避難誘導、さらには消防機関に對する連絡、通報というものがこれきわめて不十分であったという点があるかと思ふわけであります。

これらの問題を含めまして、今後消防機関におきましては、各旅館、ホテルに對しましてさらにきめの細かい指導あるいは警告、状況に應じましては告発も辞さないという厳しい態度での対応を指導をいたしておるところであります。

一方、消防機関におきましては、これまた二

ユージャパンの例を申し上げますれば、五十四年三月三十一日以降、法適用の期限の終了以降、三回にわたつて指導、警告を発し、あるいはまた昨年には措置命令をかけたところまでまいつたわけでございしますが、その間このよう大きな事故が発生をいたしました、結果的には消防機関として余りにもこの間の時間がかかり過ぎたではないかという御批判も強くあるわけであります。この点は前段の御答弁とも絡むわけでございしますが、このような御批判は私も消防といたしましても厳しく受けとめなければならぬというふうな存じておる次第でございます。

○山田謙君 それから、今度の火災で消防士の方が非常に健闘をされたということで、私は非常に高く評価をしたいわけでありすけれども、とりわけ、けがをなさった方がいらつしやるようでありすけれども、その方々は現在どのようになつておるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) 今回のホテル・ニュージャパンの火災、さらに続きましての日航機の墜落事故で、消防職員、とりわけ救助隊員、救急隊員が大変よく活動してくれましたことは、私も大変感謝をいたしておるところであります。

去る二月八日のホテル・ニュージャパンの火災におきましては、職員が六百二十七名が出動いたしました。そのうち七名が負傷いたしておりました。その内容につきましては、東京消防庁からの報告でございしますが、七名のうち六名が幸いにも軽い捻挫、打撲というふうな軽微な軽傷でございまして、直ちに治療を受けました後、休業をいたすことなく正常な勤務に服しております。残りの一名であります。これは救助隊の隊長でありましたが、あの火災の現場からかなりの人を救出いたしておりまして、その際この隊長一名が気道と両耳に中程度の熱傷を負つたわけでございます。現在正常な勤務に服しておるところであります。

○山田謙君 では、けがをなさった七人の方も皆さん全部元気で現在勤務していらつしやるわけ

ですか。

○政府委員(石見隆三君) 七名はいずれも第一線に復帰いたしまして、現在勤務中でございます。

○山田謙君 それから、この前地行で私がちよつと御要望を申し上げたわけでありすけれども、昭和五十六年一月二十四日付の了解事項がありすね。消防、建設、厚生、運輸、警察、労働、文部と、こういう省庁で取り交わされた了解事項がありすけれども、どうもこの了解事項程度では弱いんじゃないか、この程度じゃ弱い、体制的にもっとこれを強化すべきじゃないかというふうなことをお願いしたわけでありすけれども、その後何かこの点について進展がありすか。

○政府委員(石見隆三君) 一昨年の川治プリンスホテルの火災以後、関係七省庁の連絡会議を持ちまして、旅館、ホテルの防災対策につきましてそれぞれ所管事項について意思の疎通を図り、協力してまいつたわけでございしますが、先生ただいま御指摘ございましたように、さらにこの内容を強化すべきじゃないかという御指摘もちやうだいしたところでありす。

その後私ども七省庁と十分御相談を申し上げまして、御指摘のように、この協議会の実効性を高めますためにその構成を強化をしたいということで、七省庁のほかに関閣審議室も加わつていただくということ。それから第二番目には、委員を局長クラスとしたいということ。それからその下に幹事会を設けたいということ。そしてこれによつてさらに協議会の内容を充実したいということとで、現在設置要綱を作成中でございまして、大體関係各省庁の、あるいは内閣審議室も新たに入つていただくということも含めて御了解をいただいておりますので、近く発足をさせたいというふうな考えておるところでございます。

○山田謙君 早速要望を入れていただけそうで、大変嬉しく思ひます。

そこで、ひとつこの際お願いしておきたいんですが、これ、旅館、ホテルだけでいいものかどうか。たとえば大ぜい集まっている百貨店であると

か映画館というふうなところ、こういうところも何かあった場合には非常にえらいことになるという感じがするわけでありまして。したがって、いまの了解事項に基づいてできる組織なり、そういうものの中に、こういった百貨店とか映画館というふうなものも対象にしてお考えになる気持ちにはありませんかということをお聞きしておきたいと思ふんです。

○政府委員(石見隆三君) 旅館、ホテル以外のいわばたくさん不特定多数の方が出入りいたします防火対象物の安全対策につきまして、この協議会と同趣旨のものを設けてはどうか、あるいはこの協議会の中でそういうものを取り上げてはどうかという御指摘であったと存するのでございますが、この点につきましては、私も今後とも関係省庁とも十分御相談を申し上げたいと存じております。これはもうすでに御案内のとおり、私どもだけでやるというよりもひとりでやるよりもなりませんで、関係省庁の御理解を得、御協力を得て入っていただかなきゃならぬと思っております。

私どもはそういう方向で今後関係省庁とも十分御相談を申し上げたいと存じておりますが、当面、いま御指摘ございましたように、デパートあるいはスーパーマーケット等につきましてはやはり旅館、ホテルと同じようにその防災ということは大変重要なことでございますので、協議会が、将来と申しますか、これから十分相談いたしますが、それまでの間におきましても各省庁間の連絡は十分密にしておいてまいらなければならぬというふうに存じておるところでございます。

○山田譲君 それから建設省にお伺いしたいわけですが、建築基準法の問題で、たとえば大きなホテルができるというふうなときに、まず建築確認とか何かとるんでしうけれども、その手続を最初からずっと終わった後まで、どのような手続があるか簡単にちよつと教えていただけないか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

一応ホテルというふうなものを例にしながら、ごく簡単に御説明したいと思ひます。

ホテルでございますと、いわゆる特殊建築物と私どもは言っておりますが、不特定多数の方々を利用するというような性格の建物でございます。ホテルの場合には百万平方メートル以上のものについては私も特殊建築物という扱いをして、それが建築等を行います場合には、いわゆる御案内のよう建築確認申請というのをいたしまして、建築主事の計画内容についての法令に対する適合状況を確認を受けて。それから工事に着手をするということでございます。この際には消防長あるいは消防署長さんの方に同意を求め、確認の際には同意をいただくという手続も含まれております。

それから、実際に工事をやっていく場合には、もとの計画そのものを立てるのもそうでございますが、建築士が設計をし、あるいは現場の進行については工事監理をする、そういう制限のもとで工事が進められることになっております。それから必要に応じて、一般にはいわゆる中間検査と申しておりますが、行政庁側の検査、現場の検査というものが必要な場合にはやれることになっております。

それから工事が終わりますと完了届を出していただきます。それに基づいて完了検査というものを主事等が行うことになっております。その検査の結果検査済み証というのを交付いたします。その交付を経て使用していくというのが通常の建築物をつくり、使うまでの手続でございます。

その後は、いわゆる定期報告というふうな制度がございます。これは建築物は適法な状態に維持管理しなさいかぬという考え方でございます。で、それに対して常時適法な状態にあるかどうかというのを定期的に検査をさせまして、それを報告させるということもできるような仕組みになっておるわけでございます。

○山田譲君 この前焼け跡に行つて皆さんお気づ

きになったと思ひますけれども、壁にいつぱい穴があちこちにあいていて、そしてまた、窓際のところは三十センチ以上もずつと向こうまで全然ふさがつていなかった、そのために一つの部屋から火が出て、それからその穴を通して、あるいはこっちの端の方を通して、ちよつと煙突みたいになつていつちやつた、こういうことなんですか。それと、たとえば穴があいていてというふうなことはどこでだれがチェックするんですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 先ほど申し上げました手続の中で、最初の設計計画をするのは建築士が建て主の依頼に基づいて設計をするわけでございます。その際に各種の法令、あるいは一般的に言われております建築技術に適合するような計画をつくつていくという段階がございます。それから、いわゆる確認以降の問題では、法令に適合しているかどうかということについては建築主事が確認の際に見るといふたまででございます。

ただいま御指摘いただきましたような点については、実際の確認申請の図書の中に非常に細かい細部のところまで出てくるか、あるいはチェックの目が行き届くのかということについては、必ずしも十分行き渡らないという点がございまして。これらについては先ほどちよつと申し上げましたが、現場の仕事の進み具合については建築士の工事監理ということによって一定の技術者が進行状況に合わせて監理をしていくというのが一番中心になっておるわけでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、必要な場合には、いわゆる中間検査という、工事の過程での主事等のチェックというものもやるといふ制度にもなつておるわけでございます。

○山田譲君 いまのことですから、周りにきれいな紙がなんか張つてしまつと、そんなところに穴ががあいていて、かどうかな全然わからないわけですね。そうしますと、建築基準法に定められたとおりの施工がなされていくかどうかということについて確認が非常にむずかしいと思ひますが、何かその辺はかなり形式的にやられていくんじゃないか。

もちろん破壊検査なんかできないとは思ひますけれどもね。そうすると、いまのお話でいくと、そういう場合の第一の責任者としては監理に当たつた建築士ということになりますか。

○説明員(梅野捷一郎君) 建物の工事の過程で欠陥あるいは不備な点が出てくることについてのチェックでございますけれども、先ほど来申し上げておりますようなことで、確認あるいは完了検査というふうなことをやっておりますので、必ずしも役所の側に責任がないということはい切れないわけでございますけれども、実態上のことです。申し上げますと、一番目の行き届かなければいけないのは制度上も建築士の工事監理、これが、常に工事の進行とともに技術者がチェックをしていくという行為が前提としてあるわけでございます。で、その点の実態上の問題としては非常に建築士の工事監理というのは重要であるというふうに考へております。

○山田譲君 なお、何回も言うようですが、これとにかくあんな、われわれ素人が見てもこんなところにかんない穴があいていっているんというところ、焼けてみなきゃわからなかったわけですが、それが意外に火事をあれただけの重大事故にするための要因になった。ですから、あるいはきちつと部屋が孤立されていれば、そう火もあちこち歩かなかつたらうという感じがしてならないわけですね。

それと同時にもう一つ、先ほどお話ししましたように、窓際が三十センチ以上もずつとあいていっているというふうな、あれは一体どういうことなんですかね。建築基準法上あいていようはかなつていことと云えるかどうか。

○説明員(梅野捷一郎君) 御案内のように、ホテル・ニュージャパンにつきましては、三十三年から三十九年にかけては数回の増築等を行ひながらつづられて現在に至りました建物でございます。現時点の基準法の規定ということからいいますと、いま御指摘のような点については、たとえば内装制限がかつてくるとか、いろいろなこと

で、あれぐらゐのホテルの場合にあれだけ木製の仕上げ材が使われているというようなことは、現行の規定ではできないわけでございます。あの建物につきましては、その点についてはいゝゆる既存不適格というふうな事態になっているわけでございます。

壁に対する穴等につきましては、今回のたとえパイプシャフトに該当する部分の穴というふうな面については、明らかに先生も御指摘のように建築基準法違反ということで、焼失してしまつた結果においてわれわれも発見をしたというふうな状況でございます。

○山田議員 焼けてからでは遅いわけでして、事前に当然あゝいうところは見つけられなきゃおかしいと思ひますけれども、しからば、後になって明らかに建築基準法違反であつたというのが見つかつた場合にはどう責任をとらせるわけですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 第一義的には、その基準法上の違反というものが後から発見された場合には、その点を極力まず直すというところから、実態を直すということが必要かと考えております。それから、そのような欠陥を生じた責任といふことが、原因になつたものがどこにあるかといふことがもう一方では追及され、しかるべき責任者が明確になつた場合にはそれぞれに対する責任の追及という、二つの観点から進められると考えております。

○山田議員 もう火事から一月半たつておるわけですが、当然あなた方もそれを御存じだと思ひます。穴があいてゐるとか、こつちの壁側がずうと抜けてゐるとかという話は当然お気づきになつたと思ひますけれども、それに基づいてどういふ意味での何かの措置をとられたかどうか。

○説明員(梅野捷一郎君) ホテル・ニュージャパンにつきましては、二月十七日と三月一日に、東京都、これが直接やつております特定行政庁でございますが、二回にわたりまして現地を調査をいたしましたして、翌三月二日に使用禁止の仮命令ある

いは是正に対する通知をいたしております。その後、三月十日に正式の是正命令あるいは二階以上の使用禁止の命令を出してゐるところでございます。

○山田議員 いや、そういう欠陥の建築物をつくらせて、その責任はだれがとるかということなんです。

○説明員(梅野捷一郎君) 違反事項を持つておりますあの建物の第一の責任は、建て主あるいは現在そういう状態で使用をいたしてゐりました現在の所有者というものが第一義的な責任者でございます。

○山田議員 その責任者に対してはそれを指摘しているわけですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 先ほど申し上げました命令については、違反事項を是正しろということの内容として命令を出してゐるわけでございます。

○山田議員 この問題はこれ以上申し上げませんけれども、いづれにしても、あゝいう、われわれ素人から見ても明らかにもうおかしいと思はれるような欠陥建築をしてゐるわけでありまして、私としては、やはりもう少し厳しく、あれを施工した人、あるいはそれを監理した建築士といふ人ですか、そういう人たちに對してもっと厳しく追及することが必要じゃないかといふふうに思ひます。まあしかし、これはこれ以上言ひませんが。

先ほど佐藤委員の方からお話ありましたとおり、前にそちらで法律を考へて、過去にきかのぼるといふふうな形のものも考へられたところが、いろいろな事情でもつてそれが実現できなかったといふ話がありました。私はやはり、この際もう一遍そのことを考へ直す必要があるんじゃないかといふ感じがしてなりません。そしてそれが建築物防災対策要綱といふふうなこの要綱になつて、これで指導していけばできるんだといふふうなお話のようでありましたけれども、先ほどのお話のように、たとえばの話ですが、三年なり五年たつて、その間に改修しなかつたとしたらどうし

ますか。

○説明員(梅野捷一郎君) 現在、防災対策要綱に基づいて指導をいたしてゐるわけでございます。そして、三年間で終わるべきものについてはこの三月で終わります。それから、問題のホテルを含んでおります病院、旅館、ホテル等につきましては五年間という期限で指導をしてゐるところでございます。

これらについては、現在、いづれにしても直さなくてはならないという実態を実現するために努力してゐるわけでございますが、仮にそういう期限を超えてもなおできないというふうな事態が生じた場合には、それらの状況に合わせまして、たとえば建築基準法の十條というところに、保安上危険な建物に対する命令措置といふものがございします。そういう強い手段も考へながらあくまで改修をさしていただきたいといふふうに考へております。

○山田議員 それは、行政指導でやれるところはやつてもいいと思ひますけれども、ぜひそういう強い姿勢でやつていただきたいといふふうに思ふのです。たまたまこういう大事故があつたことでもありますから、二年三年のうちに、その間に事故があつたのでは困るわけですから、できればこの際それを早めるぐらゐの気持ちで強力な指導をやつていただきたいといふふうに思ひます。

それから、国際観光ホテル整備法の関係でありますけれども、先ほどのお話によると、これは二十四年にできたものでそれ以降、登録の基準ですか、細かい設置基準がありますが、これは全然直されてないといふふうな話であります。そうしますと、その後建築基準法なりあるいは消防法が變つてゐるのにもかかわらず、二十四年の当時の基準をずっとそのままにしてそれで登録をしてしまふ。そうすると、明らかに消防法、建築基準法に違反してゐても、登録を申請すれば特別な欠格事項がない限りは登録になると、こういう体制ですか。

○説明員(高橋克彦君) まず、たとえば昭和二十

四年に登録されたホテルがあるといたします。これにつきましては、消防法令は改正された時点で週及されますので直つていなければならぬといふこととなります。それから、建築基準法は週及適用されない部分があるわけでございます。そういったしますと、週及適用されない部分については当然適法でございますのでそのまま登録がなされてゐるということでございます。

○山田議員 そうしますと、先ほどの佐藤委員の話のように、政府登録のホテルでありながら建築基準法上かつてないといふふうな事態になるわけですから、今後ぜひともこれを現状に合うように修正することをひとつお考へいただきたいといふふうに思ひます。

それから、最後になりましたが、もう時間ありませんが、この前少しお話ししました例の従業員に対する基準法違反あるいは労組法違反といひますか、不当労働行為事件といふふうなものはその後どうなつておりますか。

もう一つ、現在いる労働者に対する賃金債権といひますか、そういうものの確保については労働省ほどの程度やつておられるか。お聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(岡部三三君) 前回の当委員会におきまして、一件の賃金不払い事案につきまして二月五日付をもちまして検察庁に送検をいたしましたことは御報告済みでございます。

その後判明しました事項といたしまして、二件の退職金の不払い事案及びパートタイマーにつきましての休業手当の不払い、それから高田配膳会関係のアルバイト賃金の不払い等々の事案が判明をいたしましたので、これにつきまして三月九日付をもちまして是正勧告を行つたところでございます。その結果といたしまして高田配膳会関係のアルバイト賃金につきましては三月十五日に是正が行われたところでございます。

それから、二件の退職金の関係、それからパートタイマーの休業手当の問題につきましては、三月三十一日までには是正をさせることにいたしてお

りますので、これは是正方につきましてさらに監視を続けてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(齋藤邦彦君) ホテル・ニュージャパンに關しまして不当労働行為事件として中央労働委員会に一件、東京地方労働委員会に五件がそれぞれ係属しております。

このうち、中央労働委員会に係属中の事件につきましては、三月の十日に中央労働委員会の担当の公益委員、それから労働委員三人の名前で和解の勧告がなされております。

すなわち、火災というような緊急事態が発生したので早急に正常な労働関係を樹立することが会社側、組合側にとって緊急の必要事である、したがって、会社側は解雇を止めた組合役員七人は早急に復職をさせ、バックペイその他の復職の条件については会社と組合が協議しろ。それからもう一点、組合側は緊急事態の解決のために会社側に全面的に協力をせよ。こういうような趣旨の勧告を三月十日にいたしております。それで、まだ労働使からはこれについての回答は来ていないという状況でございます。

それから、地方労働委員会に五件係属しておりますが、これは現在調査中というふうに聞いております。

○山田隆君 終わります。

○大川清幸君 それでは、初めに運輸省に關する部分からお伺いをしてまいります。

先ほど、午前中からの質疑でもやりとりがあったんですが、三月十六日に東京消防庁が二十一社を公表いたしました。その中で台東区のきぬやホテルですか、これは国際観光ホテルの指定を受けておりますね。どうですか。

○説明員(高橋克彦君) ただいま御指摘のきぬやホテルは、国際観光ホテル整備法に基づきまして運輸大臣の登録を受けているホテルでございます。

○大川清幸君 このきぬやホテルの指定はいつなされたんですか。

○説明員(高橋克彦君) 運輸大臣の登録は昭和四十八年九月二十六日付で行っております。

○大川清幸君 消防庁に伺いますが、東京消防庁で三月十六日に二十一社を公表いたしましたのが、このきぬやホテルの欠陥については具体的にどのような条件だったんですか。

○政府委員(石見隆三君) きぬやホテルにつきましては、消防用設備といたしましては屋内消火栓が不備であるということ。それから二番目は、自動火災警報装置が不備だということ。これは、不備と申しますのは、範圍といたしまして未警戒の地域であるという意味か、あるいはまた内容的に不備なのか、ちよつとそこは不明確でございますが、いずれにしても屋内消火栓と自動火災警報装置の不備が認められたということでありまして、それから、防火管理といたしましては、内部のじゅうたんとかカーテンとかいわゆる防災をやらなければならないところの防災がなされていなくて、それから、ホテル側におきます自主点検が励行されていないというのが主な内容であります。

○大川清幸君 そこで、公表については、これらの不備はわかりましたが、やはり改善警告について必ずる意思がないということもあるんですか。

○政府委員(石見隆三君) 今回東京消防庁が旅館、ホテル名を公表いたしました基準といたしまして、その中の一つに、違反は正に於いて、防火区画とかあるいは屋内消火栓の改修にかなり時間がかかる、その他違反は正に早急に行われたいと見込まれるもの、それからまた、警告あるいは命令等違反の処理基準に該当するものであることという基準を設けておりますので、これらに該当したものと理解しております。

○大川清幸君 そこで、先ほどから論議になつておるんですが、この国際観光ホテルに指定ということになりますと、やはり海外の観光客等がかなりそれを安全度のよりどころみたいな感覚で受け取っていると思うわけで、しかも、いま消防庁の方の現場の検査、その他、それから改善命令に對

する対応の仕方についても、これはかなり質の悪い方の印象を私は受けるわけです。この辺のそのすり合わせというか、両庁の監督の基準みたいなものがいつも違つたままで放置されているのでは、まずいというのがさきから論議があるんですが、これに對する対応は何か考える必要があると思ふんですが、どう考えているんですかね。

これはどこが答えるんだろうか、まとめてもらうかなにかしなければいけませんと思ふんですが。○政府委員(石見隆三君) 東京消防庁といたしまして今回旅館、ホテル名を公表いたしましたのは、先生御案内のとおり、ニュージャパンの火災以後、二月の九日から二月の二十三日までに一斉査察を行いました、いわば不備事項としてもかなり大きいということ、同時に、改善見込みがないということ、それからもう一点は、改善の計画書も出てきていないということで踏み切つたものであります。悪質と言えますかどうかわかりませんが、東京消防庁といたしましては、旅館業としてこれ以上続けさせるには防災上自信が持てないという判断に立つたものだというふうに理解をしております。

○大川清幸君 そうしますと、消防庁側の判断がそういう深刻な心配をなさっているという中身から考えて、きぬやホテルについては、これ、具体的な名前を挙げてホテルの扱いをとにかくするのはいかがかと私は思ひますけれども、このきぬやホテルの国際観光ホテルの認定をした条件は、四十八年九月二十八日の時点で指定をしたのです、いまでもこの指定を解除するとか取り消すという条件は全く見当たらないということになるのか。その辺の判断はどうなりますか。

○説明員(高橋克彦君) ただいま消防庁長官の方から、きぬやホテルの公表した事情につきまして御説明がございましたが、私も、新聞できぬやホテルが公表された事実を承知いたしました。翌日直ちに立入検査をいたしました。そして、登録ホテル業者としてどういう対応をしたのかという調査をその際にいたしますと同時に、事業者の代

表者を運輸省に呼びまして事情を聴取しております。

ホテル事業者の供述、事情聴取に対する答えは、東京消防庁の方から二月の末に警告書が出される前に、一部すでに事業者に対して発注をして改善の措置を取り始めていたところである。ただしこれが消防署の方にきちんと伝わっていないか、たといふふうな弁解をしておりまして、現実の姿といたしましては、本日午前、再度事業者を呼びまして事情聴取をいたしております。それによりまして、今月末までにすべて指摘された事項については改善をいたします、すでに一部改善したところもあるというふうな報告も受けております。したがって、現在のところ、これに對しまして登録の取り消しというふうなことは現時点では考えていないところであります。

○大川清幸君 それでは、公表したことの結果が出て、きぬやホテルの方も対応する動きを示したようだからそれはそれでいいとして、もう一つお伺いしておきたいのは、先般の地行の委員会でも私も伺いましたんですが、このホテル・ニュージャパンの場合は、保険金が一億五千万程度で大変低かったということが問題になっておりまして、実は国際観光ホテルの場合、別に法の規定はございませんが、この業界の組合と民間の保険会社との契約によつて何か仕組みができていますのでございまして、これは法に規定がないものですが、最低限で入つていけば国際観光ホテル業界に入れるというふうな規約になっているそうだけれども、これはやはり、宿泊客の定員数に應じて何%までは必ず掛けてもらいたいというふうな行政指導なり規定はできないものなんですか、どうなんですか。

○説明員(高橋克彦君) 今回のホテル・ニュージャパンの事故にかんがみまして、私も反省することの一つといたしまして、いま先生の御指摘のございました、あれだけの大きなホテルであつて損害賠償の保険には一億五千八百万しか入つていなかったというのが一つの反省点としてございま

す。それで、社会的に非常に、あのホテルの損害賠償に対する能力に疑問を持たれている、それに就いては私も反省しなければいけないというふうに考えております。

そういうことで、今後登録ホテル、旅館において大規模な火災等の事故が発生いたしましたときに、当該ホテル、旅館の利用者の損害賠償に際するに、当該ホテル、旅館の登録ホテル、旅館に對して損害賠償の付保の義務づけ等について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○大川清幸君 ぜひ前向きで検討をしていただきたいと思ひます。

それからもう一点、これは所管の官庁がどこになるか微妙な問題だと思ひますが、ホテル・ニュージャパンの場合も夜間の従業員が非常に員数が少なかつたということがやっぱり問題になっております。これは労働条件なんかでもいろいろいま問題が起つてゐることは先ほど明らかになつておりますが、この宿泊客の定員数に対する警備の問題ですが、これは人件費の問題もあるものでなかなかむづかしいと思ひます。営業側側の立場を考えた場合には、しかし、避難誘導その他防火対策の上での必要人員みたいなものは宿泊客の定員数に對して対応するみたいなものでない水準みたいなものはどこかでつくつてもええと思ひますか、どうですか。

○政府委員(石見隆三君) 確かに旅館、ホテルの、とりわけ夜間の従業員の数の何らか目安のようなものが必要ではないかという御指摘は、私も非常に強く感ずるわけでありまして、ただ、先生御案内のとおり、旅館、ホテルと申ししても標準というのはいくらに問題であらうと思つております。しかし、それは申ししても、旅館、ホテルの防火安全を確保いたしますためには、やはり適切な防火管理というものがこれはぜひ必要なことである。とりわけ旅館、ホテルは不特定多数の方が夜寝られる場所でございますので、

夜間の防火管理というのは大変大きな問題だらうと思つております。

そこで、私もいたしましては、現在防火管理団体研究委員会というものを設けまして、夜間におきます防火管理のあり方、それから防火管理をたえば委託をいたします場合の条件、さらには無人化対策というふうな条件、旅館、ホテル等におきますこのようなところの防火管理体制のあり方はどうあるべきかというところを検討いたしておるわけでありまして、その中でこの問題も取り上げてひとつ専門家の手によって研究していただきたいということをお願いをしておるわけであり

私ども、事が事でございますので、できるだけ早く結論をいただきますようにお願いをしておりますが、と同時に、もし仮にこういう何らかの基準ができましたら、これはなかなか消防だけで対応というのでも一つ問題がございます。旅館、ホテル等にかかわつて行政をなさつておられますそれぞれの関係省庁とも御相談あるいは御協力を願ひなければ、結論が出しても実現がむづかしい問題でございますが、いづれにいたしましても、私も一応そういうことで全体を含めての防火管理体制がどうあるべきかという研究会の中の検討を進めておるところでございます。

○大川清幸君 私の質問では運輸省さんこれまで結構です。どうもありがとうございます。

そこで、この間、三月十六日に東京消防庁が「適」マークを交付されてない三百四十一件の対象ホテルのうち二十一件発表をなさしまして、これは大変勇気の要る決断だったと私は思つて評価をしてゐるわけですが、ところが、せっかくの勇氣ある決断なんです、対象となつた二十一社について、いろいろ法律上の問題もあるものですが、ほかにまだ危険なのが九四％残つてゐる中で二十一社だけ公表されたということについては大変不満なり批判というものを持っているんじゃないかと思ひますが、具体的に東京消防庁あたり文句は寄せられていないんですか。状況はどう

でしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 今回東京消防庁が、独自の基準を設けて二十一の旅館、ホテルを公表したわけでございます。これは確かに先生おっしゃいますように、東京消防庁といたしましては相当な決心、決断をしたものと私も受けとめております。この点につきましては、現在、とりわけ発表されました旅館、ホテルの関係者の一部から営業妨害ではないかというふうな非難と申ししますか抗議と申しますか、そういうふうな申し入れを東京消防庁は受けておるといふふうに聞いております。

○大川清幸君 それは、非難とか不満だけで、訴訟になるとかそういうふうな心配な問題はないのですか。

○政府委員(石見隆三君) 現時点で訴訟が起きますか、それは、欠陥ホテルというか、「適」マークを交付されなかつた三百四十一社ですが、このうち二十一社がやられた。このうち廃業が少しあるようで、残つた九四％のホテルについては、法改正以前の建物で目下改修計画があるというふうな条件、これで公表を免れたものもあるものでしょう。そういうのと比較すると、こうした公表された連中から文句が出るわけですね。

ですから問題は、消防法の方は、昭和四十九年の消防法改正、あのときに決まつて出発をしたわけですね、スプリングクローの設置等は、適及条項もくつたままです。問題は、先ほどから議論になつておりますけれども、建築基準法の方は二年間継続審議で、五十二年のあれは七十何国会か何かでようやく採択をされたわけですが、そのときに適及条項についてはいろいろ経済的な条件があつて、あの当時の新聞をひっくり返してみると、生命か金か、防災か営業かというふうなことで大差評判の悪い報道がたくさん出てゐるのです。問題を指摘する前に、あのときに適及条項を

衆議院において外してしまつた。参議院へ来てから参議院の建設委員会でも私どもの党から、あの当時は日陰条例の絡みもあつたのでほかの党からは御賛成願えなかつたと思つたのだけれども、修正案を出したけれどもこれは否決をされて、全会一致の附帯意見か何かについてあれは採択されてゐるんです。

この適及条項を外した経緯と根拠について概要でよろしいですからここでも一回念のため御説明をしていただきたいと思います。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

ただいまの、ホテル等の既存建築物に対する適及適用でございますが、四十九年の三月に、それ以前にございまして大洋デパート等のビルの事故の後の検討を受けまして、四十九年の三月に適及適用条項を盛り込んだ改正案を御提案したわけでございます。その後、七十三国会から七十六国会にかけまして継続審議ということで、繰り返し慎重な御審議をいただいたわけでございまして、五十二年五月に、当時の改正案には二つの柱がございまして、一つはただいま申し上げました適及適用条項でございます。もう一つは日照関係の日陰規制の問題でございますが、その適及適用条項を五十二年の五月に削除いたしました。残りの日照関係の改正の部分だけが可決成立されたという経緯でございます。

その間のいろいろな御審議の過程で大変議論になりましたのは、一つは技術的な問題と、それから資金的な問題、いわば技術上の問題と経済上の問題の二つの観点から繰り返し御議論があつたわけでございます。

技術的な問題につきましては、当然のことではございますけれども、既存の建物であつてそれぞれもうすでに地上がつておるといふ条件を抱えた建物でございまして、それに対して、その当時提案いたしました、新規のものに当てはめておる基準がうまく当てはまるのかどうかという内容の御議論でございます。それと、いわばうらはらでございまして、そういう新規の建物に適

用すべき基準を直ちに機械的に適用した場合には経済的な問題がどうなるか、こういう点が非常に議論になったわけでございます。そこで一たん削除されたわけでございますが、その後五十二年から五十三年にかけまして、改めてその問題だけを取り出した法改正があり得るのかどうかというような検討を進めたわけでございます。

その結果といえますか、その途中で、それでは具体的に対象になる建物について、いまの技術的あるいは資金的な問題がどうなるのかということを実に個々に当たってみようという検討がされたわけでございます。それが特に五十三年の時点の検討でございます。

そういう検討をいたしましたして、対象が、当時二千二百六十棟程度がその対象になったわけでございますが、一棟一棟具体的に改修のやり方等についての検証を進めたということでございます。その結果、従来から指摘されておりましたような個別の条件というような問題をいわば重視をいたしまして、最終的には五十四年の三月に現在のような指導要綱で改修を指導してまいるという方法に決めたという経緯でございます。

○大川清幸君 何か大きな事件が起こると、そのときには世論も盛り上がるし国会も役所の方も前向きで何とか今後のそういう犠牲は根絶しようという勢いでやるのですけれども、時間がたつうちにだんだんほとぼりがさめるという姿勢がおかしくなるので、そのころ、四十九年の提案以来ずっと考えてみますと、やはり経済的な条件や全部めんどうみたらえらいことになるというようなくともあったらと思うのですが、理想的な姿で防災設備その他を全部準備するのじゃなくて、ひとつ消防法の方が、見切り発車じゃないが、建築基準法に先立って適及条項をくつつけて、せめてスプリンクラーのことでもと始まった。建築基準法の方でも、段階的に向こう十年計画ぐらいで三年に二項目か三項目ぐらいつつ適及条項を追加してやっていくぐらいい段取りはしておいてもらった方がよかつたのじゃないかという点では、私は、

せっかく建設省で提案したものを外した国会側も、今回謙虚に反省している問題ではなからうかと、こう思っているわけです。

その辺の議論はひとまずおくいたしまして、現在の監督指導に当たって、消防法による「適」マークが交付されていないところの、特に悪質なものの二十一社を発表したというようなくともいま運営しているわけですが、建築基準法の方は法を改めないで行政指導の要綱でやっておられますが、この二つのよりどころ、法的な根拠あるいは指導要綱によって、いまの危険ホテルなどのいろいろな判断をしておりますね、防災上安全かどうかという。この辺の執行についての不都合はないんです。

○政府委員(石見隆三君) 私ども消防機関の方から申し上げますれば、たとえば今回東京都で発表いたしました二十一件の一番根っこになりました、いわば東京消防管内で「適」マークの交付の際の対象になります旅館、ホテルは九百六十一件であります。そのうち現時点までに改修が終わり、あるいはまた、この際もう改修ができないというところで営業を廃止をするというようなものを除きまして、要するにまだ不適で、「適」マークがもらえずに残っております旅館、ホテルは三百九十九件でございます。

これにつきましては、御案内のとおり「適」マークをもらいますためには、消防法令に基づきます消防用設備が整っておること。それから建築構造に消防防災上不適格な部分がないかどうか。それから三番目は、日ごろの防火防災訓練が十分行われているかどうかというこの三点でやってきておるわけでありまして、この残りまして三百九十九件の中で、建築構造が不適格で消防機関としては「適」マークが出せないというのが二百八十八件でございます。これにつきましては、東京消防庁といたしましては二百八十八件すべてについて現時点までに建築行政の方へそれぞれこのホテルのこの部分がまずいということを通知を発

しております。

それから、消防法令違反がソフト面、ハード面入れまして百九十九でございます。この二つの数字の合算額が合いませんのは、ダブっておりますので合いませんが、このような状態になっております。このような状態はこれは全国消防機関大体平均的にこのようなことであらうと私も理解をいたしておるわけでありまして、消防機関といたしましては、先ほど建設省からも御説明がございましたように、現行建築基準法上は法律違反ではない、しかし既存不適格になっておるといようなきわめて扱いにくいものを扱っておるわけでありまして、消防機関は、やはり防災防火の観点上それも含めて「適」マークの対象にし、かつそれが整わなければ「適」マークを出さないという態度をとっておりますと同時に、いま申しましたように、それぞれ関係行政の方々に不適部分を通知申し上げまして、一刻も早くこのようなくことが解消され、「適」マークが交付ができるようにということと鋭意努力をしておるわけでございます。

○大川清幸君 そこで私が心配するのは、こういうホテル・ニュージャパンのような悲惨な事故が起こった、貴重な生命が失われたということと東京消防は勇気ある決断をして公表した。これに対する世論の批判はない。むしろ味方をするという高評価をする面が多いと思うんですよ。ただ、これが先へ行ってしばらく何にもない、いわゆる平時と言っているいいかな、そういうときにどこかが公表したら、これはその発表したところの消防機関が袋だたきに遭う危険性だってあるわけですよ。

ですから、そういう点で考えると、この勇気ある東京消防のこうした決断が今後生かされるようにしていただくことが最も望ましいんですけれども、いま長官から御答弁のあったように、違法ではないが安全ではないという建物ね、これが大ぜいの人が寝泊まりをするホテルで現在残っていること自体が問題なんで、先ほど要綱によると三年

物と五年物、いわゆる五年物の方にホテルと旅館が入っていますね。指導でこれが五年物のあれは五十九年三月末ですか、それまでにやらせるのを早めると言っていますね。その指導は強力におやりになって間に合わせるという約束ができるの言っているんですか、どうなんですか、それは。

○説明員(梅野捷一郎君) ただいま御指摘の防災対策要綱によりますホテルの改修指導でございますが、これにつきましては、五年間、五十八年度いっぱい、つまり五十九年の三月末までに改修をすべしということで二百六十五棟のホテル、旅館について改修を指導しているところでございます。現在では三年が終わったわけでございますが、なお改修が完了していないものもかなり残っております。これにつきましては、先ほども申し上げたかと思いますが、ホテル・ニュージャパンの火災の後の点検等におきまして、さらにこういう事故にかんがみて一刻も早く、その期限ということにこだわることなく一刻も早く改修をするようにさらに指導をしろということと、これらの対象物に対する個別の指導に当たっているとこののが実情でございます。

○大川清幸君 そこで、先ほどからやっぱ議論になっておったように、指導要綱でやっているんではいろいろ不十分な、心配な面があるから法改正をしないという御意見がたびたび出たわけ。ところが、指導をする建設省の方の立場でいうと、指導要綱でいろいろ条件を決めて押し込んでやっていられるところだから、五十九年三月じゃなくて五十八年の十二月でもやっちゃおうという御答弁があったんで、結構なことなんです。まあ指導要綱でやっているうちは法改正は恐らく立場上できないということでもあらうかと思うんですよ。けれども、近い将来、消防法のいろいろな規制条件と建築基準法のいろいろな条件がほぼ足並みがそろそろいう状況にすべきことはいまから検討して考えておく必要はあるのではないかと、それから、もう一つ関連すると、運輸省さん婦

つてもらったけれども、二十四年に決めた整備法の国際観光ホテルに対するいろいろな条件が、遵守事項を三項目か四項目決めてあります。これなんかもすり合わせをちゃんとやって、各法令等が全部びしっとそろって、防災対策に万全が期せられる仕組みにしておくこと、これはいまから配慮しておく必要があるだろうと思うんで、建設大臣いらないかなかなか答弁むずかしいと思うけれども、これはやっぱり七省庁なりなんかで集まったときには考えておいてもらいたい課題だと思えますけれども、どうですか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

ただいまの適及適用の問題でございますが、現在実施しております防災対策要綱に基づきます指導については、先ほど来申し上げておりますような経緯を経て現在の指導をやっておりますので、あくまでこの指導要綱に基づく指導はやり遂げるというまいしょうか、そういうことに専念をいたしたいわけでございます。

なお、先ほどの「適」マークの関係では、基準法関係の建物の構造関係のものも評価の基準の中に加えられておるわけでございまして、その際にも私も御連絡、御協議がございまして、既存不適格部分といいますが、そういうものも含めまして実態上の防災上の不備事項がある場合には「適」マークを交付しないということについて、私どもも当然、基準法上の違法ではないけれども、そのことが評価されるということはある程度得べしということ、御連絡をとりながらやっておるのが現状でございます。

○大川清幸君 そこで、東京消防庁では決断をして二十一発表したわけですが、特に大都市を抱えていて、大きなホテルなどが多い地方公共団体の消防機関で、これは、全国ではこのような公表の方向でいま御検討なんですか。方針はいかがなさいですか。

○政府委員(石見隆三君) 今回東京消防庁が、防災上、法令的にも、あるいは事実上も大きな問題があるという旅館、ホテルを公表いたしましたの

は、これは、先ほどから御答弁申し上げておりますように、今回のホテル・ニュージャパンの火災を契機にいたしまして東京消防庁が一斉査察を行いました結果、やはり独自の判断に基づいて基準を設け、実施をしたところでございます。

それで、全国でこれをやるかどうかということにつきましては、私も、とりわけ政令市十市を見ました場合、直ちに東京消防庁と同じような措置を今回とるという決断と申しますか、決定をした市はまだ聞いてはおりません。しかし、私どもは、それぞれの市の実態に即して、東京消防庁と同じような措置をとられるということは、それぞれの実態に即して、私は、おやりになっても当然構わないと申しますか、何ら支障のないことだと思っております。

ただ、私どももいたしましては、全体的な問題といたしましては、御案内のとおり、昨年五月から全国的に表示、公表制度を発足をさせておりまして、いま各消防機関を督促して何とかしてこの月末までには全国これをやりたいたいということで進めておるなかでございまして、この結果も待ちまして、私もやはり、いまやっております表示、公表制度に何らかの問題点があるということでございます。十分各消防機関とも御相談をいたしまして、これの手直しをいたすということにはあり得ようかと存じますが、東京消防庁の制度を全国的に直ちに普及させるということは現時点では考えておらないところでございまして。

○大川清幸君 大変貴重な御答弁なんですけれども、それだけむずかしい問題があるということなんです。念のため伺いますが、昭和四十七年に悪質なものについては公表するような制度を一回決めて準備をなさったんですが、途中でこれは中止というかまたやみのかっこうになっていますね。これは四十九年の法改正が出たりの、それらとの絡みか何かあるんですか。

○政府委員(石見隆三君) かつてそのような表示制度を全国的にやったことはございまして。しかし、ただいまお話しにございましたように、四十九

年にいわば消防法の抜本的と申しますと語弊がございまして、スプリングローを初めてして新規建物に要求されます消火器あるいは自火報、消火栓等の適用をすべて適及してつけさせたというような経緯もございまして、かつて発足いたしました制度は全国的に完全に行われていたという状況でございまして。しかし一部市でなおおききながらやっておられた市はございまして、今回のように、去年の五月から発足いたしましたように、全国一斉にということにはなっておらないところでございまして。

○大川清幸君 そうするとあれですか、この四十七年の表示制度の中途でまたやみになったことについては、そうした具体的な状況等の変化もあつたわけですが、やはり法改正との絡みがあつて、時間的に余裕をおいて考え直さなきゃならないということであつたわけですか。

○政府委員(石見隆三君) 当時発足をさせましたものは、今回ほどいまだに厳格なものではございまして、御案内のとおり旅館等よく秀、優、良というものが、衛生状態が表示されておりましたと同じような、同じと申しますか、ああいう感覚で始まったと思うのであります。したがって、内容的にも不備であつた、不備と申しますか必ずしも十分でないということもございまして、と同時に、もともとそのような消防設備の主立ったものがまだ設置義務が完全になかった時期の問題点でございまして、その点では不十分であつたのだからと思っております。

(理事亀長友義君退席、委員長着席)

その後そういう制度改正も行われ、そして新たな事案のもとで今回のような制度を発足したということでありまして、前段申し上げましたように、たとえば一例を申し上げますれば京都市あたりではずっと引き続きやってきておられたということと事実でありまして、それなるがゆえに京都市では今回の表示、公表制度が非常にスムーズに進みまして作業も早うございましたし、しかも

「適」マークを受けております旅館、ホテルが八

十数に及んでおるといふふうな極めて優秀な状況であります。これは、やはり京都市におきまして、一つはあつた文化財が非常にたくさんあるということ、それから、職災を受けておりませんので木造家屋等が多いこと、やっぱり火災のときの火災害ということも心配されて、実態に即して四十七年当時の制度をそのまま工夫しながら使つてこられたということかと思うわけでございます。

○大川清幸君 いまの長官の報告を受けていても、やはりその気になって各消防機関でいろいろ実施することについて、基本的なことは全国大体一致してやっているとしようが、いまの四十七年度のこの表示制度についても、京都なら京都独自でやってきてそういう良好な状況が今日まで続いているということも考えますと、今回のホテル・ニュージャパンの火災にかんがみて、やはり行政指導上は全国的にある程度の水準はそろえておく必要があるだろう、公表するしないは別で、そういう点での努力をやはりしなきゃいかぬし、それについては、各市町村の規模の違い等、消防機関自体だって大きいところも小さいところもありますから、市町村によつては、受け入れる方は大変かもしれないけれども、ある程度の基準というか、そういうものを設けた上で、今後はずっと足並みを大体そろえてもらう。とりわけ観光地で国際的な他国の人々の出入りの多いところなんかについては足並みをそろえてもらうような方針で防災上の指導、これは徹底してもらいたいと思うんですが、何かお考えありますか。

○政府委員(石見隆三君) 現在すでに発足をし各市町村消防機関が鋭意作業いたしております表示制度と申しますのは、二十四の箇所、六十五の項目につきましてかなり細かい基準を設けて、これを前提にして各消防機関で実施をしていただくということ、全国的なバランスをとっておるところでございます。

ただ、私どももいたしましては、消防、防災安全に軽重はございまして、私どもが示しまし

た基準を緩めるといふことは一切認められておりません。ただし、市町村のそれぞれの、いまおっしゃいましたように温泉地でありましたとか観光地でありましたとか、実態によって各市町村でさらにこれを強化するといふことは結構だろう。きつくる方は結構でありますが緩くする方は認めないといふことで指導しております。これもまた一例でございますが、大阪市消防局におきましては私も示しましたよりもかなり厳しい基準をさらに上乗せをいたしましたこの「適」マークの交付事務を進めておるといふような状況でありまして、これは少なくとも最低基準であるといふふう存じておるわけであります。

このような基準に合致いたしましたものにつきましては「適」マークは交付するということにいたしますと同時に、「適」マークのもらえない旅館、ホテルにつきましては、適切な指導、警告を行いつつながら、状況によって必要に応じて措置命令を適切にかけるということも指導いたしました。と同時に、この措置命令に従わない者に対しては警告、公表をしないといふことも指導しております。また、警告、公表等につきましてもばらつきのないように指導をいたしてまいっておりますのでございます。

○大川清幸君 ところで、この防火設備その他をホテル、旅館等が対応してやる場合に、あのころ、実施した当時、特殊建築等防火改修補助という制度を設けて、改修を行うところについては地方公共団体を通して補助をしたことがありますが、これは実施した当初とそれからその後の経過についてはどういう状況だったんですか。――あれは要綱と一緒に実施をするようにしたので、建設省の方からお答えしていただきます。

○説明員(梅野捷一郎君) ただいま御指摘いただきましたのは、私どもの防災対策要綱で改修をする際の補助のことかと思えます。それにつきましては、設計費の補助と、それからたな子さんがい

らっしゃる場合のいわば休業補償的なものの二つを対象といたしております。公共団体が助成をする際に国がその二分の一を補助するという仕組みでございます。

○大川清幸君 ですから、その制度を実施したときには、今度は改修する方の側の経済的な負担が大変だったろうと思ふんですよ。ですからね、たほどの効果は上がらなかったんじゃないですか、当時。どうなんですか、状況は。

○説明員(梅野捷一郎君) ただいま申し上げました助成制度というのは、いま申し上げましたように、改めてむずかしい計画をつくって改修しないうか、設計費の補助であるという、直接改修工事費そのものを対象にしないという点がございまして、当時どれくらいかかるのかというお話がいろいろございまして、相当大きな工費が要るのではないかと議論もございましたけれども、ただいまの助成制度は、いま申し上げたような対象がそういう点にしばられているということでございます。

○大川清幸君 ところで、現在政府関係金融機関等を通していろいろな融資制度が実施されていすね。たとえば道庁は安全並びに公害防止貸し付けですとか、それから大蔵省の国民金融公庫を通しての安全公害防止貸し付けの制度、これは全部中小企業対象ですが、あるいは環境庁の設備資金、そういう意味で言うと必ずしも防災オンリーではありませんが、それぞれ政府機関の制度で融資をいたしておりますけれども、今回、これは内定かもしれないけれども、日本開発銀行を通して防火設備緊急融資を再開するといふような報道をされておりますが、これは実施の予定の報道だろうと思ふんですが、実施に踏み切られるのか、もし踏み切られるとすれば中身についてはどのようなものを具体的に考えているのか御報告願います。

○政府委員(石見隆三君) 今回のホテル・ニュー・ジャパンの火災を契機といたしまして、スプリン

クラー設備、屋内消火栓設備というこの二点がやはり初期消火、防火の上で大変大きな効果があるものでございまして、これを対象といたしまして、今回大蔵省とも話をいたしました。特別の融資措置を設けるということで大抵話は双方了解点に達しております。五十七年度からこれを実施するといふ計画にいたしております。今回二年間に限りまして開帳から特別融資を受けるということにいたしております。なお、融資機関は、開帳のほか北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫、これも含めてであります。

融資対象は、旅館、ホテルの屋内消火栓設備とスプリンクラーであります。融資条件は八割の特利で貸す、償還期限は十五年以内ということになっております。五十七年度から発足をさせるということに相なっておりますのでございます。

○大川清幸君 それから、先ほども大抵の報告があったので、改めて聞くまでもないかと思ふますが、五年物のうちで、旅館、ホテルでまだ未計画のもの、五十四ですか、これはあれですか、五十八年ごろにいつと早めて実施をさせるということになると、この中で廃業したり、ホテル、旅館じゃなくて、どこか事務所に切りかえちゃうというふうな、どうしても改修が無理なのやなんかも入っているんでしょう、これ、五十四には。

○説明員(梅野捷一郎君) いま御指摘のように、旅館、ホテルの系統につきましては、昨年の九月末現在で私どもが報告をとっておりますのは、二百六十五棟のうち五十四棟がまだ何らの具体的な計画を立てるに至っておりません。この中にはただいま御指摘のような経営上といひましようか、倒産その他に近いような、あるいは用途転換を図るようなものというふうなものも含まれております。

○大川清幸君 そうすると、残ったものについて、やはり何らかの商売を続けていくというのか、営業を続けていく上ではやっぱり改修その他についても対応する姿勢はある人たかなんですね。

○説明員(梅野捷一郎君) 現時点では、たまたまホテルにつきましては五年物ということでございますので、最終段階であくまでわれわれの指導に応じないかどうかというぎりぎりのところまで来ておりませんけれども、現在までのところはそれぞれ一応改修に対しての計画を何とか立てたいという考え方のようでございます。

また、今回のような事故あるいは「適」マークの消防庁における強い御指導等もございまして、さらにそういう機運が高まっているのではないかと、いふふうに期待しておるわけでございます。

○大川清幸君 ところで、三年物の中でちょっとお伺いをしておきますが、物販関係で三十五ですね、未計画のもの。それから劇場、飲食店等で二十七。それから地下街が三です。これはもう期限が来ちゃうんですけれども、間に合わないところもかなりこの数字でいうと出てきちゃうんじゃないかと思ふますが、これに対する指導はどのような考えでおられますか。

○説明員(梅野捷一郎君) いわゆる三年物が全体では六十五といふものが昨年、半年前の時点でございますが、何らの具体的な計画が立っていない。これについては先生御心配のような点で、期限を過ぎてもなお改修が終わらないというものも、現時点では当然予想されるという状況にすぎないにすぎません。この中には、先ほども申し上げましたような廃業あるいは倒産というふうなものも当然含まれておりますけれども、つい先ごろも各行政庁に指示をいたしまして、できないものについては来月早々にも一件一件具体的な状況に照らしてわれわれと相談をして、さらに強い方法で改修をあくまでやらしていくということを指示したところでございます。

○大川清幸君 具体的にどこどこと名前を挙げてと差し支えがあるから御報告願えないかもしれません、たとえば地下街なんというものは、これ三カ所報告が出ています。それから計画提出が二あり。計画の中のものを入れると五ですけれども、これ地下街なんというのは、この間の静岡の

わけでありまして、しかも、それはまたたくさんな個所を見なきゃならぬわけでありまして。消防機関といましては、限られた人員の中でのかなり苦勞はしておることは事実だと存じますが、やはり何と申しまして、設備面それから管理面、この二点にわたりまするきめの細かい査察はやらなきゃならぬだろうと思っております。今後、このような査察につきましては、私もそういったしましては一段と査察の強化、しかもそれはきめの細かい査察、しかも不備事項を発見した場合には、注意のしつ放しではなくして後必ずそれはフォローするということをやらなきゃならないと思っております。この点、先般のニュージャパン以後も数度にわたりまするかなり厳しく通達を申し上げ、指導いたしておるところであります。

それから改善命令、改善命令と申しますか、最終的には措置命令のお話であつたと存じます。措置命令は、これはいわば消防法令といたしましては最後の切り札であるかと思っております。なかなか具体のケースに即しましてむずかしい問題はあるかと思っております。しかし、やはり安全を確保いたしますためには、措置命令というのは、状況がくれば発動するというのは私も当然のことだと思っております。

ただ、いまもお話にもございましたように、私は、消防機関が公権力をもって絶えず措置命令ばかりをかけるのが、これがすべてであるとは思っていません。やはり指導し、警告をして安全な設備をつけさせ、旅館、ホテルとして防災管理の十分行き渡った旅館、ホテルに指導をするというのが本来だろうと思っております。しかし、それにもかかわりませずやはり措置命令を発しなきゃならないという事態が来ますれば、それはもうやむやなくやる。しかも、措置命令を発してもなお従わないというような悪質なものに對しましては、これはもう告発という手続を断固として行うということだけは当然だろうと思っております。その辺、消防機関が今後それぞれの事態に應じて十分対応いたしますように指導を重ねて

いきたいというふうに考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 死者三十三名を出しましたホテル・ニュージャパンの事件は、事実が明らかになるにつれて横井社長らの経営管理者側の責任の重大性を浮き彫りにしてきていると思えます。そして、人災であるということ、これも明らかにしたと思ふんです。同時に、報道によりますと、遺族の方々に對する横井社長の対応というのは、これは遺族の方々はもとより、国民の間に新たな怒りを呼び起こしておるわけでありまして、私自身もその一人であります。

同時に、大洋デパートの火災とか川治温泉の火災等、いままでも大きな被害を生んだ事故がありました。その都度、再びあの惨事を起こさないということでも国会側も行政当局側も努力をしてきたはずであります。それでもなお今回のような痛ましい事故を再び起こしたという点について、大きな責任を感じているわけです。私は、この立場から若干の質問を行つて、問題点を提起をしたいと思ふんです。

まず、消防庁長官とそれから政務次官に、それぞれの立場からの責任についての認識ですね、これをお伺いしておきたいと思ひます。

また、消防庁長官とそれから政務次官に、それぞれの立場からの責任についての認識ですね、これをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) 今回のホテル・ニュージャパンの火災、さらにはその前の川治温泉のホテルの火災、続けて起こつたわけでありまして、私どももいたしましては、川治温泉のホテルの火災以後各消防機関に對しまして、このようなことが再び起こることのないように、具体の行政指導、あるいは予防査察のあり方等につきましましていろいろと指導をいたしてまいり、それぞれの消防機関も努力をしていただいたと存するわけでありまして、けれども、結果的には再びこのような火災が発生いたしましたことはまことに残念に存じておるわけでありまして。

今回のニュージャパンの火災を振り返りました場合、一つには、やはりホテル側におきます設備の不備、あるいはまた、日ごろの防火管理体制の

不備、さらにはまた、火災発生時の初期消火なり避難誘導訓練がほとんど行われていないというソフト面での不備があり、さらにはまた、建築構造上の問題点もあつたわけでありまして、このような火災の原因といたしまして、私といたしましては、やはりこのホテル側の対応のまずさという点が第一点ありますと同時に、片方消防機関におきまして、このような火災が発生いたしますまでの間、川治温泉ホテル以後もいろいろと指導はやってまいつたわけでありまして、また、東京消防庁といたしましてはそれ相応の対応をしたと私は私も存するわけでありまして、結果的にはこのようなことが、設備の不備に基づきますものが非常に大きゅうございましただけに、これに對する徹底した指導というのにはやはり東京消防庁として欠けたところがなかつたかということをや厳しく反省をし、率直に、謙虚に受けとめなきゃならないと同時に、前段申し上げておりますように、法改正以後約二年以上経過した今日であります。そのようなことがもう少し手際よくしかも厳しくやられるべきでなかつたかという御批判に對しましては、私も、この御批判も厳しく受けとめまして、今後の防災対策に十分生かしてまいらなきゃならないというふうに反省をいたしておるところでございます。

○政府委員(谷洋一君) ただいま消防庁長官からお話ししましたとおり、われわれといたしましては、特にホテル火災という現状、それは四十三年のあの有馬の満月城以来次々と起きておるわけでありまして、そのたびに二度と繰り返さないようにしたいという気持ちでいっぱいであつたわけでございます。

しかしながら、次から次と起つてくる現状から見まして、われわれは、かつては表面整備といひますか、いろんな設備をホテル側にさせることによつてそれを防ぐことができるという観念も強かつたというふうに思ふわけでありまして、しかし、今回の事件を振り返つてみますと、いかに表面整備をしてみたつて、問題は、そのホテルの従業員、いわゆる社長以下ホテル側の皆さん方が消防署任せのような考え方でとてもでないんだという感を特に今回の場合は深くしておるわけでありまして。避難訓練にいたしまして、当然やらなきゃならないことが、それがまことにずさんなやり方である、しかもわれわれとして啞然としますことは、政府側が次から次に建築法等の法の改正をわれわれの立場を考えずにやるというふうなことをおっしゃることは、まさに人命無視もはなはだしいというふうな感じがするわけでありまして。

そういう点から、消防庁のみならず各省庁の連絡を密にして、きょうも御指摘をいただいておりますような、各省庁がばらばらの体制でなくて緊密な体制のもとにやるということをして、表面的に整備を充実すると同時に、それぞれの企業の立場で、立場はまたいろいろとあるかと思ひますけれども、それをまた内部的にも充実することによつて、表裏一体の形で二度と繰り返さないようなことにしたい、こういう気持ちをいま持つておるわけでございます。

そういうことでございまして、今回のニュージャパンの火災というものを全国どの地域においても出さないようにするという覚悟を新たにしたいということを経々申し上げておるわけでございます。

○神谷信之助君 三月七日の毎日新聞の報道によりますと、遺族の方々の方は、国なり都なりさらには東京消防庁などの行政責任を追及をする民事訴訟、損害訴訟、これを起こすという報道がされております。ところが横井社長の方はこれを逆手にとつて、そうすれば裁判中補償問題は引き延ばしができるというような考えもあるといふような報道もまた一面されておるわけでありまして、私も、この横井社長らの経営責任、これは厳しく追及されなきゃならぬと思ふんです。が、被害者の遺族の方々からのそういう訴訟の提起に對しては、あの惨事を未然に防ぎ得なかつたやつぱり行政側の責任としてこれを謙虚に受けと

めて対処するという姿勢が大事だということに思
うんです。

いま御見解を聞くと、大体その点はそう受けと
められるんじゃないかと思うんですが、改めてお
二人からお考えを聞いておきたいというふうに思
います。

○政府委員(石見隆三君) 私どももいたしまして
は、今回の火災につきまして消防機関に対しま
するいろいろな御批判、これにつきましてには謙
虚に受けとめ、かつ厳しく受けとめまして、今後こ
のようなことが再びないようにこれに対応してま
いらないかならないかと存じております。

いま、お話しございました民事上の責任云々に
つきましては、私どもはまだそこまで、民事上の
責任があるかどうかということについて具体の検
討はいたしたこともございません。あるといたし
ますれば、国家賠償法の規定によりまして都なり
国が賠償の責を負うかどうかどうだろうかとい
う問題だと存じておりますけれども、現時点では
まだ負うか負わないか、ちよつとこの時点でござ
いますので、お答え申し上げますことは御容赦い
ただきたいと存ずるわけでございます。

○神谷信之助君 次官の方はいいです。
まだ訴訟が提起されているわけではありませ
んから、その点での見解をお述べになるのは大変
むずかしいだろうというように思いますが、ただ
行政自身もやっぱみずから厳しく責任を追及す
るその姿勢が必要だろうという点だけは重ねて指
摘をしておきたいと思ひます。

次に、労働省にお伺いしますが、横井社長は、
退職金を手形を含めて支払うというような基準法
違反問題を起こしたり、あるいは労働組合を敵視
をして、合理化に名をかりて活動家を解雇して、
都労委のみならず中労委の不当労働行為の命令も
受けたという、労働運動を認めないようなそう
いふ態度を始終とってまいりました。これが今回
の事故の被害を大きくした原因の私は一つになる
というように思ふんです。

その上に最近報道によりますと、全従業員に一
方的に解雇予告を行うというような報道がありま
す。これは労働組合側に聞きますと、実際にはま
だ正式に労働組合の側に提起はされておらないよ
うですが、いずれそういう方向ではないかという
ことで労働組合側の働く皆さんの方は非常に不安
を感じている状況ですね。

今日まで、こういうように憲法に保障されてい
る労働者の権利のじゅうりん、あるいは労働三法
を無視をする、そういう態度をとってきた経営者
に対して、具体的に労働省としてはどのような措
置をし、あるいは具体的にどういう指導を行い、
あるいは今後どう対処をするお気持ちか。まず、
この点をお聞きしておきたいと思ふんです。

○説明員(岡部晃三君) まず、お尋ねの労働基準
法違反の問題につきましてはお答え申し上げます。
ホテル・ニュージャパンにおきまして、かねて
から退職金の不払いの問題がございまして、申告
に基づきまして監督をいたしましたところ、違反
の事実が明らかになりましたので、二月五日に検
察庁に送検をいたしております。

その後、さらに調査を進めましたところ、二件
の退職金不払いの案件、それからパートタイマーに
ついての二月九日以降の休業手当不払いの問題が
明らかになり、さらにアルバイト賃金の不払いの
問題が別途発生いたしました。これらにつきまして
是正勧告をいたしましたところでございます。

これは、アルバイト賃金につきましてはずでに
三月十五日は正が終わっておりますが、先ほどの
二件の退職金問題及びパートの休業手当問題につ
きましては、三月三十一日までには是正せよとい
う命令を発しているところでございます。したが
いまして、その是正の状況を見て所要の措置をと
るということでございます。

なお、そのほか退職金につきまして手形で支払
っている部分がございまして、これは、現在のところ
手形が落ちなかったという事実はございませ
ん。それぞれの日に落ちておりますが、これにつ
きまして、さらに今後全額支払いに至るまで監
視をいたしますとともに、さらに五十五年夏季

ボーナスの一部につきましても、手形支払いとな
っておりますので、これについての支払いも監視
を続けてまいりたい、かように考えております。
○神谷信之助君 遺族の方々に對する補償問題の
みならず、今日まで給料も不払いになったり、い
ろんな悪い条件の中で働いてきた人々を、今回の
火災を契機に全員解雇予告をするというようなこ
とは、私はこれは許すことはできない問題だとい
うように思ふので、そういう点ではひとつ労働省
の方も十分監視をし、適切な指導をやつてもら
いたいという点を要望しておきたいと思ふんです。
その次は、警察庁にお伺いいたしますが、報道
によりますと、捜査当局では三十項目にわたる欠
陥を具体的にリストアップをして、その因果関係
を明らかにしながら刑事責任の追及を進めてお
られるようでありまして、現在までの捜査状況を、
もちろん捜査中ですから境界があると思ひます
が、可能な限りひとつ報告をしてもらいたいと思
ふんです。

同時に、これらが一体刑法上のどの罪に該当す
る疑いがあるかという点についても、お答えいた
だけるならばお願いをしたいというように思ひま
す。

○政府委員(中平和水君) ホテル・ニュージャ
パンの火災事件の捜査につきましては、警視庁でも
特別捜査本部を置きまして、鋭意その真相の解明
に努めておるところでございますが、現在まで
に、ホテルの従業員とか宿泊客とか、約五百名
ぐらゐの関係者の取り調べが一応終わっておりま
す。その取り調べに基づきまして、警視庁です
で行いました検証の結果との詰めを現在やってお
る、こういう段階でございます。

いままでわかっていることは、一つは、火を発
した場所は九百三十八号室である。この部屋には
イギリスの国籍の人物がいたわけでございま
すが、この人物は死亡いたしました。しかしな
がら、これは被害者死亡で、法律の適用罪名とい
たしましては、これは要するに失火の罪が一応こ
れに当たるわけでございます。

それから、この火災が起つたときの初期の消
火活動、あるいは宿泊客の避難誘導等の問題につ
きましても、現在までの捜査の状況の中では、必
ずしも十分な措置を尽くしていないではないか、
こういう疑いもあるわけでございます。

それから、平素の防火施設あるいは消火の設備
あるいは火災が発生した場合の非常警報の装置
等々につきましても、その維持管理には問題があ
る、このように私も理解しております。

それから、防火計画に基づく消防訓練等につ
きましても、必ずしもそれが適切に行われていな
かっただけではないか、こういう疑いも持っているわ
けでございます。

しかしながら、これらのいわゆる注意義務を欠
いたことが今回の火災事故との間に因果関係とい
うものがなければ、これは刑事上の責任は問えな
いわけでございます。したがって、そうした
立場から、現在警視庁の科学捜査研究所、ある
いは東京理科大学、こうしたところに委嘱をいた
しまして、当日の炎の、要するに火の立ち上りの
状況、火のスピードの状況、火がどのような状
況で回つたのか、同様に煙がどのような形で回
つたのか、煙の毒性はどうなつておるか、そしてそ
うしたことがけさ来いろいろ消防庁の方から御説
明があるようでございますが、消防当局のいろん
な具体的な行政の指導、あるいは消防法規等を遵
守しておつたならばこのような事故は起こらな
かつたであろうと、こういう事実との関係に因果関
係がなければいかぬわけでございまして、したが
いましてそういう観点からの鑑定を遂げ、そして
その鑑定の結果と、現在まで私どもが取り調べ
等を通じて明らかにした事実、そういうものを総合
判断をいたしまして、関係者、特に管理者の今回
の火災並びに火災の結果発生した事実に対する予
見可能性、そして結果の回避義務を尽くしたかど
うか、これがまさに過失責任の内容になるわけで
ございまして、そういう観点からの捜査を現在
鋭意進めている、こういうことでございまして、
したがって、その場合に適用される罪名と

場所ですね。防災センターと離れておつたんで、電話をするなり何なりしなきゃいかぬでしょう。だからその場所についてもはっきり特定をしなきゃいかぬだろう。あるいは、京都で見ましたロイヤルホテルの場合は、携帯の無線機を持っていたんですよね。これならば、現場へ走っていき、無線機を使って、戻らなくても作動するということができる。そうすると、これはこの間も言いましたように、ヒルトンホテルのケースでいくと、走って行って帰ってきて作動させるのに最低四、五分かかるというところから、四、五分初期消火がおくれますと、これは大変なことになってくるわけでしょう。こういう問題ですね。

あるいはまた、防火区画あるいはスプリンクラーの設備の状態をどの程度まで特定の条件として設置するのかとか、こういったものを、私は、ひとつ早急に、現場の経験者を含め、そして学者なんかも含めたそういう研究機関というのをつくって明確にしてやらないと、政令三十二条でおまえら勝手に判断しないよ、こうなります。その根拠は何やという、「直ちに」と書いてある。「直ちに」というのは何分とも書いてあらへん。五分以内ならええとか、三分以内になんと作動できるようにせいかいようなこともないわけでしょう。だから、初期消火こそ消火活動の基本なんだということをしばしばおっしゃる消防防の立場からいえば、この点をあいまいにしておいた責任は私は大いだと思う。これは急いでこういうことをはっきりさせる必要があると思うんですが、この点の見解を長官から聞いておきたいと思う。

○政府委員(石見隆三君) 確かに、警報装置の中で非火災報は大きな問題でございます。いま御指摘ございましたように、非火災報が、断にしているという事は、私どもは消防法施行令で現地の判断でやっておるわけでありまして、けれども、これにつきましては、私どももいたしましては、手動でもって地区警報装置、音響装置が直ちに鳴動させ得る場合というのはまあ三つだろうと

思うのであります。一つは、防火対象物の実態に即したようなことが、そこを断にしている、断にできるんだということを前提にした適切な消防計画というものがあるかというの、一つの大きな要素だろうと思っております。それから二番目は、これに基づきます従業員のしかるべき配備が二十四時間体制でしかれていくかどうかというところが二番目だろうと思っております。と同時に、三番目は、たまたまちよつとお話ございましたように、それが十分動かせざる訓練ができておるかどうかが、その一つの方法といたしましては、絶えず訓練をするのと同時に、たとえばハンデイトキーを持たせるとか、いろいろな方法があるろうかと存じますが、この三点が満たされた場合に地区音響装置を断にすることは可能であらうというふうに存するわけでありまして、もともと地区音響装置は、申し上げるまでもなくその宿泊客、すなわち出入火を報じた場所並びにその一つの上の階の宿泊客に対して火災が発生したということを知らせるものでありますから、これはあくまで、いわば宿泊客に対する警報でありまして、これと、いまお話しございました別途の初期消火あるいは避難誘導というのとがうまくかみ合

わさなきゃならぬだろうと思っております。いづれにいたしましても、このような非火災報に伴いますこの地区警報装置の扱いというものにつきましては、私どもとしては一応そういうような一定の基準をもちまして、この三つの場合には可能であるというふうな理解をいたしておるわけでございますけれども、御指摘ございましたように、今後、消防長会等もございますので、そういう中で十分この扱い、具体的に直ちに手動できる場合というのはどういうことを意味するのだというところを十分趣旨の徹底も図つてまいりたいというふうな存じておるところでございます。

○神谷信之助君 私、京都だけでなしに東京でも、それから大阪の方も調べてみたんですが、現場の人に聞いてみたんですよ。そうすると、断にしてよいということを認めておりますと言った人

は一人もいないんですよ、直接聞くと。現場のホテル側に聞くと、いや、消防署の人の了解を得て断にしていますと、こうなるんですよ。というのは、断にしてよいという承認を与えているんだけれども、それに確信がないんだ、いまおっしゃるような条件にちゃんと適合しておるという問題について。だから、そういう点を私はもっと具体化するとうか、明記をしないと、そしてやっぱり確信を持ってこれはだめだとか、これはよろしいというように言えるようにしないと、私は消防行政上の責任は果たし得ないという感じがするんですよ。

それから次に、今度の事件で付随的に明らかになった問題ですが、警察庁に、ここにいらつしゃる方にお聞きしたいと思うんですが、当時ニュージャパンの防災センターにおつたのは警備会社のガードマン五人で、三人が仮眠をしておつて二人が起きておつたという、われわれ視察したときの話でありました。しかし問題は、九階の煙感知器が感知をしたということと九階に点滅があり、そしてブザーが鳴つた。しかし、地区ベルの操作は知らなかったということであつたわけですが、これも、そこで私どもいろいろ調べてみますと、このガードマンは中央警備保障株式会社の方で、五十六年の六月一日にニュージャパンの契約をして、その契約内容を見ますと、いわゆる防火で、すね、火災に対する対策、それから盗難、それから駐車場の警備、こういうものになつていたようですが、これは私どもの調査なんですけれども、間違いないと思います。

○政府委員(中平和水君) 契約の主な内容はそのとおりでございます。

○神谷信之助君 そこで、警察庁に聞いてお伺いしますが、この国会で警備業法の改正案をすでに三月中ごろにお出しになったようですが、当委員会でもいづれ審議をするということになるわけですが、いまも明らかにいたしましたように、警備会社の業務内容の中に防火問題も含まれているわけですね。ところが、盗難防止、あるいは防犯上の

必要なそういう資格については今度の改正案にも含まれているけれども、防火上の問題についての規定というのがないというんですけれども、私は、実際の契約の実態から見れば、防火の問題についても同様にその内容に含める必要があるのではないだろうか。それがなぜ含まれていないのか。その理由について、まずお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷口守正君) 警備業法におきます警備業務は四つの種類に分かれておるわけでございまして、ビル、工場などの警備、それから雑踏整理、それから輸送警備、それにボデーガードというあれでございます。このうちのビル、工場などの警備業務につきましては、防犯のみならず、防火についても担当していることは事実でございます。ただ、こういった警備対象施設、すなわち、いまビルとかホテルとか大規模な建物につきましては、御案内のとおり消防法の規定によりまして、防火責任者というものを定めまして、その者が中心になりまして消防計画の作成あるいは訓練の実施、消防施設の点検整備等、いろいろ必要な業務を行うということになっておるわけでございまして、警備業者からの警備員につきましては、その防火責任者と協力してというか、補充するような形で防火業務を担当しておるということだろうと思つてございまして、そこで、当然のことながら防火消火業務を所管するのは消防当局でございまして、消防当局が消防法あるいは各都道府県の条例等関係根拠に基づきましていろいろ指導をなされておられるわけでございまして、その面で防火消火業務が適正に行われるというふうになっておるわけでございまして。

先生御指摘の警備業法の改正法案につきましては、去る十六日に提出し、当委員会でも御審議をいたしたくことになっておるわけでございまして、改正の目的といたしましては三つあるわけでございまして……

○神谷信之助君 まあそこまでいいですから、防火を含まなかった理由は先ほどおっしゃっ

た……
 ○政府委員(谷口守正君) それで改正項目が三点ありますけれども、先ほど申し上げましたように、防火消防業務につきましては、消防当局の指導によって十分機能が發揮できるのではないかと、いうようなことで、特にこの種関係の規定を盛り込まなかったということでございます。

○神谷信之助君 消防庁として、この問題についてどうお考えか、お伺いしたいですね。本件の場合も契約事項の一つに防火問題がある。ところが実際には、地区ベルの手動のやり方も知らなかった、教えられていなかったということになるわけでしょう。しかし一般にはそういう契約を結んでいきますから、いざ火災発生ということになればガードマンも一緒にやってくれるもの、あるいは有力な部隊として考えるのはあたりまえなんです、そういう点を考えますと、これはいかがなものかというように思ふんですが、この辺はひとつ消防庁の見解をまず聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) 今回の警備業法の改正は、ただいま警察庁の方からお話があったように、今回の改正の主な中身が、麻薬の中毒者でございまして、あるいは暴力団との関係の深い者を警備業者あるいは警備員から排除しようというところを一つの課題として、今回改正をお願いされるようであります。

一方、私もいたしましては、昨年設けました防火管理研究委員会というのを持っておりまして、この中で、最近のビル省力化というのが非常に進んでおります中で、特に夜間の防火管理のあり方について現在研究に着手をいたしております。多くの専門家に集まっていたいたしまして、いろいろ研究を進めております。私もいたしましては、この中で今後この施設管理の無人化あるいは省力化からきますいわゆる人的防火管理の確保をどうするかという点を研究いたしまして早急に結論を得て対応いたしたいと思っております。

なお、内容的には防火管理業務の一部を委託、

その委託すること自体が、やはり防火管理の第一義責任者は旅館、ホテルであるわけでありまして、それを委託する、一部委託が全部委託かという委託をするかどうか、それから委託を認めるとするならば、その委託先の業務内容の適正化をどうとらえていくか、それから一番大きな問題は、警備員の防火管理についての資質の向上のための教育、訓練というのはいくうふうによつていくのかという問題点がもうあるわけでありまして、

したがって、このような問題も含めまして、ただいま申し上げましたように防火管理体制研究会の中でこの問題を御審議願ひ、早急に結論を得て、この防火管理につきましての消防庁としての対応の結論を取りまとめたいというふうに存じまして、今回の警備業法の改正の中には含めていないというのが実態でございます。

○神谷信之助君 消防庁長官の御意見はそういうことであらうと思ふんですが、しかし、東京消防庁やそれから京都市の消防局でもこの問題を聞きまして、現場としてはやっぱりこの警備業法の改正の中に入れてやってもらいたい。確かに消防計画の管理責任者、これはちゃんとありますね、それは消防法に基づいてあるだろうと思ふ。しかし、警備業法に基づいて契約されて、そしていままでのような暴力団や麻薬患者やということでない、ちゃんとしたそういうガードマンが配置されて防火に協力してもらえれば、防火の教育を義務づけるという事、そういうことをやれば一本の法律の中でやらなきゃ、こっちは消防法を見なさい、こっちは警備業法を見なさい。それは警備業者にしたら警備業法を中心に見ますから。だから、国民の側からいって、そういう繁雑にするんではなしに、一本にして、ガードマンと一緒に消防活動に協力できる、戦力になるというものが、そういう状態をつくってもらいたいというのが東京、京都の現場の強い意見です。

しかし、それが整わないまま出てくる現在、いまさらということになるかしれませんが、私

は、これはこの国会でどうせ審議をされるわけですが、審議を通じて、その中でできれば消防庁あるいは警察庁、相互に協議を早くしてもらって、この国会中に改めてまた同じ法案の改正を考へるということではなしに、修正をしてそれらを含めた警備業法にしていくことが望ましいのではないかと、いうように思ふんです。この辺はひとつ警察庁は提案者の方ですけれども、そういう点では謙虚に、寛大に、寛容に、というか、そういう立場で臨まれる意思はありますか。

○政府委員(谷口守正君) 一般に警備員に対する指導、教育というのが重要であることは間違いないと思います。今回御審議をお願いする警備業法の改正の主要課題の一つになっておるわけでございまして。ちなみに教育訓練は、現行法では細かい点は総理府令すなわち警備業法施行規則で定めるところになっておるわけでございまして。その中では、警備業務の実施の基本原則だとか警備業務の適正な実施に必要な法令知識とか、あるいは事故発生時におきます応急措置あるいは護身用具の取り扱い等に関する事項を教育しなすかならぬと、こうなつておるわけでございまして。

そこで、具体的に申しまして、火災発生時の避難誘導、こういった問題につきましては私もいままで指導をしておったのでございすけれども、若干それ欠ける点があったかもしれせんので、今回の火災事故を契機にしまして、こういった面での教育訓練を十分行うように指導してまいりたいと、こう思つております。また、防火業務全体につきましては、すでに東京などにおきましては消防機関と緊密な連携をとりながら講習の実施などをやってきておるわけでございすけれども、さらにその充実強化を図つてまいりたいと、こう思つております。

○神谷信之助君 この問題は、いづれまた警備業法の審議の中でさらに議論をしたいと思います。すね、夜間に防災センターの管理を十分にそういう

うことを熟知していないガードマンに任せておつたということも、これは重大な過失要因の一つになるんじゃないかというように思ひますが、これはひとつ指摘だけしておきたいと思ひます。

次に、煙感知器の問題です。これは熱感知器並びに煙感知器の設置基準という規定があります。いろいろな細かい規定があります。これの説明を聞いておきますと時間がかかりますから省略をいたしますが、そういう規定はあるんですが、いづれにしても現在の技術では、この煙感知器自体を改良して信頼性を高めるといふのは、非常に困難だといふのがいろいろ聞いて回つた御意見なんです。鈍うしたのは間に合はぬし、鋭くすれば今度は誤報が多くなるし。だから、どの辺がいいのかといふのは非常にむずかしいわけなんです。

そこで、日本防災システム協会で、都市建築防災委員会、委員長が星野昌一先生ですが、これをつくつて二年がかりでイオン化式、光電式をそれぞれ蓄積型、非蓄積型、計四種類のそれぞれの特徴を生かして設置場所を工夫すれば相当程度誤報を避けることができるのではないかというデータを明らかにされております。私もこの機関紙である赤旗の二月二十三日号でも報道をしたわけですが、そして問題提起をしたわけですが、これは昨年中に恐らく消防庁あるいは消防研究所にも御報告をされておるというように思ふんです。こういうそれぞれの特性、これを生かした設置基準といひますか、こういう研究についてどういうふうにお考えですか。

○政府委員(石見隆三君) 御指摘のいたしておりますように、火災警報装置、特に感知器につきましては、非火災報は大変問題なのでございす。いま先生のお話もございましたように、非常に鋭いものにいたしますと絶えず鳴つておるといふことになりまして、非火災報を避けようとする鈍感になつていざ火災のときには働かないというふうな状況で、これは消防庁といたしましては研究

その次の問題は、法規の運用上の問題です。いままでは個別の問題、事故に直接関係のある問題で若干お尋ねをしてきたわけですが、今回の火災

に対して、国民あるいはニュージャパンの労働組合側から指摘しておるのは大きく言つて二つあるのじゃないか。一つは、悪質なホテルの営業停止ができるように法律を改正せよという問題と、第二は、実効ある法体系をつくれという、この二点が全体として考へてみるとあるんじゃないか

と、こう思います。

しかし現行法をよく見ますと、若干の法改正が必要な点があるかもしれませんが、基本的には現行法規でこれらの規定はちゃんと規定を備えているというように思うんです。すなわち、消防行政に対しては法五条で使用停止命令が可能でありますし、過去に適用した例もあるし、現にニュージ

でも、三月の二日ですかに出しておられるわけですが、それから実効という点でも、罰則で担保された命令権がそのほかにもあるわけです。たとえば八条四項で防火管理義務違反の場合、改善命令を

守らぬ場合には四十二条で六ヵ月以下の懲役、二十万円以下の罰金。あるいは消防用設備違反の場合には十七条の四。措置命令を守らない場合、設置義務違反、これは四十二條。あるいは四十四条で維持管理違反と、それぞれ罰則があります。それ

から、防火対象物の構造・設備・管理上、人命に危険のある場合は改善ないし営業停止命令を出すという五条を守らない場合には一年以下の懲役、三十万円以下の罰金、これは四十一条というように、三重の権限が消防行政には与えられると思う。

これからの権限行使の具体的問題点についてはこれからお尋ねしたいと思いますが、最初に提起いたしましたように、現行法規を正しく適正に厳正に運用するならば、今回のような事故あるいは理

質業者を未然に防ぐこともできるし、今回のような事故を未然に防ぎ得る条件としては法規上は救っているのじゃないか、基本的に。こういうよう

階は構わないと、こうなっていますね。これについて、もう時間がないからちよつと、具体的に私は私どもまだ調査をしておりますが、うわきによれば、ようはやっていくキャパレーですか、あれの経営者に黒幕もあるし、それで遠慮したんじゃないかというふうなうわさも流れているんで、これは本来なら調査をしてから明らかにして指摘をしたいと思つたんですが、そういううわさもありますが、この辺は、一階だけを除外したのは一体どういう理由ですか。

○政府委員(石見隆三君) 私どもは、東京消防庁から伺っておりますのは、一階の場合には避難誘導がきつめて簡単であるところから一階を外したというふうな承知をしております。

○神谷信之助君 次は、法八条関係の問題です。この問題では、消防計画のチェックがきつめて形式的ではなかったのかという点です。人的な面や組織的な面にわたつて消防側が十分チェックする必要があつたんじゃないか。

それで、この問題は後に査察体制の問題で論じたいと思つておられますけれども、現実には、実際見てみますと、麹町消防署にも行つていろいろ話を聞いていますが、そういう点ではどうもそう感じざるを得ないと思つておられますが、まずとあえう八条四項の防火管理義務違反に対して命令を出した例はありますか。

○政府委員(石見隆三君) 五十五年度中でございますが、法八条第四項の規定に基づきまして措置命令を發しましたものが、旅館、ホテルで七十六件……

○神谷信之助君 これは全国ですか。

○政府委員(石見隆三君) はい、それでございませう。

それから防火対象物といまして百二十七件でございます。

○神谷信之助君 この消防計画に基づいて避難訓練も義務づけられているわけですね。規則の三条四項ですか、ホテルは年二回以上、それから避難訓練を実施すれば通報義務が同五項で決められ

ている。ところが、ニュージャパンは、五十五年度はゼロだし五十六年は一回しかやっていない。そうすると、どうしてこういう問題について、違反についての命令を出すというふうな措置はとられなかったわけですか。

○政府委員(石見隆三君) 確かにいまに思えば私ども、東京消防庁としては八条の措置命令もかけておいた方がよかつたではないかという考え方も十分成り立つと思つております。

ただ、この点につきましては、東京消防庁を初め各消防機関におきましては、避難訓練の実施というふうないわば防火管理業務というものは、申し上げるまでもなく、言つたときだけ、一時期だけうまくやつたというだけではこれはだめでありまして、絶えず継続して適正に行われる必要があるわけでありまして。これは十七条の四の設備の面とは、おのずとその指導内容が相当違つておるわけでありまして。二十四時間中、三百六十五日絶えずやつてもらわなければならないという問題があるわけでございます。個々のその時点の状況をとらえて措置命令を發するよりも、関係者にやはりそういうことを趣旨を徹底してやつてもらふというふうなことをかなり力を入れてきた結果だろうというふうに私たちは考えるわけでございまして。

しかし、それは申しまして、いまお話がございましたように、回数にしましては五十六年中に一回というふうな非常に少ない回数でございまして、そのような継続しての指導、警告とあわせまして、八条の措置命令というものをさらに上乗せしてかけておくというところは、だめ押しという面からも非常に有効であつたんじゃないかというふうにも私も感ずておるところでございまして。

○神谷信之助君 東京消防庁で聞いたら、東京で一審避難訓練をよくやつておられるホテルはどこやと言つたら、あるホテルの名前をおつしやいました。月一回はちゃんと必ずやると、こういうわけですね。それから先ほど言いました京都で私が見たところで、現場でいろいろ聞きますと、それは職場ごとと全部やるというのとはなかなか困難です

からね、全部やるのは年に二回なり三回なりだけれども、職場ごとと月に一回訓練をやつてきている。こういうことをやるし、新入社員には消火器の扱い方をまず教育するという措置もやつていくというふうに、いいところはほとんどやつておるんです。そういう訓練なしに、実際に火災が発生をしたときの初期消火やあるいは避難誘導というのは実際は困難である。特に夜間ですから、夜間の場合は特に困難であるというふうに思つておる。

査察関係者の方々に直接聞いたところでは、非常に多くの方はやつぱりこの八条の規定をもつと活用せよというのが非常に多かつたですね。特に今回のニュージャパンのように、常軌を逸する合理化、人減らしが急速にやられる、その場合は、古い消防計画を何ぼ出されたつて、これは人員がもうぐんと減つておるんですから、だから全く絵にかいたもちにしかすぎないわけでしょう。そのことをわかりながらはつたらかしてすよ、消防署が。確かに何遍も催促したけれども、人事異動が激しくてなかなか計画がつくれませんと、こうなつておる。それだつたら経営者にばちつと命令を出せと。そここのところのけじめをきちつとしていないところに大きな問題が、消防行政上の問題であるのじゃないか。

こういう点で考えますと、消防庁の指導の面で、法改正に伴う消火設備ですね。スプリンクラーの設置やその他のいろいろな設備、これは法改正をやつて、五十四年の三月までにやらせていくと。これは大事なことです。ですから、言うなればそこに重点が置かれ、あるいはそれに依存する傾向が強かつたんじゃないか。

あるいは、もう一つは、たとえばこのホテル・ニュージャパンのような問題の場合は、労使紛争になつておりましたから、そういう労使紛争には介入するわけにいかぬ、不介入ということをお口にしまして、結果として人命尊重ということを軽視をしたというそしりを受けても仕方がないような状態になつておるんじゃないか。その点で、消防上あ

るいは火災を防止する点から、そんなむちゃな人員を減らすということではできませんよと、本当にこれは消防の面から命令もし、また指摘もするといふことがちゃんと行われておれば、ああいうむちゃくちゃなことは経営者自身もやれなかつたんだと。この点は、一面では消防行政の枠以外には出ないと言ひながら、しかし片面ではそういう労使紛争には介入しないということを口実にして、消防行政自身の責任を貫徹してないかつたんじゃないか。まあ厳しい言い方ですけども、そういうことも結果としては言えるんじゃないかと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(石見隆三君) 御指摘のように、ホテル、旅館、とりわけこのような夜間にたくさんの方が宿泊する施設につきましては火災予防といつたしましては、まず第一番目に、やはり消防用設備を完全に設置するといふこと、二番目に、たゞいま御指摘ございましたように、日ごろの防火管理体制、特に発災時におきます避難、誘導、初期消火といふことがこれは両方相またなければ、私は火災予防の万全は期せられないと存するわけであります。

確かに、お話にございましたように、消防用設備につきましては、東京消防庁としては設置についていろいろ指導をし、警告し、また措置命令まで發して努力をしまつたわけでありましてけれども、防火管理につきましては、たゞいまお話しありましたように、いろいろとその都度、年二回の査察の都度、あるいはまた、その他機会を見ていろいろやつてまいつたわけでありましてけれども、結果的にはあのようなことに相なりました現時点におきましては、やはり日ごろの防火管理に対する指導面というものが、若干消防用設備の設置に比べますれば対応として少しくおくれおつたではないかという御批判は、私は十分受けとめなさいやならぬだろうと思つておる次第でございまして。と同時に、いまございましたように、私ども東京消防庁からいろいろ聞きました状況の中では、面々相まつてやつてきたつもりではございませう

れども、片方、いまだまたまお話しございましたように、人が足りない、それはふやせということになりますと、これはやはり労使の問題とひっかかるという向き、労使と申しますか、ああいう中で、労使関係が必ずしも円滑でなかったという中で、人をふやせふやせというようにことが非常に言いづらかったという点も、まあ若干言いわけめくのでありますけれども、ということも申すわけでありまして。もちろん私も消防機関が労使問題に介入することは許されないことでもありますけれども、その問題は別といたしまして、やはり今後必要な人員の確保、あるいはまた、それを機械なりあるいはコンピュータによってカバーし得るならば、そのカバーする方法というものを具体的に今後やはり消防機関としては対応していかなきゃならぬ問題だろうと思うわけでありまして。

いずれにいたしまして、今後適正な防火管理が行われていないと見ました場合には、これはもうちゅうちゅう八条を適用するということはけだし当然だろうと思っております。その向きにつきましても、この火災以後法五条、八条、十七条の四、これは別にランクがあるわけじゃない、まっせんので、違反の事実がありますれば適正な措置をとるよう強く指導をしてまいっておる次第でございます。

○神谷信之助君 いま長官おっしゃるとおりなんです、私はやっぱり企業の利潤追求というのが無制限に許容されるものではない。その点では消防なり、公共といえますか国民の利益を代表する立場から、必要なときにはやっぱり必要なことは言わなければこれは公共機関の責任を果たすことはできないというように思うわけですね。

なお、これは衆議院の地方行政委員会でも岩佐議員が指摘をいたしました、屋間はちろん夜間を含む防災体制の基準ですね、これを急速に新設するといいますが、決定をするということが同時にまた必要になっているということもこれは指摘だけしておきたいと思ひます。それからその次に、第三の問題としては、法十

七条の四の問題がありますが、これは時間の関係がありますから、いま長官もちょっとお触れになりましたから、これはもう省略したいと思ひます。

以上、法規運用上の問題点について幾つか指摘をいたしました、指導、勧告、命令、それから公表、使用停止、こういったサイクルを早める必要があるだろうというように思ひます。その場合、問題になるのはやっぱり査察体制の弱さです。現実には消防署で聞きますと、東京消防庁の方針で査察の効率化ということがこの数年来強調されてきているという話を聞きました。この査察の効率化というのは、これは消防庁の方針として全国的に指導なさっておるわけですか。

○政府委員(石見隆三君) 査察の効率化と申します、限られた人員の中で最大の効果を発揮いたしますように、機能的、有機的に査察を行うべきであるという方針は持っております。

○神谷信之助君 これは現場で具体的に聞きますと、たとえばニュージャパンの非常ベルの問題、これは一体どうなっておるのか、実際に消防署の査察員が査察をするのかと聞くと、これはホテル側が点検報告制度によって自主的にチェックをすることになっているわけですね。消防署の査察というのは直接チェックしない。だから防災センターというのは建物から外のところであって、実際にはもう夜は役に立たないという状況になつていてはもうほったらかしと、こうなっているわけでしょう。

なるほど防火体制というのは、管理者といいますが、経営者といいますが、これが自主的にやるべきものだとおっしゃいます。しかし、理屈はそうだけれども、火災が出たとき初めて防火体制が効果を発するわけですね。それで火事にならなければ別にどうということはない。だから、それにどんな金を使ったことはむだな投資のようになる。しかも、今日のホテル、旅館業界の業者間競争も激しい、厳しいというそういう場合には、お客さんに対する直接のサービスの面には投

資はしても、いつ役に立つかわからぬようなそういうところにはなかなか投資をしないというのが現実でしょう。そこに私は消防行政の存在価値というのがあるんじゃないのか。そこをちゃんと、もし本当に火災が起これば大変な災害を起す、不特定多数の人々が安全だと思つて利用しているわけですから、そこにそういう事故が起これば非常に大きな災害を起すということももう明らかになつてます。だから、そういうことを未然に防ぐ点に消防行政の存在価値というのがあるのではなからうかと思ひますが、こういう点について長官の御見解はいかがですか。

○政府委員(石見隆三君) この消防用設備の設置につきましては、法令に基づきまして、あるいはまた消防機関の指導、警告に従ひまして非常にまじめに取り組んでいただいております。ホテルもあつても事実でございます。しかし一面、ホテル・ニュージャパンに見られますように、警告を無視し、あるいはまた措置命令に従わないといういわば悪質な旅館、ホテルもあるわけでありまして。防災設備がいわば収益につながる投資というふうな考え方がありますといたしますれば、これは私もどうもいたしまして、やはり経営者のモラルという点で非常に大きな問題だろうと存じております。収益につながるからやらないうというだけではこれは済まない問題でございます。消防機関といたしましては、今後それぞれの旅館あるいはホテルにつきましても、もちろんよくやっていたらいいところは結構であります。

が、どうしてもできないところは結構では引き続き適切な指導を行い、あるいは警告を行い、なおそれに従わないという場合には、法に基づきます断固たる措置をとるともやむを得ないというふうな私どもも考えておりまして、その辺の手続きをなく、呼吸を見計らつて適正な措置をとるよう指導をいたしておるところでございます。

○神谷信之助君 そういう目標でやっておられるんだけれども、実際に現場の査察員というのは非常に少ないんですね。消防署も係長以下七、八人ですか、それで消防署管内のたぐさんのホテル、旅館を対象にしてやっておられるわけですね。

消防庁提出の予防要員数の年度別一覽表を見ますと、全体の消防吏員数に対する予防要員の構成比は、五十一年度が九・四％、五十二年度が九・五％、五十三年度になりまして八・六％、五十四年度八・六％、五十五年八・八％、構成比で見ると大体減少きみです。東京都の消防年表からその線を引き出しますと、五十一年が九・三％、五十二年は九・三％、五十三年も九・三％、五十四年は八・七％、五十五年が八・九％、五十六年度八・九とあります。全体として火災発生の際に消防体制を、大事に至らないうちに鎮火をするというそういう体制を強化をするということも、これは重視しなきゃならぬ問題、さらに一層また強化をしなきゃならぬ問題は、火災を発生しないこと、発生をしてもその被害を少なくするということが大事だという点から見ますと、これはちよつと検討すべき問題ではないかと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) 消防職員につきましては、毎年必要なもの増員をお願いをいたしてきて、また徐々に実現をいたしておるわけでございます。また、ただいまお示しにございましたように、消防職員全体の伸びと比べますれば消防職員の伸び自身はそれに追いついていない、したがつて構成比としては下がつてまいつてきておるわけでございますけれども、実数で見ました場合、予防職員は五十一年には九千九百人でございます、五十一年には一万二千二百五十というように、現在では一万四千二百四十名となつておりまして、五十三対五十五で見ました場合、約八・九％の伸びを見ておるわけでありまして、やはり予防につきましましては、いまお示しにござ

いましたように警防と並びまして、むしろ警防以上に私は大変重要な仕事であらうと存じております。今後予防職員の確保につきましては努力をいたしたいと存じておりますと同時に、予防のあり方と申しますか、有機的あるいはシステムの予防のやり方につきましても十分検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 おっしゃる通りに、全国的には五十一万九千九百人が五十五年の一万四千人、若干ふえていますね。しかし東京都二十三区を見ますと、五十一万は千三百五十一人が、五十四年以來千二百六十六名でふえてもいないですね。東京都というのはふえるわけでしょう、いわゆる防火対象物件あるいは延べ面積。ですからこういう点から言いますと必要となるにふえていない。

それで、東京消防庁でいろいろその点のお話を聞きますと、結局予防要員というか査察要員といえますか、その人員に合わせた一種、二種、三種の区別をする、一種の場合は年二回以上行かないかぬ、二種の場合は二年に三回ですか、というようにいろいろ区別してありますね。人員に合わせた対象物を決めてあるんだという話をなさっています。これは東京だけの問題ではなしに、京都や大阪その他に個別にずっと調べて聞いてみますと、大都市の方ではそういう状況になっておる。

では、来年度、先ほどおっしゃったように予算で九百七十九名増員になったということになっていきますけれども、これは広域消防化に伴う常設化の要員とが、あるいは化学自動車やはしご自動車の増加とかというように新規の必要に伴うやつですね。だから査察要員というのは、これは火事だからいうてすぐ走っていくわけじゃないに、言うたら火事を予防する方です。この点についてはなかなか大蔵省も認めない、こういう状況がある。しかも、臨調の答申によりまして、消防職員の増員抑制が指摘をされているんです。

長官、この点で私は特に消防職員は、第一線の皆様さんは、先ほどいろいろの問題を指摘をしましたけれども、人数の少ない中で苦勞をして

とにかく火災予防のために努力をなさっていることにはよく知っています。毎年大みそかにはよく京都市の消防署にも行っているわけですよ。そういう皆さんの努力の状況というのにはよく知っているがゆえに、逆に私は長官に改めて決意を伺いたいんですけれども、この企業の利益を追求するそういう立場から、どんどんビルは高層化する、消火活動というのは複雑化する。その点に対しては若干はしご車だとかあるいは化学消防車、こういったいろんな新しい面での補助制度というのは、補助率その他きわめて實際に合わない少ないものですけれども、一応は認められる。しかし、一般国民の生命に対する、あるいは生命、財産を保障するこういう査察、予防行政、これに対しては非常に輕視をしている、予算編成上の実際の姿を見ると、そういうふうに言わざるを得ないというふうに思っています。だから、この国民の生命、財産を守る基本業務の一つである消防行政の中の火災予防の行政ですね、この点については要員の増加を長官としては毅然として要求すべきだと思

う。火災のためにだけの人命がなくなり、またそれだけの国民の富が灰になってしまいか、このことを考えるならば、それを食いとめるところの予算をふやすということは、これは實際には非常に微々たるものなんです、それに比べるならば。こういう点では私は考えなきゃならぬ。その場合、一般的に言ってもだめですから、その合理的な基準というものを私は現場の担当者の意見を十分取り上げて、消防庁としてもこれを検討して、そうして毅然として要求すべきだと、こういうふうに思っています。この点についての長官の御意見を伺いたい。

同時に、もう最後ですから政務次官にお伺いしますが、これは消防庁長官にがんばってもらわなければいかぬわけですね。そういう点で、きょうは大臣のかわりでお越しなわけですから特別にお願いをしたいんですが、これはホテル、旅館のみならず、私の出身の京都なんかは神社仏閣あるいはいろんな旧跡を含め、民族の伝統や遺産、これら

を維持管理をするというのは、後世に残すべきわれわれの重大な任務です。そういう問題も含めまして、こういう国民の生命、財産全体を守る観点から、政務次官の見解をあわせてお伺いしたいというふうに思っています。

○委員長(上條勝久君) 時間超過ですから、簡明にお答え願います。

○政府委員(石見隆三君) 御指摘がございましたように、予防行政は警防行政と並びまして消防行政上大変重要な問題でございます。私ども、ただいま御指摘をいただきました点を十分踏まえまして、今後予防職員の増員確保には努力をいたしたいと思っております。

なお、現在、消防力の基準の見直しと申しますか、消防力基準を絶えず見ていたいただきますために、調査研究会を設けましていろいろと御審議をお願いいたしております。その中で、消防力基準全体の中でこの予防職員はどうあるべきかということも含めて御検討を願う時期を持ちたいと思っております。と同時に、この研究会のメンバーには現地の消防機関の代表者も入っていただいておりますので、その際、そこでの意見も十分尊重して、踏まえて、審議の経過の中に反映してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(谷洋一君) 国民の生命、財産を守る上におきましても、また、われわれが後世に残すべき文化財の保護等々いろんな問題を考えましても、予防査察を徹底いたしまして今後やらなきゃならぬということは御趣旨はよくわかるわけでございます。その上この御趣旨を十分に念頭に置いて今後予算獲得等ががんばっていききたいと思っております。

○伊藤都男君 建設省と厚生省の方に来ていただいておりますので、最初に建設省にお伺いをしておきます。

東京都が建築基準法違反として認めたのはニューヨークの火災が起った後ですね。この理由は何でしょうか。

○説明員(梅野捷一郎君) 新築の場合について申し上げますと、設計ができましたもの、これは一定の資格を有する者が設計をするわけでございまして、その計画についての法律におきましまする基準に対する適合性をチェックをする。それで、確認が下りますと、それに従って工事が始まるということになるわけでございしますが、最終的には完了届を受けてその建物についての完了検査を実施する。この場合には地上がった状態での検査でございますので、目視によって行うということになるわけでございします。そのほかには基準法の十二条によりまして中間的な検査、報告と

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

東京都におきましては、火災後の調査でメインパイプシャフトの欠損、あるいは上下階のパイプシャフトの点検口周辺の欠損というようなことを具体的な建築基準法違反ということで、防火区画違反を問いまして命令等も出しておるわけでございます。これらにつきましては、既存の建物であったということもございしますが、一定の、三十三年から三十九年にかけての手続の経過の中では発見できずに、火災後に発見をした違反事項でございます。これらについては、いま申し上げました三十三年から三十九年までの各段階におきまして手続の過程では、計画の確認あるいは完了検査というようなこともやっておりますが、その過程では残念ながら発見できなかった。この原因については、純技術的な問題でいえばいろいろ、たとえばパイプシャフトの点検口周りというようなことについて言いますと、点検上の死角に当たっている部分がかなりあったとか、いろんな点の原因かと思われましても、いずれにしても、それまでの経過の中で発見できなかったのは大変遺憾なことだったというふうに考えておるわけでございします。

○伊藤都男君 結局、建築基準法によると、建物に違反かどうかということ、工事が終了したときに外見を見てよろしいと、こういうことになればそれでパスする、こういうことですか。

○説明員(梅野捷一郎君) 新築の場合について申し上げますと、設計ができましたもの、これは一定の資格を有する者が設計をするわけでございまして、その計画についての法律におきましまする基準に対する適合性をチェックをする。それで、確認が下りますと、それに従って工事が始まるということになるわけでございしますが、最終的には完了届を受けてその建物についての完了検査を実施する。この場合には地上がった状態での検査でございますので、目視によって行うということになるわけでございします。そのほかには基準法の十二条によりまして中間的な検査、報告と

いうようなことも一応は求められることになっておりまして、それらを活用しながら検査を進めていくというのが実態でございます。

○伊藤都男君 設計上不備がない、つくっている間も建築基準法違反を認められない、そういうことで後は外見上見てよろしければよい、しかし、こういうことになるんですけれども、しかし、ホテル・ニュージャパンのように、結局火災が起って大変な欠陥があった、違反が大変だった。まあもちろん法律によって適及されない旅館ですから、その辺のところは十分に検査をされなかったであらうけれども、たとえば、このような技術が発展をした今日におきまして、外見を見て中の部分の欠陥というのを発見できるような機器、そういうものがあればあいうものでも未然に防げる、こう思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○説明員(梅野健一郎君) お答えいたします。技術的な問題でいろいろ、先ほど申し上げました完了検査時点、あるいは既存の建物については検査等も実施しておるわけでございますが、その段階での検査の実効を上げるということについては、いろんな立場からの検討が必要かというふうに考えております。

今回の事故の場合につきましては関連したことで申し上げますと、新しい基準ではやはりなかなかパイプシャフトの中というものが改めにくいというようないこともございまして、そういう事後の点検等のできるような開口部みたいなものを、点検口を基準の中に、直接それが基準そのものといえますか、安全性につながるわけではございませんが、点検するための方法としてそういうものをわざわざ組み合わせて要求するというようなことで改善を図っているところでございます。

そのほか、工事の過程におきます記録をいかに残していくとか、いろんな点で御指摘のようなことで検討していく余地がたくさんあるのではないかと考えております。

いかというように考えております。

○伊藤都男君 消防の面では、防災上の見地から川治温泉ホテル以後一斉に全国のそういう関係のホテル、旅館などの総点検をやっています。今度の場合もやっぱり消防庁の方は再点検をやっている、こういうことなんです。建築の面で、こういう事件を契機にして全国一斉に再点検をやっている、こういう体制が建設省にはないんですか。

○説明員(梅野健一郎君) お答えいたします。ただいま御指摘の件でございますが、今回のホテル・ニュージャパンの火災を受けては、私どもも二月の十二日付で全国に指示をいたしまして、特にその場合には緊急ということもございまして、昨年の一斉点検、川治の事故の後に実施しました一斉点検のフォローという性格も含めまして、特にそのときにいろいろ注意をいたしまして、たまたまの中心に一斉に再点検を行うように指示して、再点検を実施したところでございます。また、全体的には年に二回そういう点検等を行います特別の週間を設けまして、防災上の観点からの査察というようなものを実施しているのが実情でございます。

○伊藤都男君 やつぱり焼けてから、あるいは壊れてから建築違反があったんだと、こういうことじゃ困るわけですね。積極的な方法をもちましてやっていただきたいと思います。建設省結構でございます。

それから、厚生省の方に御質問しておきたいんですが、ビル管理法というのがあります。これは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、こういうことになってるようですが、この法律及び同法の政令によりまして空気調整、特にああいう建物ですから、空気調整をしつかりやらぬと乾燥してたらすぐに火がついちゃうわけですから、そういう意味でこの法律ができておると思うんですが、ところがホテル・ニュージャパンは大変おそまつなあれでございまして、電気代の月五万円を節約するためにこれとめていたというわけ

けでしょう。まことにけしからぬ話だと思うんですが、それでも、この法律に基づいて厚生省は空気調整がうまくいっているのかどうかというそれを点検をしなければならぬことになってるわけですね。その点検は一体どのように行われておるのか、その点ちょっとお聞かせください。

○説明員(花輪隆昭君) お答えいたします。ただいま先生御指摘のように、いわゆるビル管理法がございまして、この法律の中でビル内の空気環境等の調整を一定の基準に従ってすると、こういうことになっておるわけでございますが、事件後直ちに東京都からホテル・ニュージャパンに閣下直ちの報告を求めましたところ、最近の状況把握をいたしました。ほぼ一年に一回立入検査等と同ホテルに対して実施いたしております。五十六年九月、五十六年の十二月というように立入検査ないし報告の聴取をいたしているわけでございますが、それによりまして、問題になるのは湿度関係でございますが、おおむねニュージャパンの湿度関係は環境基準に適合しておるという報告を東京都からいただいております。ござい

ますが、十二月一日に行った定期測定結果におきましては、相対湿度につきましては最高六四%、最低四五%、平均で五四%というふうな数値が報告されております。

なお、新聞報道されましたとおり、空調設備の改造がニュージャパンで行われておりまして、これはいわゆる全外気方式と呼ばれておる外気を全部取り入れて、それから回して、そのまま外気へ放出するという方式から一部循環方式、全部を一回に外へ捨てないで、中を回して、一定割合だけ外気から取り入れるというふうな方式、この一部循環方式に改造する工事が一月になされておる。行われておるというふうな報告を受けておりまして、この改造によりまして省エネといえますが、燃費はかなり安く済む方式に切りかえられたということが認められるわけでございますが、この内

部循環方式それ自身が直ちに湿度関係の基準が満足できないかということになりますと、そういうわけではございませんので、一応そういうふうな状況を把握して今日に至っているわけでござい

ます。

○伊藤都男君 その測定をやるのは、委託業者がやっているわけですか。

○説明員(花輪隆昭君) ビルの管理の仕方につきましては、具体的な測定は測定業者が実施いたしておりますが、ビルの管理につきましては一定の資格要件がございまして、その結果をビル管理技術者、これは各ホテルごとにそういう資格者を置くように義務づけられておるわけでございまして、ビル管理技術者が責任を持ってチェックをする、こういうふうな仕組みになっております。

測定自身は業者でござい

○伊藤都男君 そこで問題があるわけですが、業者が測定をしていると。法律に基づくと、このビルの管理者というのは二か月ごとにきちっと点検をして、それを報告しなきゃならぬということになってますね。いまお話しのように、一年に一回です。立入検査をしたらよかつた、こういううんですけれども、しかしそれは、一年たつて報告を見て、あるいは一年に一回行ったときには動いてた、これではまさに日ごろの実情がわからぬ、こういうことになっちゃうんですね。その点もう少し厳しくチェックする、こういう体制が必要だと思んですが、その点どうでしょうか。

○説明員(花輪隆昭君) 先生御指摘のとおりでございます。検査が行われておるときはよいというふうなことでございまして、さかしくの環境基準が意味がなくなるわけでございますので、私もホテルの管理に当たりましては、良好な衛生状態が保たれて、人の健康に害を及ぼすおそれがないということを確保したい、ということをやっておるわけでございまして、そういうことのないよう管理技術者あるいは関係の業者等を十分指導してまいりたいと存じます。

○伊藤都男君 もう一つは、この法律は衛生上、

健康上の観点からつくられている。しかし、湿度の問題というのは直接このように火災に結びつくわけですね。だから、本来ならば消防法の中にこの点を組み入れてきつとやっていくということが私は必要だと思ふんですが、そのような考え方があつかないか。厚生省のお立場からどうなのか、消防庁はどうなのか、お伺いいたします。

○説明員(花輪隆昭) 消防庁とも十分御相談申し上げたいと思ひますが、ビル管理法におきましては、浮遊粉じんの量でございまして、一酸化炭素あるいは炭酸ガスの含有率、あるいは温度というふうなことで、いわば快適な環境基準を確保するということで運用をいたしておるわけでございまして、先生お尋ねのような場合につきましては、消防庁とも十分御相談申し上げたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三) ただいま厚生省から御答弁がございましたように、本来の趣旨は快適な環境、健康あるいは衛生上快適な環境でのビルの管理というところにあるかと存じますが、これが防災上あるいは消防上、いろいろの問題点があると思ひます。私ども厚生省と十分御相談を申し上げ、今後検討をしてみたいと思ひます。

○伊藤都男君 それから、厚生省にも一点お伺いしますが、先ほど後藤委員の方から救急医療体制のことで御質問がありましたので、それに重複するかもしれませんが、あのホテル・ニュージャパンと日航機の事故と続いて起こったということで、救急体制は大変だったと思ふんですが、しかしその中で、これは両方で百五十三人のけが人が出まして、それをそれぞれ病院へ救急車で運んでいってけが人を収容したということですが、その中で、国立病院に収容された人はホテル・ニュージャパンの場合にはゼロ、日航機の場合は五人ということで、百五十三人の中で双方合わせて五人が国立病院へ収容されて手当てを受けたと、こういうことですが、私はきわめて、まあホテル・ニュージャパンの場合は夜間ですから、未明で

すから、という条件もあったと思ふんですが、非常に少ない。この現状は、なぜ少ないんでしょうか。

○説明員(小沢壮六君) ホテル・ニュージャパン、それから日航機の事故におきまして、国立病院での受け入れの数はいま先生御指摘のとおりのような数値でございまして、私どもかねがね国立病院、それから公的病院につきましては、その公的使命にかんがみて、救急医療に積極的に取り組むようにということで指導しているわけでございまして、その結果といましようか、国立病院合

わさまして救急告示を受けている病院が全体で約五三〇ぐらいが救急告示を受けておるわけでございまして、現にこの二回の事故につきまして患者の収容が少なかったということでございます。この患者の収容につきましては、これは消防関係の官署におきましてどこに搬送するかということと決定するわけでございまして、原則として近いところからどんどん病院に運び込む、それからまた、その症状に応じて、非常に重篤な症状でございまして高度な機能を持った病院に運び込むと、そういうようなことで、現場に近いところからだんだん周辺に及んでいくというふうに私ども理解しておりますが、いずれにいたしまして、結果として非常に少なかったというのは事実でございますので、今後とも積極的に救急に取り組むように私ども十分指導してみたいと思ひます。

○伊藤都男君 消防署員あるいは救急隊員、これはもういつでも、非番の人でも常時非常事態に応ずるようにならなければならないわけですね。だからやはり国立あるいは都がつくっている病院とかそういうところでは、常に緊急時に応じられるようなそういう体制をつくるということとは、私は生命財産を守る意味から、特に医者の立場から言っても絶対にこれはもう義務だと思ふんですが、ね。そういう義務づけをして、そしてきちっとやる。時間外だからだめだとか、何かやかましいことを言っているやにも聞いておりますけれども、

それは最もけしからぬことだと思ふんですが、それから、まだいいんですよ、百五十三名程度です。しかし、これが大地震などが起こったら、とてもじゃないけれども大変だと思ふんですよ。そういうことを考えて、国立並びに公立の病院の、特に夜間の救急医療体制というんですか、そういうものについてはもう積極的な対策が必要だと私は思ふんですが、その点はいかがでしょう。

○説明員(小沢壮六君) 私ども、休日それから夜間の診療体制を確保するというところで、昭和五十二年度から救急医療体制の体系的整備を進めるということでございまして、やっております。患者さんの症状を、軽いもの、それから入院加療が必要なもの、さらにまた重篤なものというふうに分けて、二次、三次というふうに分けて、それぞれの医療機関の対応を考えると、やり方です。入院を必要とする患者さん以上の、二次の医療あるいは三次の医療につきましては、たとえば二次の医療につきましては、広域市町村圏単位に管内の病院が毎夜間あるいは毎休日輪番で当番を組んでいただいて、その日はどの病院が当番である、その際は十分なお医者さんを確保しておくと、そういう約束事のもとに、休日、夜間の診療体制をとる。それからまた、重篤な患者を収容するための三次の救命救急センターと私ども呼んでおりますが、この施設につきましては二十四時間必要なスタッフをそろえておく、そういう形で指導し、各都道府県で計画をつくっていただいて、それに基づいて整備を進めておるわけでございまして、そういうような実態を通して、国立公立病院に義務づけということではなく、これは管内の病院、民間医療機関も含めまして幅広い病院でそれぞれの受け入れ体制を確保していただくということがまず先決ではないかというふうに私ども考えておるわけでございまして。

それから、私ども今回の痛ましい事故で特に感

じますことは、いま申し上げましたのは、いわば通常の休日、夜間の受け入れ体制でございまして、いわゆる災害時といましようか、特に大規模災害の場合には、こういった一般の輪番制とかそういう形での受け入れではなくて、これは本当に全医療機関が職員を全部招集して全力で受け入れに当たらないといけないというような性格のものではないかと思ふわけでございまして、そういった災害時の医療体制は、先ほど申し上げました救急医療体制の整備とは別の考え方です。それの県で災害時を想定して計画をつくっていただいて、それに基づいて、たとえば国立病院が医師の応援をするとか、そういったものも含めた計画をつくっていただいて、それに応じた国としての協力も十分いたしてまいりたいと、そのように考えておるわけでございまして。

○伊藤都男君 やはり、瀕死の重症者を抱えて救急隊員が夜中にあつちの病院、こちの病院といつて、もう容体を気にしながら走り回っているというところから、ぜひひとつその点は将来のきわめて重要な懸案だと思ふんですが、よろしくお願いを申し上げます。厚生省、結構です。それで、消防庁にお伺いをするんですが、あの例の「適」マークの問題ですね。東京消防庁が二十一件の悪質なものを公表した。非常に結構なことだと私は思ふんですが、東京都内の九百六十一件を昨年立入調査して、そのうちの三分の二に「適」マークを交付したと、こういうことですね。そうすると、残りの三分の一、これは「適」マークは交付されていない、こういうことになるんですが、私がお伺いしたいのは、この九百六十一件の旅館というのは、三階建て以上で収容人員が三十名以上のものに対して立入調査、それが九百六十一件でしよう。そうすると、二階建てで収容人員三十人以下の旅館というのはどういうことなのか。「適」マーク対象のホテル、旅館というものとは一定の規模とかそういう以上のものを対象にしておるのか、全旅館、ホテルを対象にしておるのか、その点をちょっとお伺いしておき

たいと思います。

○政府委員(石見隆三君) 昨年五月から発足をいたしました表示制度の対象となります旅館、ホテルは、ただいまお話しございましたように、三階以上で収容人員が三十人以上のものを対象といたしております。したがって、二階または平家の旅館、あるいはまた三千人未満の旅館というものは、この「適」マークの対象には、現時点ではいたしていないということでございます。しかし、それぞれの地方の実態に応じて、二階でありましては人命の危険に問題があるというふうな地域につきましては、それぞれの消防機関によりまして二階のものについても「適」マーク交付対象の旅館にすることも差し支えないという指導をいたしております。現に三階以上ではなくして二階以上を対象にするというようない扱いをしております市町村も若干あることは事実でございます。

○伊藤都男君 私、東京都のような場合にはそういう三階以上というのが多いでしょうけれども、たとえば温泉地とか、そういうところは二階が結構あると思うんですよ。そこにわれわれが行くわけですね。それで、一般国民は三階以上がどうのこうのというのはわかっていない、だから「適」マークがあれば安全だと思つて行く、「適」マークのないところには行かない、こういうことになると思うんですよ。

だから、いま長官が言われましたように一部実施をしているとすれば、二階以下であつて三十名以下の収容のところで「適」マーク対象の建物として、やっぱり実情調査しながら、先ほど言いました二十何カ所、何十項目というあれがあるわけでしょう、交付基準が。そういう交付基準に基づいて、そういうものを査察点検をする契機にもなると思いますから、その点を積極的にやるべきではないか、こういうふうに思うんですが、もう一度お願いいたします。

○政府委員(石見隆三君) お示しのとおりでございます。二階以下でございますが、ただいま

申し上げましたように「適」マークの対象にしておるところはそれで「適」マークの対象としての査察調査をして「適」マークを交付しております。と同時に、二階以下の旅館につきましても野放しでは決してないわけでありまして、当然旅館としての消防法上の、消防用設備の設置基準あるいはまた防火管理者の選定、避難訓練等をやらなきゃならないことは消防法上当然でございます。二階以下でございまして当然消防機関としては査察をし、そのようなソフト面、ハード面からの指導はいたしておるわけでございます。ただ、いま申しましたように、三階以上についてはその中でも「適」マークの対象にしたということでございます。

○伊藤都男君 そこで、時間がありませんので次に移りますが、消防計画と夜間の宿直体制との関連ですが、たとえば五階以上で千人程度収容できる、あるいはそれがもう満杯であるというふうなときの夜間の消防体制というものは、通常の程度の人員がいればいいものかどうですか。

○政府委員(石見隆三君) 旅館、ホテルで夜間の警備体制がどの程度の人員が必要かということ、確かにそのような一つの基準なり目安が私どもとしても欲しいという気持ちはございます。ただ、もう御案内のとおり、たとえば五階の旅館、ホテルといつても、たとえば五階の旅館、ホテルといつても、あるいは地味な条件、収容人員、さらにはそのような防火システムがコンピュータによりまして集中管理システムをとつておるかどうとか、いろいろな条件がございまして、一律に何名がいいと、収容人員に応じて何人という基準を設けることは非常にむずかしいし、また、これは逆の意味で非常に危険だろうと思うわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、このような問題も含めまして、何人かという確定的な基準はできないにいたしました。このような旅館、ホテルにおきます、とりわけ夜間の防火管理体制というものがソフト面あるいはハード面を通じ

ましてどうあるべきかということをずっと検討を進めてきたわけであります。現在もこの研究委員会を設けてまして、専門の学者先生など入つていただきまして、どの程度まででき得ますか、まだ最終結論は得ておりませんが、一つの研究課題として取り上げ検討をさせていただいております。何か早い機会に結論をいただくようお願いをいたしておるところでございます。

○伊藤都男君 私は、ある程度基準があると思つたんです。たとえば五十一一年にホテル・ニュージャパンが東京消防庁に出した消防計画によりますと、夜間の自衛消防隊員は四十五人でありまして、その中の通報連絡班は五人おります。消防隊誘導班が四人あります。警備隊誘導班が一人でございます。避難誘導あるいは通報連絡が二十一人です。そして消防防護班、地下連絡消防班はおのおの七人あります。合計四十五人でやっております。こういう報告書を出しておるわけですね。だからその計画に基づいて消防がこれで行くという言つたんではないか、私はこう思つたわけなんです。ただ、ホテル・ニュージャパンの場合は当日はもうこれよりも、四十五名よりも物すごく少なかったわけですね、夜間の人員が。それと同時に、従業員に対しておまえは何係、何係だという徹底もしていない、日ごろの防火訓練もやらない、こういうことで欠陥が暴露されたわけでありまして、そういう意味で、いま長官のおっしゃいましたように、規模別あるいは条件、いろいろむずかしいと思つたんですよ、それはわかりませんが、十分にそういうことを計算をしながら、最低これだけは夜間は用意しなきゃ危ないぞというところの基準をできるだけ早く出していただきたい、これを要望しておきたいと思つた。

それから問題は、先ほど来議論になっておりますけれども、消防法第五条に私は欠陥があると見ておるわけです。先ほどは神谷委員の質問に対して、長官は、措置命令を出せる項目が五条だとか八条四項だとか十七条の四とかいろいろあります、非常に法としては整っているものである、要はそれを適正に的確に実行するかどうかと、こういうことを言われたわけでありまして、しかしこの五条は、どういふ面を整えれば措置命令ができるのか、文言としては非常に抽象的に書いてありまして明確でない。その点については事例を参考にしまして明確な基準をつくりたいと御答弁がありましたので、それをぜひ実行をさせていただきたいと思つたわけでありまして、問題は、第五条に、これらの条件によつて措置命令を発することができ、こう書いてあるわけですね。だから、発令なくともよろしいし発令しなくてもよろしい。しかも、この発令する発令しない、現場の消防署長、これが実際は判断をすることになっておるわけですね、法律のたてまえは。要するに、現場の消防署長なり自由裁量によつて措置命令を具体的に出していい、あるいは出さない、こういうことになっていないか、思うんですよ。そこに私は問題があるのではないかと、こういうふうに思つておるんですが、いかがでしょう。

○政府委員(石見隆三君) 法第五条は、すでに御案内のとおり、防火対象物につきまして火災危険あるいは人命危険がございする場合には、消防長または消防署長が措置命令を発することができるという規定にいたしております。ただ、これは先生お話しございましたように、全くな意味での自由裁量、自由裁量と申しますか、やつてもやらなくとも勝手という意味での自由裁量ではないというふうに私も私も考えておまして、条件に該当いたしますれば必要に応じてこの措置命令をかけるというのには当然のことであらうかと思つておるんです。

問題は、この第五条の条件に具体のケースの場合が当てはまるかはまあぬかという判断の問題だろうと思つたわけでございます。法律の条文でございまして、幾ら詳しく書きましてもやはり限度というものがあろうかと存じますが、一応この五条では、いま申しましたようにかなり詳しい規定は設けてはおりますが、ただ、いま御指摘ござい

ましたように、具体のケースがこれにはまるかどう
うかという判断は現地としては非常に判断に苦し
むところがあるのも事実でございます。そこで私
どもといたしましては、この五条の発動につきま
して、いままでの例もあるわけでありますから、
そのようないわば判例法的な積み上げをやりまし
て、五条が発動できる場合、あるいはしなければ
ならない場合の条件というものを消防長会の方と
も十分相談をいたしまして、研究会を設けまして、
具体のものについてこの実績を積み上げながら一
つの成果を得ていきたいというふうに考えており
ます。あわせて、それぞれの消防機関におき
まして五条が発動できるかどうかということが非
常に判断に苦しみますときには、私の方に、消防
庁の方に御相談をいただきたい、判断のつかない
ままいつまでも抱え込んでおりますことは、これ
また次なる危険につながるおそれが十分あるわけ
でありますから、判断がつかないときには遠慮な
く私どもの方に御相談をいただきたいということ
をお願いも指導もしておりますのであります。

このようなことと相まちまして、今後五条の発
動基準といふものをそういう形で積み上げ
によって明確にしていきたいと思いますというふうに考
えておる次第でございます。

○伊藤都男君 先ほど長官も、東京消防庁が措置
命令を出したのを遅きに失した、もっと早く十七
条四項に基づく命令を出しておけばよかったが
と、反省を込められて言われておったわけであ
りますが、本来ならばこの自由裁量部分と、そして
これだけの条件を整えば措置命令は出さな
ないという義務——義務ですね、義務的に出さ
ないという義務。やっぱその辺のところを十分
検討をされて、そして義務ですから、現場の署長
や何か判断する裁量はその中ではなくなつてく
るわけですから、どこまでの条件を整った場合に
はこれはもう義務として行政側が命令を出す
と、こういうところまでいかないと、後追いの行
政で、いつも起つてから反省をして後から何か
をやると、こういうことになってしまうのではな
いか。そういうところを考えてこの五条というも
のを見直す必要があると私は思うのですが、いか
がでしょう。

○政府委員(石見隆三君) 私どもといたしまして
は、直ちに五条の法令を改正する必要があるかど
うかということにつきましては、これはもう少し
研究しなければならぬ問題だと存じております
けれども、この五条が発動されます際に、消防機
関といたしましては一つの基準、目安といひます
ものがありますれば、非常に五条が扱いやすくな
るであらうということもよく承知をしております
でございます。ただその場合、基準をつくらんと申
しても、御案内のとおり防火対象物はもう千差
万別でございます。したがって、それに当て
はめればイエスかノーかという答えがびたつと出
てくるような、何かコンピュータではじくよう
な基準というものは、なかなかこれはできないだ
ろうと存じますが、やはり発動する場合の一つの基
準と申しますか、そういうものはぜひこの際各消
防機関とも御相談をして研究してつくりたいとい
うふうにも考えております。

と同時に、もう一つは、やはりこの際各消防機
関が今回見られますような悪質な防火対象物に対
しましてはちゅうちょすることなく厳正な措置を
とるといふ強い決意ということもぜひ促したいと
いうふうに思っております。五条の発動につきま
して、両々相まちまして、五条の発動につきま
しては今後厳正な措置をとるよう重ねて指導をし
てまいりたいというふうに存じておるところでござ
います。

○伊藤都男君 時間が来ましたので、終わります。
す。

○美濃部亮吉君 私は、ホテル・ニュージャパン
の痛ましい事件を聞きまして、これは単に
ホテル・ニュージャパンの事件だけではなく、同
じような事件が方々で起こる危険があるのではな
いかと考へました。そうして、きょうの御質問及
び御答弁によりまして、ますますそういう感じを
深くしたわけです。それからおとといですか、例

の北海道の地震でございますけれども、これはマ
グニチュード七以上の烈震、大地震と言つてもい
いような事件でございます。

この二つをあわせ考へてみますと、いつ東京都
で地震が起つても仕方がないという情勢だと思
われますが、もし東京都に地震が、大正十二年の
ような大地震が起きたときには一体どうなるであ
らうか。私は十二年間知事でありまして、その間
一日として地震が起きたらどうなるだろうという
ことを考へない日はなかったとも言えます。それ
だけに、北海道の地震とそれからホテル・ニュー
ジャパンの火災の事件に遭ひまして、地震が起
つたときにどうなるだろうということを考へたわ
けでございます。

それで、東京都の防災会議の地震部会の推計に
よりますと、大正十二年ほどの地震が東京に起
つたときに、およそ三百カ所において火事が延焼
をする、初期消火も役に立たない、どんどんと燃
え広がる個所が三百カ所あるということ推定し
ております。そういういたしますと、火事が起りま
すが、その際にホテル・ニュージャパンのような
ホテル、あるいは百貨店、あるいは劇場、あるいは
その他の高層ビルがどういふ状況になるのか。
私は、こういう一応防災の設備があると考へられ
るような建物が、こういう地震によって火災が起
きた場合にどういふ形になるのか、そこが実にわ
からないのでございます。大丈夫だと。大正十二
年のころとは全く違つて、防火防災が十分で、ま
あ十分とは言えないにしても相当の程度できてい
る、だから火事が起つても大丈夫なのか、ある
いはホテル・ニュージャパンのような状況が各所
に起つて大問題になるのか、どちらでしょう
か。もしその推定ができませんならば話していただ
きたいと思ひます。

○政府委員(石見隆三君) ただいまの御質問は大
変むずかしい御質問でございます。私も、ひ
たり消防機関のみでその答えを導き出すことも実
は困難な問題もあるかと存じております。
お話にございましたように、関東大震災クラス
の地震が東京に起こりました場合にどうなるか。
一つは、お話もございましたように、最近の高層
建築物等は非常に耐震性を考へてつくられてお
るようでございますので、同時に耐火構造のものが
非常に多くなつておるといふ意味では関東大震災
とは違つた条件であるとは言われております。反
面、やはり当時とは違つて、石油を初めといたし
ます各種危険物というものが大変蓄積されてき
ておるといふ面を考へれば、これは大変なマイナ
ス面であります。それらがどのように地震の際に
プラス面、マイナス面が働きますか、私も直
ちに判断をする技術も知識も持ち合わせていないわ
けでございますけれども、ただいま先生のお話に
ございましたように、五十三年に東京都防災会議
が発表いたしました被害の想定概況によりま
す、マグニチュード七・九では——これもいろ
いろ冬の夕食時でありましてか風速は何メートルと
か細かい条件を置いておりますが、三百カ所ぐら
いで火を発することになるのではないだろうか
というふうなことも一応報告はされております。た
だ、この報告につきましてもいろいろの見方ある
ようでありまして、これをさらに上回る被害が
起るはずだという学者先生もおられます。い
や、これは少しオーバーであつてこうはならない
と言われる方もあるようであります。

いずれにいたしましても、私も消防を預かる
者といひまして、やはり地震が起りまして最
も警戒すべきは火災の発生というこの一点に尽
きるのであるというふうに存じておりました。この
火災の発生を何とかして未然に食い止めるとい
ふこと、それから人命の救助をどうするかという
ことに消防行政の重点を置いて考へなければなら
ないというふうに考へておる次第でございます。
○美濃部亮吉君 なかなかむずかしいことはもう
十分わかるので、一般の住宅について
はほぼ防災会議も推定をしていまして、大正十二
年の地震のときには、地震で直接死亡した死者は二
千人で、それから火事によって死んだ方が五万
六千人で、焼失の家屋は三十二万戸という計算に

なっております。これは過去のこと、ほぼ確実であろうと思いますが、この三十二万戸というのはほとんど個人の家庭であろうと思います。すると、現在十二年の大地震程度の地震が起こったときには、個人の木造の家屋が四十七万三千戸焼けるという推定をしております。それでありまして、木造の家屋というところで、いまはもうほとんど大正十二年の木造とはいへるの点において違つて燃えにくくなつておりますから、四十七万三千戸が焼けてしまうというところは非常に問題だと思ひますけれども、個人のあれでもって大正十二年には五万六千人亡くなつたといふと、ほほそれに近い、あるいはこれよりも少し大きいぐらいの死者が個人の家の焼失から出るといふことは考えられますけれども、推定することが非常にむづかしい。いまの御返事がありましたように、非常にむづかしいことは、ホテルとかなんとかの高層ビルが一体どうなるだろうと、そういうことだと思ひます。

それで、私もわかりませんが、ホテル・ニュージャパンのような状況が方々で起こつたとすれば非常な問題になるのではないだろうか。私は、消防庁長官としては、そういう可能性を考えてそのときにも大丈夫な体制をつくるという必要があるのではないだろうか、そう思つておりますけれども、いかがでございますでしょうか。それ以下であつたらばそれほど幸甚なことはいないで、最大限に悪い場合を考えるべきであると思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 重ねての御質問をいただきましたが、私もさういふことが、私どももいたしましては、関東大震災程度の地震が東京に来ましたときに、どのような状況になるかといふことを先ほどは東京府防災会議の結果を御披露申し上げただけでありまして、これにもいろいろな見方があるということも申し上げた次第であります。私も、どのようなことにもなりますか、直ちにここで結論を申し上げますにはそれだけの材料

も持つておりませんし、また不用意に大きなことになりますれば、いわば大衆の民心不安でございますし、あるいはまた、軽々しく大丈夫といふようなことを申し上げることも非常に危険な面があるかと思つております。

ただ、私もさういふことは、ただいまお話しございましたように、一般の住宅を考えました場合、火災が起りました場合にはまず何としても火を出さないといふことを住民の方々に強くお願いするのが第一だと思つておるわけでありまして、たとえば、申し上げますれば、先年の宮城沖の地震あるいは今回の北海道浦河の地震を見ましても、あれだけ大きな強い地震が来いまして、火災がほとんど数件、今回の場合にはゼロという状況であります。そうなりますと、若干倒壊いたしました家の下敷きになつてけがをなさつたという方もおられるわけでありましても、いづれ火災による焼死という方はゼロであつたわけでありまして、私も一にも二にもとにかく火を出さないといふことを強く各それぞれの機関、それぞれの防火クラブあるいはそれぞれの団体を通じていろいろとPRをし、お願いをいたしております。と同時に、万が一にも火災が起つた場合には、各家庭でできる限りのそれぞれ初期消火に努めていただくということが第二番目であらうと思つておるわけでありまして、

なお、震災時の消防体制が大丈夫かといふことでございます。私もさういふことは、あらゆる火災を含めまして災害に対処できますように各消防機関にそれぞれ整備を整え、あるいは訓練をしていただいております。これはなかなかにぎりぎり詰めてまいりますと、これはなかなかにきつてまいります。一〇〇%といふわけにはまいりません。いかにして被害を最小限度、とりわけ人命の損傷を最小限度に食い止めるかといふのが消防機関の大きな任務であらうかと思つておるわけでありまして、現在、私もさういふことは、地域

防災対策の強化地域、いわば東海地域であります。これを含めまして、全国全市町村に對しまして震災対策に係ります市町村の消防計画の見直しをしていただきますように、通達をして指導をいたしております。特に火災の警防面につきましまして、この通達の中で、火災警防活動の基本を人命の安全確保と延焼防止、この二点に置きまして、消防力の効率性、重点的な具体の配備をしていただきますようにお願いをしております。

○美濃部亮吉君 私、くだいようでございますけれども、消防庁としては最悪の状態を前提としてできるだけの対抗措置をお考えになるのが本当ではないかといふことをもう一度申し添えておきます。

それから一番問題になるのは、私は最悪の状態を考えまして、火災が多発した場合に消防自動車は自由に行動できないのではないだろうか。つまり道路に自動車その他が横たわりまして自由に通行することができなくなるのではないだろうか。もちろんいまお話しのように、初期消火が非常に大切であるといふことは言うまでもございせんけれども、初期消火によつてすべての火事が消せるものではございせんので、幾つかの、あるいは相当数の火事は延焼を続けるといふことを考えなければならぬ。その際に消防車が自由に行動できない、非常に局限される、そこに非常に大きな問題があるのではないかと思ひます。その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 御指摘のとおり、消防機関といたしましては現有の勢力の中で最悪の状態を考へてその対策を練る、あるいはまた具体的な訓練行動をするといふことはお説のとおりだと存じております。そういう方向で今後とも市町村を指導してまいりたいと存じております。

ただ、ただいま後段お話しございましたように、地震が発生いたしました場合、道路の損傷でございまして、あるいはまた電柱が倒れるというようなことによりまして消防車が自由に活動でき

にくくなるのではないかという御指摘はごもっともだと存じております。私もさういふことは、このようなことを当然あり得るものといふ前提のもとでそれぞれの警防計画といふものをつくらしておるわけでございます。一つは、避難地あるいは避難路の確保、これは最優先にやつていただくといふこと。それから、その他火災現場に到着しますまでの間の各般の消防機関の対応といふことを、いま申されましたようなことも前提として消防機関では対応いたしますように指導をいたしておるというのが実態でございます。

○美濃部亮吉君 恐らく警視庁の方の管轄に属すると思ひますけれども、震災が起つた場合に、自動車はもう走ることをすべてやめて、そうしてできるだけ即時に左側に寄つてとまって、そうして逃げようと思ふのならば自動車を出て自分で歩いていけと。それが完全に守られればある程度のスペースは道路の上でございまして、そうして消防自動車は自由に活動できる。そうして、もし走つていける自動車があれば、緊急避難的に、暴力をふるうと言ふと悪いですが、力をもつてとめてしまふ。つまり、何よりも必要なのは、地震が起つたらば自動車は走らせないといふことが一番大切だと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) お説のとおりだと思つております。少なくとも走つております自動車はやはりとまるということが前提でございます。もし、それから避難に際して自動車を持ち出して逃げるといふことは絶対これは困るということをご各消防機関でもいろいろ指導いたしておるところでございます。

○美濃部亮吉君 それでは、最終的に最も必要であるのは避難場所を確保すること。つまり、全部民が、あるいは全国民が間に合うように避難場所を逃げ込むことができて、そうしてその避難場所はどういうふうな火事が起つてきても周囲から防衛できるという避難場所をつくるのが最も必要であらうかと思ひます。

に、地震が発生いたしました場合、道路の損傷でございまして、あるいはまた電柱が倒れるというようなことによりまして消防車が自由に活動でき

ところが、私の経験からいうと、この避難場所をつくるというほどむずかしいことはありません。それは防災会議地震部会で計算をしてくださいましたけれども、数字は忘れなければいい、周囲から火が燃えてくる、その中にいて助かるというのには相当広い地面が必要であります。震災対策に避難場所をつくるということに対して何ら特権を与えられておられない。つまり、そういうような地面を土地の所有者と話し合いをして土地を譲ってもらう、それでなければできないという状況のもとにおいては、ほとんど絶望的であると思います。この間、朝日新聞、毎日新聞に書かれましたけれども、私は、隅田川の下町で、白髭橋のたもとで、最も火事の危険の多いところに一キロ余り、ああいうふうに高いアパート、都営住宅をずつと建てまして、それに水が外面にかかるようにして、そしてその内側に公園をつくって、そうして火を完全に遮断をして、中には七、八万人入れるだけのスペースをとって、平時は公園にしておくというのを計画をいたしました。七、八年かかって最近にでき上がりました。これは非常にいいところにできまして、ここに逃げ込めば大丈夫であるという確信が持てました。

しかしながら、これをするには大変な努力と大変な金がかかります。九百億円くらいかかりまして、そのうち二割だけが国の補助でございます。これは地方自治体の独力によつてはほとんど不可能でございます。それで、さらにそういうのを亀戸、それから大島、小松川地区、四つ木地区、両国地区、それから木場地区という下町の要所所につくりまして下町の人たちの安全を確保する、という計画を立てましたけれども、いまの白髭東地区を完成することで精いっぱい、そのためではございませんけれども、赤字をたくさんつくって非常に困ってしまったという状態になったのでございます。

それで、私が申し上げたいのは、この避難地、東京都は避難地区というのが一応できておりますけれども、これは地図の上でできているだけであ

って、本当に火事が出たときにそこまでみんな逃げられるかといえ、遠過ぎるところがたぶんありません。それだから東京の大部分が逃げ込めるような火事に大丈夫なほどの広い面積を持つ避難場所を備えるためには、地方自治体の権限と財政状況、それではほとんど全く建設不可能であつて、この点においては政府が、国全体を考えて、そうして統一的な非常に強い、何といひますか、強制力を持った政策を打ち出してくださらないと私はとうていできないと思うのです。その点、自治省にお願ひをするわけでございますが、何とかしてそういう強制力を持った、そうして地震が来るおそれのある地帯については避難地を十分につくるだけの財政的な援助をやつていただきたい。それがいい限りにおいて、東京を初めとして大阪その他大都市に地震が起つたならば十万人以上の人たちが死亡するといふことは確実ではないだろうか。いままさにできると思ひますけれども、どうぞそういう対策を立てて、強制力のある、そうしてまた財政的な裏打ちのある政策が行われるように地方自治体を助けてやつてほしい。いかがでございますしうか、政務次官。

○政府委員(谷津一君) ただいまのお話を聞きながら、これは関東大震災といふふうな、われわれが現実的に体験したことを十分に踏まえての理想的なお話でなくて、現実のお話だといふふうに拝聴したわけでございます。

おっしゃるとおりに関東大震災当時よりも非常に近代化されたといふことは、むしろ火災等々の発生とか、あるいは電気、ガス、交通機関等々そういう問題を考えましても重大な問題がさらにさらに深まってきたような感じもするわけでございます。そういう点では、御指摘のとおり非常に強大な強制力をもつてしなければならぬわけでもございましょうし、また、莫大なお金も要することも事実でございますが、われわれは、いま指摘されておりますような静岡あるいは東京都等大震災の問題も現実の問題としてあるわけではござい

ますので、そういうことを考えてみると、御指摘のとおり今後政府としてもそういう方向に向かつてがんばらなきゃならぬと、こう考えておるわけでございます。われわれも力いっぱい努力をしたと思つております。

○委員長(上條勝久君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時二十五分散会

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

六条の三第一項に改める。
第二十四条第一項中「非常勤消防団員又は非常勤の水防団長若しくは水防団員に係る」を削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
2 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。
八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第五条第一項(給付の種類)に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの(同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む)並びに消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、水防法第三十四条(第七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)及び災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第八十四条第一項(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償の規定に基づく条例(水防法第三十四条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む)による補償で年金として給されるもの

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方交付税の所要額の確保に関する請願(第七八七号)
一、金融犯罪の防止体制強化に関する請願(第

七七八号

第七八七号 昭和五十七年二月九日受理

地方交付税の所要額の確保に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

明年度の地方財政措置にあつては、地方財政の健全性の確立に資するよう、地方交付税率の引下げ措置はもとより、地方交付税の借入又は財政対策債の発行等借入金依存の財源措置は避け、恒久的の一般財源の充実強化を図らねばならない。

理由

地方財政は昭和五十年以降臨時応急的に措置されてきた地方交付税の借入及び財源対策債等の借入残額が累増し、公債費が年々急増するなど、厳しい財政運営を余儀なくされておられ、地方財政の健全化の確立が喫緊の課題である。ついては、地方交付税の所要額を安定的に充実確保するための所要の措置を講ずるよう強く望むものである。

第七八八号 昭和五十七年二月九日受理

金融犯罪の防止体制強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会内 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

近年、一攫千金を目的としての短絡的、模倣的な行動に走る風潮等を背景として、金融機関を対象とした凶悪犯罪が多発し、全国的に昭和五十六年度は十一月末で百五十七件発生し、過去の最高を示している。岩手県においても昭和五十四年に二件発生(北上信金駅前支店、盛岡市住吉郵便局)しているが、この種事件は、状況によつては殺人事件等に発展し、また、通り魔事件に等しいものであり、国民に著しい不安を与えている。このようないまの情勢からこの種事件の未然防止のため、金融機関と警察が一体となり、金融機関においては、監視並びに防犯設備の強化等、自衛体制の強化、更に警察との連絡体制の確立など、鋭意努力している。

るところであるが、小規模店舗(郵便局、農・漁協)においては、財政上の問題もあり自衛防犯設備に十分な点がみられ、治安上不安であり早期完備が痛感されることである。よつて、治安維持のため、警察力の強化並びに金融犯罪防止体制の強化を図るよう強く要望する。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願(第八九一号)

一、特別区の自治権・財政権拡充に関する請願(第九〇四号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第九五六号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(第九五七号)

一、特別区の自治権・財政権拡充に関する請願(第九二二号)

第八九一号 昭和五十七年二月十三日受理

都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願

請願者 千葉県成田市吾妻町三ノ八ノ九

中野拓稔 外二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第九〇四号 昭和五十七年二月十五日受理

特別区の自治権・財政権拡充に関する請願

請願者 東京都中野区中野四ノ八ノ一中野

区議会内 斉藤政一

紹介議員 宇都宮徳馬君

昨今の財政事情は、国・地方を問わず厳しい状況下におかれていて、特別区としてもこうした状況に対応しつつ、住民福祉の向上・生活環境の充実など、区民の要望にこたえるため、なお多くの面で、制度の改善や財政措置の充実強化が必要である。現在、国においては、第二次臨時行政調査会

の第一次答申に基づいて、住民生活に大いにかかわりのある補助金等の整理が進められようとして、これらの検討にあつては、地方の実情を踏まえたうえで、国と地方との役割分担の明確化と、それに見合う適切な財政措置の在り方を考えることが必要であり、単に国の歳入削減のためにのみ、国庫補助金等の整理を先行させることは、地方自治の本旨に逆らうものと考えざるを得ない。我々は、住民の、身近な、日常の行政需要の効果的処理は、狭域の地方公共団体としての二十三特別区が、十分な行政能力を備える必要があるという考え方にたつものである。ついては、特別区の自治権・財政権拡充のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、首都東京の大都市需要にそぐわない現行の財政制度のもとで、特別区の財政は住民の要求にこたえられない状況であり、特に、特別区内では、一たび、大地震に見舞われた場合、二次災害の誘発を伴い、人的・物的被害の規模と、社会経済に及ぼす影響は甚大かつ広範なものとなる

ことが予測されるので、かかる事態に対応するため、大都市災害に関する特別法を制定し、また、公害対策・緑化事業の促進及び昼間人口に対する措置など、住みよい都市づくりを指向する法の整備及びそれに伴う財政上の特別措置を講ずるとともに、地方交付税法上並びに国庫負担金・補助金等の算定にあつては特別区特有の行政需要の実態に即し財源を考慮すること。

二、超過負担については、地方団体側における解消運動により、国は逐次解消措置を講じてきたが、急激な物価変動等への対応も遅れがちであり、特別区の超過負担もその完全解消は容易に実現できない状況である。特に、特別区にあつては、土地価格の異状の高騰が続き、更に、これから派生する様々な財政需要が重なるにつて、年々、超過負担は多額になつていくすう勢にある。よつて、この特別区特有の財政上の実態を理解し、特別区に対する国庫補助・負担金の、

単価差、数量差、対象差及び認可差が完全に解消されるように、関係諸制度の改善を図ること。

三、地方交付税法第二十一条に基づく都の特例、いわゆる都区合算規定を廃止し、特別区の存する区域分の基準財政需要額の算定については、大都市特有の行政需要を十分考慮し、大都市行政の実態に見合った交付税制度の確立を図ること。また、国の交付税率を大幅に引き上げること。

四、起債権については、特別区財政の自主的・計画的運営を促進するため、特別区の実態を勘案のうえ、自治大臣の許可制となつていての特例を、当面、市並みに是正するとともに、起債の枠を拡大し、政府資金による地方債の比率を高めること。

五、国立機関移転後の跡地は、その規模、立地条件等からみて、二度と得ることのできない土地であり、特別区の行政上貴重な存在であるので、この利用については、最少の財政負担のもとに、特別区において活用できるように配慮すること。

六、特別区の教育委員会の権限は、市の教育委員会に比べて、学校教職員の任用その他の身分の取扱い、教科書採択事務等の権限が都の教育委員会に留保され制約を受けている。「都の機能を純化し、特別区の地位の充実を図る」という、昭和四十九年の地方自治法改正の際の基本的な考え方に立脚して、速やかに、特別区教育委員会の権限を市の教育委員会と同等に改めること。

七、国においては、東京における大都市行政の実態に即応し、かつ住民の多様化した需要にこたえることが必要である。よつて、当面、都区間の事務並びに財源の配分については、十分な助力のもとに、特別区における住民自治が確立されるよう、適正配分を図ること。

八、第二次臨時行政調査会第一次答申によると、国民生活に重要なかわりのある老人医療の無

料化・保育園の新設など自治体の独自の事業に
対する抑制にまで及んでいるが、このことは地
方自治の本旨に反するものであり、また、国民健
康保険・国民年金・児童手当など、国庫負担の
一部を地方公共団体に負担させることは、国の
財政の都合による単なる国から地方への財政負
担の転嫁にすぎず、本来の行政改革の趣旨に沿
わないものであるのみならず、地方の現状から
みて到底容認できるものではない。よつて、行
政改革は、地方行政を圧迫しないよう特段の
配慮をすること。

第九五六号 昭和五十七年二月十六日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一全国青髓

損傷者連合会本部内 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

一、重度身体障害者が居住する土地・家屋の固定
資産税を減免すること。
二、地震、火災などの場合における避難体制を確
立すること。
三、寒冷地に住む脊髄損傷者の住宅の屋根の除雪
費を支給するか又は除雪する者を派遣するこ
と。

理由

(一)我々の多くは負傷前所有していた土地に建造し
てあつた家屋を車椅子で生活しやすいように改造
して住んでいるが、受傷後の生活費は微額な年金
だけなので、受傷前の収入と対比すると極めて貧
しく生活を大きく圧迫している。これを、緩和す
るために、土地・家屋の固定資産税を減免すべ
ば、生活の圧迫感がなくなつて経済面における耐
乏生活からいくらかでも逃れることができる。ま
だ、改造して住んでいる受傷前の古い家が腐朽し
てやむをえず新築を余儀なくされる場合もある
が、新築費は親族からの借金によるので、新築後
長期間にわたつて借金の返済に追われて生きてい
る心地がしない。このようなとき土地・家屋の固
定資産税を減免すれば物心両面にわたつて救われ

る。(二)車椅子使用者であるため、緊急非常事態が
発生した場合、機転がきかないので生命の危機を
感ずる。例えば、近隣に火災が発生した場合はた
だ慌てるばかりで、どうして避難すればよいのか
しどころもどろになる。日本は地震列島であるとい
われているが、いつ巨大地震がどこで発生するか
は予知できないので、非常な脅威にさらされてい
る。こうした脅威を排除するために、各都市の町
を単位として弱者である重度身体障害者と高齢者
のリストを作成し、少なくとも町に一箇所緊急非
常事態発生の場合における弱者の避難場所を設
け、避難補助と誘導を兼ねた誘導班を編成し、弱
者が巨大地震や近隣の火災発生の場合には速やか
に、しかも円滑に避難ができるような体制を確立
する必要がある。(三)我々は、下半身不随で歩行不
能であるから、冬季に降雪し屋根の上に多量に積
もつてもその雪を除きに屋根に登れない。また、
屋根の上の積雪多量のまま放置しておくとならば、
崩壊して死亡することになる。そのため仕方なく
他常者を雇つて屋根の上の除雪をしてもらうが、
冬季間のこうした除雪に要する費用は多額にのぼ
り、暖房費と重なつて生活を大きく圧迫している
ので、寒冷地に住む脊髄損傷者の住宅の屋根の除
雪費を支給するか、積雪の都度、除雪する者を派
遣するよう望むものである。

第九五七号 昭和五十七年二月十六日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制
限廃止等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一全国青髓

損傷者連合会本部内 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

一、全都道府県警察署の建物には、車椅子障害者が
利用できるよう玄関等段差部分のスロープ化、
車椅子用トイレの設置又は改善、自動車運転
免許証更新時の安全講習受講の完全実施を實現
すること。
二、普通自動車運転免許証のうち身体障害者だけ
を対象に設けられている重量制限(一・二ト

ン、一・五トン)の制度を廃止すること。
三、身体障害者が使用している駐車禁止除外車証
の有効期間は、三年とし、更新のときはこれを
自動車運転免許証更新時に同時に更新交付する
こと。

理由

(一)社会生活の基本的移動手段である電車、バス
は、車椅子障害者にとつては全く利用できない状
態であるために車椅子障害者の社会参加は、身体
障害者用乗用車やハンディキャップなどの自動車の
利用なしには考えられない。自動車を使用するた
めには、自動車運転免許証取得、自動車購入、車
庫確保、自動車運転免許証の更新、安全講習受講
などそのほとんどすべてが地元警察署の世話にな
らねばならない。しかし現在の警察署の大半は玄
関に階段があり、車椅子者の使用できるトイレは
なく、安全講習会場にも行かないため、車椅子
者が警察署で用を足すことは不可能な状態であ
る。身体障害者に介護者を付けることは、公的な
介護サービス制度のないに等しいことや身体障害
者が取得した普通自動車運転免許証には、実地運
転試験を合格したときの使用自動車によつて一・
二トン、一・五トンなどの条件が付されている。
身体障害者は、好んで標準車以外の自動車によつ
て実地試験を受験したのではなく、現実に標準車
(身体障害者用に改造された練習車)が自動車教習
所に準備されなかつたためにやむをえず標準車以
外の試験車によつて受験したのである。実地試験
合格の判定基準は、もちろん、自動車重量の大小
によつてその基準が変わるものではないし、普通
自動車(総重量八トン未満、最大積載量五トン未
満、定員十人以下の自動車)と大型特殊自動車、自
動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車(五
十CC以下)以外のもの)の範囲内で自動車の排気
量(馬力)や自動車の大きさによつてその合格の判
定基準が変わるものでもない。現に普通自動車運
転免許証所持者が実地試験受験時に用いた標準車
の三・四倍もの排気量のある外国車や二・三倍も

の重量又は大きさの貨物自動車(トラック)を運転
できることから前述の考え方に誤りがあるとは思
われない。日常生活において、重量制限付の普通自
動車運転免許証所持の身体障害者は、本人所有自
動車の車検整備や定期検査そして故障箇所修理な
どの期間の代車を求めることは不可能であり、仲
間と相乗りでドライブするときは運転手交替もで
きないし、疲労度の少ない上級自動車(パワース
テアリング装置等を装備したもの)を使用できる
ようになるために途中で二回〜三回運転免許証の
制限(限定)を解除してその都度自動車を買い替
えねばならない。身体障害者の家計は、健康者のそ
れと比し非常に厳しいものであり、排気量の大き
い自動車ほど、就労の機会に恵まれることを考慮
し、前述のとおり普通自動車運転免許証に付さ
れる重量制限を廃止する必要がある。(二)駐車禁止
除外車証(ステッカー)は、現在非常に有効に利用
されているが、このステッカーの有効期間は、都
道府県ごとに差異があり統一がとれていないよう
に思われる。これら各種の有効期間のうち最も多
いものは、有効期間一年間というものであるが、
ステッカー使用会員の間では、このステッカー
は、身体障害者が老衰等のため自動車の使用がで
きなくなるときまで必要とするものであることは
明らかなので、ステッカーの有効期間を廃止して
ほしいという意見が大多数を占めている。ステッ
カーを交付する立場からは有効期間設定の必要性
が理解できるから、ステッカー更新の時期は、ス
テッカー所持者が自動車運転免許証を所持してい
る場合の都合に合わせて、三年間とし、これを自
動車運転免許証更新の際に自動車運転免許試験
場、又は地元の警察署で交付すべきである。

第九八二号 昭和五十七年二月十七日受理

特別区の自治権・財政権拡充に関する請願

請願者 東京都港区芝公園一ノ五ノ二五東

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

三月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、特別区の自治権・財政権拡充に関する請願
(第一〇四八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第一〇六七号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限等に関する請願(第一〇六八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第一一六〇号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限等に関する請願(第一一六一号)

特別区の自治権・財政権拡充に関する請願
請願者 東京都千代田区九段南一ノ六ノ一
千代田区議院内 中川孝夫

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十七年二月十九日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 長根新一郎

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十七年二月十九日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限等に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労災病院内 長根新一郎

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一一六〇号 昭和五十七年二月二十三日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 平

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一一六一号 昭和五十七年二月二十三日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限等に関する請願
請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 平

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

つた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(当該退職に係る地方公共団体の給与と条例等の給料に関する規定につき昭和五十六年度において改正が行われた場合において、地方公共団体の給与に関する条例その他の規程の規定で一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)附則第三項の規定に相当するものの適用により、当該期間内において、当該給与と条例等の給料に関する規定の改正後の規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下「新給料規定」という。)の適用を受ける期間(以下「給料調整期間」という。)のある管理職員(同法附則第三項に規定する管理職員をいう。以下同じ。)に相当する者として政令で定める者に該当する者(昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで)の間において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和五十五年法律第九十五号)の俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定(以下「新俸給規定」という。)の適用を受けない期間(以下「俸給調整期間」という。)のある管理職員に該当する者を含む。)であつた者(以下「給料調整適用者」という。)に係るものに限る。)で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の第三項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額とみなされた額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与と条例等の給料に関する規定につき昭和五十五年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与と条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与と条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係る年金について、当該退職の日(その者について当該改正後の給与と条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基礎となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、

その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で、給料調整適用者に係るもの、給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定された新法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

4 前二項の規定による改定年金額
二 前二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百六十六万二千三百九十九円であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定年金額

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(給料調整適用者に係るものに限る。)で、同年四月三十日において現に支給されてゐるものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 前各項の規定は、沖繩の退職年金等で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについて準用する。

第十條の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の七 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等(地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、同日以前の退職に係る通算退職年金(第六項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金(給料調整適用者に係るものに限る。))をいう。第四項において同じ。)で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百七十六円
二 通算退職年金の仮定給料(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)(の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額

を乗じて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額

を加えて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に關する規定につき昭和五十五年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に關する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。))の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に關する規定の適用を受けていた者に限る。))に係る通算退職年金について

は、当該退職の日(その者に就いて当該改正後の給与条例等の給料に關する規定が適用されてゐたとき)に於ては、その者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料)に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金で給料調整適用者に係るもの、給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前条第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算退職年金で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算退職年金を通過退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定給料に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

4 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算退職年金で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算退職年金を通過退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定給料に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

4 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算退職年金で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算退職年金を通過退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定給料に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 第一項から第三項までの規定による改定年金額
二 第一項から第三項までの規定による改定年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料が三十四万六千八百六十六円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定年金額

6 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。
第十一條中「第六條の六」を「第六條の七」に改める。
第十二條中「國」を「政令で定めるところにより、國」に改める。
第十三條の五第一項中「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。
第十三條の八第一項中「新法の規定による」の下に「地方議會議員の」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(昭和五十七年度における地方議會議員共済會の年金の額の改定)
第十三條の九 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十五年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十五年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議會議員共済會の定款で定められた標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和五十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・七を乗じて得た額を超

えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。
2 前項の規定は、施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金別表第十一(第六條の七、第十條の七関係)

給料	年額	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五	〇円
一、三八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満のもの		一・〇四五	一、二、八〇〇円
四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの		〇・九七四	三三二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの		一・〇〇〇	〇円

別表第十一(第六條の七、第十條の七関係)

たる共済給付金について準用する。
3 第一條第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第十七條中「第十條の六」を「第十條の七」に、「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。
別表第十の次に次の一表を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二條 地方公務員等共済組合法(昭和五十七年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

第百十四條第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。
第百二十三條第二項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改める。
第百四十四條の十一第四項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三條の二第一項中「以下」を「次項において」「起算して八年を経過する日」を「運営審議會の運営状況を勘案して政令で定める日」に改め、同條第二項中「起算して八年を経過する日」を「組合員の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

附則第五條の次に次の一條を加える。
(指定都市職員共済組合の設立の特例)
第五條の二 昭和五十七年四月一日以後に地方自治法第二百五十二條の十九第一項の規定に

より指定された指定都市の職員については、当分の間、第三條第一項第五号の規定は、適用しない。この場合において、当該職員は、引き続き指定都市以外の市の職員であるものとみなして、同項及び同條第二項の規定を適用する。
附則第十四條の三を附則第十四條の四とし、附則第十四條の二の次に次の一條を加える。
(市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業)
第十四條の三 市町村職員共済組合連合会は、第二十七條第二項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合の短期給付(第五十四條に規定する短期給付を除く)の掛金に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 市町村職員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲げる預託金の運用収入又は拠出金をもつて充てるものとする。
一 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する預託金の運用収入
二 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する拠出金

3 市町村職員共済組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託金を市町村職員共済組合連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村職員共済組合連合会に拠出するものとする。
4 調整交付金の交付を受ける市町村職員共済組合に係る第百十三條第一項第一号及び第二項第一号並びに第百十四條第二項の規定の適用については、当該調整交付金は、掛金とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第四十條の二を削り、附則第四十條の三を附則第四十條の二とする。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和五十七年法律第五十三號)の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項第五号中「昭和五十六年法律第三十六號」を「昭和五十七年法律第三十六號」に改める。
第十四條の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。
第二十九條の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第四十一條第一項中「百二十三万六千円」を

「百三十二万四千円」に改め、同条第二項中「百三十三万六千円」を「百三十二万四千円」に、「百三十四万四千円」を「百三十二万四千円」に改める。

第百三十二条の十八中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第百三十二条の二十六第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第百三十二条の四十第二項及び第三項中「新法第四十四条の三第一項」を「政令で定めるところにより、新法第四十四条の三第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 昭和五十七年五月分以後の第百三十二条の三十九第一項の規定により地方職員共済組合が支給すべき昭和五十六年法律第七十三号による改正前の新法第九十八各号に掲げる給付で年金であるものの額については、第百三十二条の四十第一項中「行われた場合」とあるのは、「行われた場合（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等（昭和五十七年法律第...）による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和五十七年法律第...）による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和五十七年法律第...）の規定により組合員であつた者に係る新法の規定による年金の額の改定が行われた場合を含む）」として、同条の規定を適用する。

別表第二中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八一、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万四千円」を「九万六千円」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から

施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法第四十四条第三項及び第四十四条の十一第四項の改正規定並びに同法附則第五条の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定は、同年四月一日から施行する。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十四条第三項及び第四十四条の十一第四項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（次項において「改正後の施行法」という。）第十四条の二、第二十九条の二第二項、第四十一条第一項及び第二項、第百三十二条の十八、第百三十三条の二十六第一項並びに別表第二の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2 昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十二万四千円」とあるのは、百二十九万九千円と、同条第二項中「百三十二万四千円」とあるのは、百二十九万九千円と、「百二十九万九千円」と、「百二十二万四千円」とあるのは、百二十九万九千円と、同表第三、五八六、四〇〇円とあるのは、三、五八六、四〇〇円と、「二、四三〇、四〇〇円」とあるのは、「二、四〇五、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは、「一、六六六、四〇〇円」とする。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に關する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二四一号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二四二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二二六号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二六二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一四五七号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一四五八号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二四一四号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二六二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一四五七号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一四五八号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二四一四号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二六二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一四五七号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一四五八号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二四一四号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二六二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一四五七号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一四五八号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第二四一四号）
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一二六二号）
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一四五七号）

第一二六二号 昭和五十七年二月二十六日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一四五七号 昭和五十七年三月三日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一 福谷光男
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一四五八号 昭和五十七年三月三日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一 福谷光男
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、警備業法の一部を改正する法律案
警備業法の一部を改正する法律案
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 警備業（第三条・第六条の三）
第三章 警備業務実施上の義務（第七条・第十四条）
第四章 教育等（第十一条・第十一条の三）

第五章 機械警備業（第十一條の四、第十一條の九）

第六節 監督（第十二條、第十六條）

第七章 雑則（第十六條の二、第十七條の三）

第八章 罰則（第十八條、第二十二條）

附則

第一章 総則

第二條 第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「遊園地等」の下に「以下、警備業務対象施設」というを加え、同条第三項中「規定による届出をして」を「認定を受けて」に改め、同条に次の二項を加える。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で総理府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

第二條の次に次の章名を付する。

第二章 警備業

第三條の見出しを「警備業の要件」に改め、同条第二号中「前号」を「第一号から第五号までのいずれか」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の五号を加える。

三 最近五年間に、この法律の規定、この法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又で警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者

四 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認められるに足る相当な理由がある者

五 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない

未成年者。ただし、その者が警備業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

七 営業所ごとに第十一條の第三項の警備員指導教育責任者を選任すると認められないことについて相当な理由がある者

第三條 第一号中「三年」を「五年」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

第四條を次のように改める。

（認定）

第四條 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

第四條の次に次の四條を加える。

（認定手続及び認定証）

第四條の二 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 営業所ごとに、選任する警備員指導教育責任者の氏名及び住所

四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三條各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に對し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三條各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その者に對し、その旨を通知しなければならない。

4 認定証の有効期間（第四條の四第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

對し、その旨を通知しなければならない。

4 認定証の有効期間（第四條の四第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

（認定証の揭示義務）

第四條の三 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（認定証の有効期間の更新）

第四條の四 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三條各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定証の有効期間を更新しなければならない。

3 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三條各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その者に對し、認定証の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。

4 第四條の二第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替へるものとする。

5 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

（認定の取消し）

第四條の五 公安委員会は、第四條の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと

二 第三條各号（第七号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当していること

第六條中「第四條」を「第四條の二第一項各号に掲げる事項」に改め、「公安委員会に、」の下に「廃止又は変更に係る事項その他の」を加え、「添付」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による警備業の廃止の届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

第六條の次に次の二條及び章名を加える。

（認定証の返納等）

第六條の二 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 警備業を廃止したとき

二 認定が取り消されたとき

三 認定証の有効期間が満了したとき

四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合

二 法人が合併により消滅した場合

三 法人が合併により設立された法人の代表者

3 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第五條の規定による届出をした公安委員会に、総理府

令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならぬ。

(名義貸しの禁止)

第六条の三 警備業者は、自己の名義をもつて、他人に警備業務を営ませてはならない。

第三章 警備業務実施上の義務

第七條第一項中「第三條第一号」を「第三條第一号から第五号までのいずれか」に改める。

第九條中「行なうにあつては」を「行なうに当たつては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 警備業者は、警備業務（総理府令で定めるものを除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、当該公安委員会の管轄区域内において警備業務を行うに当たつて用いようとする服装の色、型式その他総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第六條第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。

第十條中「行なうにあつては」を「行なうに当たつては」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第六條第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第三項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは、「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と読み替へるものとする。

第十條の次に次の章名を付する。

第四章 教育等

第十一條中「この法律により定められた義務を履行させるため」を「警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び

能力の向上に努めなければならない。

(検定)

第十一條の二 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、国家公安委員会規則で定めるところにより、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行うことができる。

(警備員指導教育責任者等)

第十一條の三 警備業者は、営業所（警備員の属しないものを除く。）ごとに、警備員の指導及び教育に関する計画を作成し、その計画に基づき警備員を指導し、及び教育する業務で総理府令で定めるものを行う警備員指導教育責任者を、次項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。ただし、当該営業所の警備員指導教育責任者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、警備員指導教育責任者を選任しておかなくてもよい。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警備員指導教育責任者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務について行う警備員指導教育責任者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより警備員の指導及び教育に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 前項の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わない。

一 未成年者

二 第三條第一号から第五号までのいずれかに掲げる者

三 次項第二号又は第三号に該当することにより

り警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して三年を経過しない者

4 公安委員会は、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総理府令で定めるところにより、その警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ずることができる。

一 第三條第一号から第五号までに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき

二 偽りその他の不正の手段により警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けたとき

三 この法律、この法律に基づく命令又は第十條第一項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、その状況が警備員指導教育責任者として不適当であると認められるとき

5 公安委員会は、総理府令で定める者に、警備員指導教育責任者講習の実施を委託することができる。

第五章 機械警備業務

(機械警備業務の届出)

第十一條の四 機械警備業務を営む警備業者（以下「機械警備業者」という。）は、機械警備業務を行うおととするときは、当該機械警備業務に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）又は送信機器を設置する警備業務対象施設の所在する都道府県の区域ごとに、当該区域を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該機械警備業務に係る基地局の名称及び所在地並びに第十一條の六第一項の規定により選任する機械警備業務管理者の氏名及び住所

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定

める事項

(廃止等の届出)

第十一條の五 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

(機械警備業務管理者等)

第十一條の六 機械警備業者は、基地局ごとに、警備業務用機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制し、その他機械警備業務を管理する業務で総理府令で定めるものを行う機械警備業務管理者を、次項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任しなければならない。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、機械警備業務管理者資格者証を交付する。

一 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務について行う機械警備業務管理者講習を受け、その課程を修了した者

二 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより機械警備業務の管理に関する業務に関し前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

3 第十一條の三第一項ただし書の規定は基地局の機械警備業務管理者として選任した者が欠けるに至つた場合について、同条第三項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付について、同条第四項の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者について、同条第五項の規定は機械警備業務管理者講習について準用する。この場合において、同条第三項第三号中

「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは、機械警備業務管理者資格者証の返納」と、同条第四項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは、機械警備業務管理者」と読み替えるものとする。

(即応体制の整備)

第十一條の七 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所（警備員の待機する施設をいう。以下同じ。）及び車両その他の装備を適切に配置しておかなければならない。

(説明)

第十一條の八 機械警備業者は、機械警備業務を行う契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする相手方に対し、当該機械警備業務に係る基地局及び待機所の名称及び所在地、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に機械警備業者がとるべき措置その他総理府令で定める事項について説明しなければならない。

(書類の備付け)

第十一條の九 機械警備業者は、基地局ごとに、次の事項を記載した書類を備えなければならない。

- 一 待機所ごとに、配置する警備員の氏名
- 二 警備業務対象施設の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

第六章 監督

第十三條第一項中「警察官」を「警察職員」に改め、「営業所」の下に「基地局若しくは待機所」を加え、同条第二項中「警察官」を「警察職員」に改める。

第十四條中「第十條」を「第十條第一項」に改める。

第十五條第一項中「第十條」を「第十條第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一 第四条の二第三項又は第四条の四第三項の規定による通知を受けて警備業を営んでいる者

二 第四条の五の規定により認定を取り消されて警備業を営んでいる者

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号（第七号を除く。）のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの（第四条の認定を受けている者を除く。）

第十六條を次のように改める。

(聴聞)

第十六條 公安委員会は、第四条の五若しくは第十一條の三第四項（第十一條の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による処分又は前条の規定による処分（同条第二項第二号に掲げる者に係るものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 聴聞を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、警備業務に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

4 公安委員会は、第三条第一号若しくは第二号に該当すると認めたる者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第五

号に該当すると認めたる者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第四条の五、第十一條の三第四項又は前条の規定による処分をすることができる。正当な理由がなくて出頭しない者又は所在が不明であるため第一項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもなお所在が判明しない者についても同様とする。

第十六條の次に次の章名及び一条を加える。

第七章 雑則

第十六條の二 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

一 第四条の認定を受けようとする者

二 第四条の二第五項の認定証の再交付を受けようとする者

三 第四条の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十一條の二の検定を受けようとする者

五 第十一條の三第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者

六 第十一條の三第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を受けようとする者

七 第十一條の六第二項の機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者

八 第十一條の六第二項第一号の機械警備業務管理者講習を受けようとする者

第十七條の次に次の二条及び章名を加える。

(経過措置)
第十七條の二 この法律の規定に基づき政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、総理府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（簡則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(総理府令への委任)
第十七條の三 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第八章 罰則
第十八條の前の見出しを削り、同条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第十九條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第四条の二第一項の規定による認定の申請をしない、又はこれに係る同条第二項若しくは第三項の規定による通知を受ける前に警備業を営んだ者

第十九條第二号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 第四条の四第一項の規定による認定証の有効期間の更新の申請をしないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三 第六條の三の規定に違反して他人に警備業を営ませた者

四 第十一條の三第一項の規定に違反して警備員指導教育責任者を選任しなかつた者

五 第十一條の四の規定に違反して届出をしなかつた者

第十九條に次の一号を加える。

七 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第四條の四第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第二十條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四条の二第二項（第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条の三の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

第二十條第三号を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 第五條、第六條第一項（第九條第三項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）、第九條第二項（第十條第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）、若しくは第十一條の五の規定に違反して届出をせず、又は第五條、第六條第一項、第九條第二項、第十一條の四若しくは第十一條の五の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第六條の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

五 第十一條の三第四項（第十一條の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分違反した者

六 第十一條の六第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

七 第十一條の九若しくは第十二條の書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十一條中「刑を罰金刑に改める。」本則に次の一条を加える。

第二十二條 第六條の二第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をしなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の警備業法（以下「旧法」という。）第四條の規定による届出をして警備業を営んでいる者（以下「旧法の警備業者」という。）の営む警備業については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日（その日以前に改正後の警備業

法（以下「新法」という。）第四條の二第一項の規定による認定の申請をした場合に於ては、同条第二項又は第三項の規定による通知がある日）までの間は、なお従前の例による。ただし、旧法の警備業者が施行日以後新たに機械警備業を営む場合には、当該機械警備業に係る機械警備業務の届出その他機械警備業に関する新法の規定を適用する。

3 旧法の警備業者が行う警備業務に従事する警備員については、前項に規定する期間が経過する日までの間は、なお従前の例による。

4 新法第十一條の三第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が警備員の指導及び教育に関し知識経験があると認める者」とする。

5 新法第十一條の六第一項の規定の適用については、施行日から一年間は、同項中「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者」とあるのは、「機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者又は国家公安委員会の定めるところにより公安委員会が機械警備業務の管理に関し知識経験があると認める者」とする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（地方税法の一部改正）

第一條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條の見出しを「（納付又は納入の告知）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならない。

第十四條の三中「以下第十四條の二十」を「第十四條の五第二項及び第十四條の二十」に改める。

第十四條の五を次のように改める。

（地方団体の徴収金のうちの優先順位）第十四條の五 地方団体の徴収金を滞納処分に

より徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。

2 滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方団体の徴収金に先立って配当し、又は充當する。

第十五條の三第一項中「法人又は」を「法人で法人税法第七十四條第一項（同法第四十五條において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務があるもの又は」に改め、「第七十二條の二十六第一項」を削り、「当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額のうち所得に対する法人税額に係る部分の額又は事業税額の二分の一」を「第五十三條第一項若しくは第三百二十一条の八第一項の規定により納付すべき当該申告書に係る法人

税額を課税標準として算定した道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は第七十二條の二十五第一項若しくは第七十二條の二十八第一項の規定により納付すべき事業税額のうち、その四分の一」に、「これらの規定に規定する」を「第五十三條第一項若しくは第三百二十一条の八第一項又は第七十二條の二十五第一項若しくは第七十二條の二十八第一項に規定する」に改め、同条第二項中「控除した金額の下に」の三分の一を加え、同条第三項中「見込納付をした金額の下に」の三分の一を加える。

第十七條の二第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充當しなければならぬ。

第十七條の四第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十八條の二第二項中「処分に係る」の下に「部分の」を加え、同条第四項中「換価の猶予に係る」の下に「部分の」を加え、同条第五項中「中断したとき」を「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたとき」に、「その中断した」を「その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の」に改める。

第二十條の九の四の見出し中「計算を計算等」に改め、同条中「納付され又は」を「納付され、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律の規定により納税者又は特別徴収義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まず

その計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。第二十三条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額の下に」と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三十二条第九項中「第三十四条第一項第一号に掲げる金額」を「第三十四条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

第三十四条第一項第一号中「除く」の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を「除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に、「その超える金額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の

金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第三十四条第一項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改め、同条第五項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二十三条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二十三条第一項第十二号」を「第二十三条第一項第十三号」に改め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第四十五条の二第一項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第七十二条の二十二第四項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第七十二条の四十八第三項中「二分の一」を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものを「四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産に」、「二分の一」を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を「二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額に」、「あん分」を「あん分」に改める。

第七十三条の五第一項中「第六十九号、第七十号、第七十四号の二第一項」及び「譲与され」を削る。

第七十三号の七中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十号の二を第十号とする。

第七十三号の十四第四項中「当該住宅の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」

を当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第七十三号の二十四第四項中「当該土地の取得の日から六十日以内に」を削り、「自治省令」を当該道府県の条例」に改め、「その取得の日から六十日以内に」を削る。

第百十四号の四第一項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第百十四号の五第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

第百二十九号第三項中「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「チケット」を「チケット」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第百七十九号中「これらの組合、日本国有鉄道及び」を「及びこれらの組合並びに」に改める。

第二百九十二条第一項第七号ロ中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額の下に」と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第三百十三号第九項中「第三百十四号の二第一項第一号に掲げる金額」を「第三百十四号の二第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改める。

び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を「除く。以下本号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に、「その超える金額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下本号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

第三百十四号の二第一項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改め、同条第五項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二百九十二条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同条第六項中「第二百九十二条第一項第十二号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改め、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第三百十七号の二第一項第五号中「寡婦控除額」を「寡婦（寡夫）控除額」に改める。

第三百四十八号第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十八号の二を

第十八号とし、第十八号の三を第十八号の二とする。

第三百四十九条の三第四項を削り、同条第五項中「第三項を前項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で自治省令で定める規格に適合するもの（以下本項及び次項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして自治省令で定めるもの（以下本項及び次項において「準外航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額（外航船舶のうち、主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶として自治省令で定めるものにあつては、当該額に二分の一を乗じて得た額）とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。

第三百四十九条の三第七項を次のように改める。

7 外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（専ら遊覧の用に供するものその他の自治省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第六項中「二分の一」を「三分の一」、「四分の三」を「六分の五」に改め、同条第二十二項中「三分の一」を「二分の一」、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二十八項中「第三百四十八条第二項第十八号の三」を「第三百四十八条第二項第十八号の二」に改め、同条に次の一項を加える。

29 新技術開発事業団が所有し、かつ、直接新技術開発事業団法第二十八条第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産の価格の二分の一の額とする。

第四百九十条の二第二項中「一万円を一万二千元」に改める。

第五百八十五条第三項を次のように改める。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で一月一日において当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、適用しない。

第六百二条第一項第一号中「第二十八号の四第二項第一号」を「第二十八号の四第三項第一号」に改める。

第六百三条の二第一項中「市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに行われた当該土地の所有者等からの申請に基づき」を「市町村長が、改め、同条第六項中「第一項を第二項に」に改め、同条第四項までを「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の申請があつた」を「第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のない」に、「前項の通知をする日」を「第一項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）」に、「当該土地を」を「当該第二項本文の申請に係る土地又は既に第一項の認定を受けた土地」に、「第一項の申請に係る」を「当該」に、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の申請があつた場合において、同項の認定をし」を「第一項の認定をしたとき」に、「申請者」を「土地の所有者等」に改め、同項に次のただし書を加え、同項

を同条第五項とする。

ただし、第二項ただし書の規定に該当する土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

第六百三条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該」を「市町村長が既に同項の認定を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに市町村長に対して当該土地に係る特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならぬ。

二の二 日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設

第七百三条の四第四項ただし書中「二十六万円」を「二十七万円」に改める。

附則第三条の三「中」を「数」を乗じて得た金額の下に「その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合」には、当該金額に九万円を加算した金額を加え、「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改める。

附則第六条の見出しを「（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）」に改め、同条中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度まで」に、「租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する」を「租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含む」の下に「次項において同じ」を加え、「当

い。ただし、既に同項の認定を受けた土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

第六百三条の三第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。

第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号中「第六百三条の二第四項」を「第六百三条の二第六項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第一号中「、理化学研究所又は日本科学技術情報センター」を「又は理化学研究所」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表の第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日本科学技術情報センターがその本来の事業の用に供する施設

二の二 二の二 二の二

該事業所得の明細を、その肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五条の二第二項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の

所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・五を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで並びに前条第一項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 所得割の納税義務者が附則第三十三条の二第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の道府県民税の所得割については、第一項中「がすべて」とあるのは、「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の三第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第四項第三号中「並びに附則第五條第一項及び第三項」とあるのは、「附則第五條第一項及び第三項並びに附則第六條第二項」とする。

6 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む）

む）において、第三百七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の五まで、第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の一を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の五まで、第三百十四条の七及び第三百十四条の八並びに前条第二項及び第三項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

7 所得割の納税義務者が附則第三十三条の二第六項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の市町村民税の所得割については、第五項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

8 第六項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の三第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第三号及び第四項第二号中「並びに附則第五條第二項及び第三項」とあるのは、「附則第五條第二項及び第三項並びに附則第六條第六項」とする。

の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十七号。以下本項において「昭和四十八年法律第四十七号」という。）による改正前の租税特別措置法第六十八條の三（昭和四十八年法律第四十七号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八條の二 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十

七条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合における第五十三條第四項又は第三百二十一條の八第四項の規定の適用については、これらの規定中「租税特別措置法第六十三條第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三條第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十七條第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條第一項を含む。）とする。

附則第九條の二 中「十年」を「十五年」に、「三年」を「八年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の分割基準に係る特例）
第九條の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて電気供給業を行う法人に対する第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項中「その四分の三に相当する額」とあるのは「二分の一」と当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に対する新設発電所の固定資産（昭和五十七年四月一日以後新たに事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものをいう。）の価額の割合の四分の一に相当する数値とを合計した数値を当該課税標準額の総

額に乘じて得た額（以下本項及び次項において「発電所用固定資産の価額による課税標準額」という。）と、「その四分の一に相当する額」とあるのは「当該課税標準額の総額から発電所用固定資産の価額による課税標準額を控除した額（次項において「総固定資産の価額による課税標準額」という。）と、同条第四項第一号中「数値」とあるのは「数値。ただし、電気供給業を行う法人の昭和五十七年四月一日前に事業の用に供した事務所又は事業所の固定資産の価額については、発電所用固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に係る数値の三分の二に相当する数値、総固定資産の価額による課税標準額を関係道府県ごとに分割する場合にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に係る数値の二倍に相当する数値」とする。

附則第十條に次の一項を加える。
3 道府県は、保安林整備臨時措置法（昭和十九年法律第八十四号）第四条各号に掲げる森林等に該当する民有林野を国有林野と交換した場合における当該交換に係る土地の取得に対しては、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九

項を削り、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「(以下昭和五十四年改正前の地方税法」という)を削り、同項を同条第九項とする。

附則第十一條の四第一項、第三項及び第五項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則第十四條中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に改める。

附則第十五條第一項中「日本自動車ターミナル株式会社」の下に「(昭和四十年法律第七十五号)を加え、同条第三項中「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第四項中「昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に改め、「という」の下に「又は石油ガスの備蓄を増強するための石油ガス貯蔵施設で政令で定めるもの(以下本項において「石油ガス備蓄施設」という)を、「当該原油備蓄施設」の下に「又は石油ガス備蓄施設を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十八年一月一日」に、「第三百四十九條の三」を「第三百四十九條の四」に改め、同条第八項中「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十八年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」を「昭和五十六年一月一日から昭和五十八年一月一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十項とし、同項の次に次の一

項を加える。

11 都市計画において定められた路外駐車場(駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)で地下に設けられるもののうち、昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條又は第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五條第十四項を削り、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項を同条第十三項とし、同条第十七項中「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項中「第三百四十九條の三」を「第三百四十九條の四」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項から同条第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

23 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三第一項の規定にかかわらず、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額(同項に規定する償却資産にあつては、当該額に同項に定める率を乗じて得た額)とする。

24 公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で

政令で定めるもの又は資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの(第三百四十九條の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。)のうち、昭和五十八年三月三十一日までに新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

25 昭和五十四年八月七日までに大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域となつた地域において、同条第十二号に規定する地震防災緊急計画に基づいて昭和五十七年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に新たに取得された同条第十四号に規定する地震防災緊急対策の用に供する償却資産で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の

規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五條の次に次の一條を加える。
(固定資産課税台帳の登録事項の特例)
第十五條の二 市町村長は、第三百八十一條第一項から第六項までに定めるもののほか、前條の規定の適用を受ける固定資産について、は、当該固定資産の価格に同条に定める率を乗じて得た金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

附則第十六條第一項及び第二項中「昭和五十六年一月一日」を「昭和五十九年一月一日」に改める。
附則第十七條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第四号中「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭和五十三年度に係る」を「昭和五十六年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

(1) に掲げる土地以外 の土地	昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正前の地方税法(以下「昭和五十七年改正前の地方税法」という)第三百四十九條の三の二又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)
(2) 昭和五十六年度分の 固定資産税について昭和 五十七年改正前の地 方税法附則第十八條第 一項又は第十九條第一 項の規定の適用を受け る土地	これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法第三百四十九條の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除して得た額)

附則第十七条第四号の表を次のように改める。

(1) (2)に掲げる土地以外 の土地	昭和五十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価 格
(2) 昭和五十六年度分の 都市計画税について昭和 五十七年改正前の地 方税法附則第二十五条 第一項又は第二十六条 第一項の規定の適用を 受ける土地（昭和五十 六年度において都市計 画税を課されなかつた 土地で同年度において 都市計画税を課すべき 土地であつたものとみ なした場合においてこ れらの規定の適用を受 けることとなるものを 含む。）	これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和 五十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三の規定の適用 を受ける土地であるときは、当該額を同条に定める率で除し て得た額）

附則第十七条第五号中「昭和五十三年度に」を
「昭和五十六年度に」に、「昭和五十三年度課税
標準額」を「昭和五十六年度課税標準額」に、「昭
和五十四年度分」を「昭和五十七年度分」に改め、
同条第六号中「第三百四十九条の三の二」の下に
「又は附則第十九条の三第一項を加え、宅地
等」を「土地」に、「同条」を「これらの規定」に、
「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五十六年
度課税標準額」に、「昭和五十四年度」を「昭和五

十七年度に」に、「昭和五十六年度」を「昭和五十九
年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十八年
度」に改める。

附則第十八条の前の見出し中「昭和五十四年
度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度
から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項
中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を
「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改
め、同項の表を次のように改める。

上	昇	率	の	区	分	負担調整率
一・三倍以下のもの						一・一
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの						一・一五
一・五倍を超える、一・七倍以下のもの						一・二
一・七倍を超える、一・九倍以下のもの						一・二五
一・九倍を超えるもの						一・三

附則第十八条第二項中「地方税法の一部を改
正する法律（昭和五十三年法律第九号）附則第七
条第五項の規定によりなおその効力を有するこ
ととされる同法による改正前の地方税法附則第
十五条第九項」を「附則第十五条に改め、同項
第一号中「昭和五十三年度」を「昭和五十六年
度」に、「昭和五十四年度」を「昭和五十七年
度」に、「昭和五十三年度課税標準額」を「昭和五
十六年度課税標準額」に、「昭和五十五年度」を
「昭和五十八年度」に、「昭和五十六年度」を「昭
和五十九年度」に改め、同項第二号中「昭和五
十四年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和五十五
年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五十六年
度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第三号中「昭
和五十五年度」を「昭和五十八年度」に、「昭和五
十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第

四号中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に
改める。

附則第十八条の二第一項及び第二項中「昭和
五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五
十七年度から昭和五十九年度まで」に、「昭和五
十三年度」を「昭和五十六年度」に改め、同条第
三項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度ま
で」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度ま
で」に改める。

附則第十九条の見出し中「昭和五十四年度か
ら昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から
昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭
和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和
五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、
同項の表を次のように改める。

上	昇	率	の	区	分	負担調整率
一・一五倍以下のもの						一・〇五
一・一五倍を超える、一・三倍以下のもの						一・一
一・三倍を超える、一・五倍以下のもの						一・一五
一・五倍を超えるもの						一・二

附則第十九条の二第一項中「第八条第一項第
十三号」を「第八条第一項第十四号」に改める。

附則第十九条の三第一項を次のように改め
る。

市街化区域農地に係る昭和五十七年度以降
の各年度分の固定資産税に限り、昭和五十六
年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農
地（既適用市街化区域農地以外の市街化区域
農地）と昭和五十七年度に係る単位評価額（当
該市街化区域農地の固定資産税の課税標準と
なるべき価格を地積で除して得た額に三・三
を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）
が三万円未満であるものを除く。）に対して課

する固定資産税の額は、附則第十九条の規定
にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資
産税の課税標準となるべき価格の二分の一の
額を課税標準となるべき額とした場合におけ
る税額とする。ただし、当該市街化区域農地
のうち既適用市街化区域農地以外の市街化区
域農地に対して課する次の表の上欄に掲げる
各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区
域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標
準となるべき価格の二分の一の額に同表の下
欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準とな
るべき額とした場合の税額とする。

年	度	率
昭和五十七年度		〇・二
昭和五十八年度		〇・四
昭和五十九年度		〇・六
昭和六十年		〇・八

附則第十九条の三第三項を削り、同条第二項中「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和五十六年度」に、「前項の市街化区域農地に係る市街化区域の変換」を「地目の変換」に、「同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地」を「前二項の規定の適用を受ける市街化区域農地」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地で昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となつたものに係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項中表以外の部分	昭和五十七年度以降
適用年度へ昭和五十八年度以降の各年度に係る賦課期日において新たに単位評価額が三万円以上となつた場合における当該年度をいう。以下本項において同じ。以降	適用年度に
昭和五十七年度に	適用年度に
昭和五十七年度	適用年度
昭和五十八年度	適用年度の翌々年度
昭和五十九年度	適用年度の翌々年度
昭和六十年	適用年度から起算して三年度を経過した年度

附則第十九条の三第四項を次のように改める。
4 前三項の規定は、昭和五十六年度に係る賦課期日後に都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該政令で定める事

由の生じた日以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項中表以外の部分	昭和五十七年度以降
市街化区域設定年度（都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日の属する年の翌年の一月一日（当該政令で定める事由の生じた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）以降	市街化区域設定年度に
昭和五十七年度に	市街化区域設定年度に
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和六十年	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
前項	前項
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十八年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和五十九年度	市街化区域設定年度の翌々年度
昭和六十年	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十七年度	市街化区域設定年度
昭和五十六年度	市街化区域設定年度
前二項	次項において準用する前二項

附則第十九条の三に次の二項を加える。
5 第一項及び第二項に規定する既適用市街化区域農地とは、昭和五十七年改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項に規定する都又は市の区域内に所在する市街化区域農地で、当該市街化区域農地に対して課する昭和五十六年度分の固定資産税について、昭和五十七年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものをいう。

6 前項に規定する既適用市街化区域農地には、第三項の規定により昭和五十六年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が当該市街化区域農地に係る昭和五十六年度分の固定資産税について昭和五十七年改正前の地方税法附則第十九条の三第一項の規定の適用を受けたものである場合における当該みなされた土

地を含むものとする。

附則第十九条の三の次に次の一条を加える。
第十九条の四 前条第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固

定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」と「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第一項中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改める。

附則第二十三條中「又は第十九条の三」を、「第十九条の三又は第十九条の四第一項」に、「又は附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）を、「附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）又は附則第十九条の

四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）に改める。

附則第二十四條中「又は第十九条第一項」を、「第十九条第一項又は第十九条の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に、「又は調整対象農地」を、「調整対象農地又は調整対象市街化区域農地」に、「若しくは調整対象農地」を、「調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地」に、「若しくは第十九条第一項」を、「第十九条第一項若しくは第十九条の四第一項」に、「若しくは農地調整固定資産税額」を「農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額」に改める。

附則第二十五條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を

「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
一・九倍を超えるもの	一・三

附則第二十六條の見出し中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・一五倍以下のもの	一・〇五
一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・二

附則第二十七條の次に次の一条を加える。
第二十七條の二 附則第十九条の三第五項に規定する既適用市街化区域農地に係る昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度分の都市計画税の額は、前二条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地調整固定資産税額に、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

上 昇 率 の 区 分	負 担 調 整 率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二

一・七倍を超え、一・九倍以下のもの
一・九倍を超えるもの

一・二五
一・三

2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十七条の第二項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

附則第二十八條第一項中「又は第十九條第一項」を「第十九條第一項又は第十九條の四第一項」に、「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、「第三百八十一條」の下に「及び附則第十五條の二」を加え、同項に次の一号を加える。

三 調整対象市街化区域農地 当該調整対象市街化区域農地に係る当該年度分の市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八條第三項中「適用がある」を「適用がある市街化区域農地に係る」に改め、「第三百八十一條」の下に「及び附則第十五條の二」を加え、「市街化区域農地」については「当該市街化区域農地」に改め、同条第四項中「附則第十九條の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地の区分又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨を」を「当該市街化区域農地が附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受けるものであるかどうか」に改める。

附則第二十九條の二中「附則第十九條の三の規定が適用される」を「附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受ける」に改

め、「(附則第二十九條の五第一項の規定により減額された場合には、減額後の固定資産税額又は都市計画税額とする)」を削り、「又は第二十七條を」第十九條の四、第二十七條又は第二十七條の二に改め、「算定した税額」の下に「(以下「農地課税相当額」という。)」を加える。

附則第二十九條の四第一項中「附則第十九條の三第一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地」を「市街化区域農地に附則第十九條の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの」に改める。

附則第二十九條の五を次のように改める。
(市街化区域農地の納税義務の免除等)
及び都市計画税の納税義務の免除等)
第二十九條の五 市町村は、昭和五十七年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、附則第十九條の三又は第十九條の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地(都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内において農業を継続して営むため適当な規模の農地として政令で定める農地に限る。)であつて現に耕作の用に供されてお

かつ、当該市街化区域農地において次項の申告のあつた日の属する年の一月一日から引続き十年以上農業を継続することが適当であるもの(以下「長期営農継続農地」という。)として市町村長の認定を受けたものに對して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のも又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間内において到来する賦課期日に係る各年度分のものについて

は、当該長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が当該土地を当該申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間引き続き長期営農継続農地として保全したものであることにつき市町村長の確認を受けたときは、当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、その旨を市町村長に申告しなければならない。この場合において、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三條第一項本文又は第二項の規定により農業委員会を設置する市町村にあつては、農業委員会を経由してしなければならない。

3 前項の申告は、次の各号に掲げる市街化区域農地の区分に応じ、当該各号に定める年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

一 附則第十九條の三第五項に規定する既適用市街化区域農地 昭和五十七年度
二 前号に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地 新たに附則第十九條の三の規定の適用を受けることとなつた年度

4 前項に定めるもののほか、第二項の申告は、同項の申告のあつた日の翌日から起算して十年を経過した場合においては、当該十年を経過した日以後新たに到来する賦課期日に係る年度に限り、行うことができる。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5 市町村長は、第二項の申告に基づき第一項の認定を行う場合には、農地課税審議会の議

を経なければならない。

6 市町村長は、第一項の認定をした場合には、第二項の申告のあつた日の属する年の一月一日から起算して五年を経過する日までの期間又は当該五年を経過する日の翌日から起算して更に五年を経過する日までの期間、当該認定に係る長期営農継続農地に係る第一項の各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該各年度分の当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六條第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、次項の規定の適用がある場合を除き、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

8 市町村は、前項の規定により徴収の猶予が取り消された場合において、当該徴収の猶予に係る長期営農継続農地として認定を受けた土地の所有者が、当該土地につき、災害により農業を継続できなかつたこと、当該土地に係る農業の主たる従事者が死亡したこと、当該土地が収用されたことその他の政令で定める事由により長期営農継続農地として保全できなかつたことについて市町村長の確認を受けたときは、当該長期営農継続農地に係る固

定資産税又は都市計画税のうち第六項の規定により徴収を猶予された税額（賦課期日が当該政令で定める事由の生じた日までに到来する各年度分の固定資産税又は都市計画税に係るものに限り）に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

9 市町村長は、第一項若しくは前項の確認をしたとき、又はこれらの確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

10 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第六項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第六項の規定による担保の提供及び処分について準用する。

11 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課税された土地について第一項の認定があつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該認定に係る長期営農継続農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該長期営農継続農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

12 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

13 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第十一項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号まで

を除く。）の規定を適用する。

14 第一項の認定の手続その他同項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条の六第一項中「前条第二項」を「前条第五項」に、「規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額」を「認定」に改め、「同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行う」を削る。

附則第二十九条の七第一項中「（税額の算定に関する部分に限る。）」を削る。

附則第二十九条の三を、附則第二十九条の四、附則第二十三条（附則第二十九条の三又は附則第二十九条の四第一項に、「附則第二十七条」を「附則第二十四条（附則第二十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）」、附則第二十七条の二、附則第二十八条（附則第二十九条の三又は附則第二十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）に、「昭和四十八年度」を「昭和五十七年度」に改め、「附則第二十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」及び「同項の表の上欄に掲げる」を削り、同条第二項中「昭和四十九年度」を「昭和五十八年度」に改め、同条第三項中「附則第二十九条の三第一項の表の上欄に掲げる」を削る。

附則第三十一条の三第一項中「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の四、市町村は、土地の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したもの（第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得

をした日以後十年を経過したものを除く。）に對しては、第五百八十五条第三項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課する。この場合においては、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定並びに第七百三十四条第一項及び前条の規定（土地に對して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を適用する。

2 昭和五十七年四月一日前に取得された土地を当該土地の所有者から同日以後その者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日を当該特殊関係者の取得の日とみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合には、当該土地の所有者の取得の日をその者の特殊関係者の取得の日とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項の規定は、前項の規定により当該土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地を当該特殊関係者の特殊関係者からその者の特殊関係者が取得する場合について準用する。この場合において、第二項中「昭和五十七年四月一日前に取得された土地」とあるのは「土地の所有者の取得の日に取得されたものとみなされた土地」と、「土地の所有者から」とあるのは「特殊関係者の特殊関係者から」と読み替へるものとする。

5 前三項に規定する特殊関係者とは、第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者をいふ。

第三十一条の五、昭和六十年年度以降の各年度の初日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る。）首都圏整備法第二條第一項に規定する首都圏（近畿圏整備法第二條第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二條第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の

十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地若しくは同條第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域若しくは同條第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に当該土地の所有者が取得したもの（うち、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める土地に該当する土地（第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地を除く。）に對しては、第五百九十五条の規定にかかわらず、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都。以下本条において同じ。）において、当該取得がされた日から起算して二年を経過した日の属する年の翌年（その取得がされた日が一月一日である場合には、同日から起算して二年を経過した日の属する年）の四月一日からその翌年の三月三十一日までを初年度とする十年度分）に限り、特別土地保有税を課する。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区（都の特別区の存する区域にあつては、特別区）の区域、一団の土地の面積が三百平方メートル以上である土地

二 都市計画法第五條に規定する都市計画区域を有する市の区域（前号に掲げる区域を除く。）一団の土地の面積が五百平方メートル以上である土地

2 前項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定（第五百八十五条第三項の規定を除く。）並びに第七

百三十四条第一項及び附則第三十一條の三の規定（土地に対して課する特別土地保有税に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地」とあるのは、「附則第三十一條の五第一項各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める土地」と読み替へるものとする。

3 昭和五十七年四月一日以後において土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、前後の取得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

4 昭和五十七年四月一日以後において第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者が土地を取得した場合において、当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を当該特殊関係者が取得したときは、当該取得が政令で定める事情に該当する場合を除き、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日と、これらの土地をもつてその者及び当該特殊関係者の共有物と、前後の取得に係る土地の合計面積をもつて一団の土地の面積とみなして、第一項の規定を適用する。

5 市は、第一項の規定の適用を受ける土地について、当該土地の所有者が、その所有する土地を第二項において準用する第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用しようとする場合において、第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において災害その他やむを得ない理由により第二項において準用する同条第一項の認定を受けることができないときは、当該土地の所有者からの申請に基づき市長が定める相当の期間

（以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を免除土地として使用し、かつ、当該使用を開始したことにつき市長の確認を受けたときに限り、当該土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限るものとし、第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る納税義務を免除するものとする。この場合においては、第六百一条第二項から第十項までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市の区域について定められた場合における第一項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二條第一項中「昭和五十七年三月三十日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の三第一項中「昭和五十七年四月一日を昭和五十九年四月一日に、昭和五十七年分を昭和五十九年分」に改め、同条第三項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

附則第三十三條中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に、「二十三万円」を「二十四万円」に改める。

附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の二十三・九を百分の二十五・六に、七百万円を八百万円に、百分の三十四・一を百分の三十六・七に、百分の五・二を百分の五に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二を百分の七十に、七百万円を八百万円に、百分の六十を百分の五十七に改め、同条第三項第二号中「百分の二十八を百分の三十に、七百万円を八百万円に、百分の四十を百分の四十二に、百分の五・二を

「百分の五」に改め、同条第六項中「百分の五・二を百分の五に、百分の十二・一を百分の十二・三に改める。

附則第三十三條の三第二項中「同条第二項各号」を「同条第三項各号」に改め、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同項第二号中「第二十八條の四第四項第二号」を「第二十八條の四第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條」と、「第三十三條第八項及び第九項」を「第二十三條第八項及び第九項」と、「第二十三條第七号、第八号、第九号、第十号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十三條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

附則第三十四條第一項中「第三十三條第四項の下に、第三十六條の二第三項を加え、同項第二号中「超え八千万円以下である」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同条第三項第一号中「及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に、「第二十三條第一項第十二号」を「第二十三條第一項第十三号」に改め、同項第二号中「第三十三條第三項第二号」を「第三十一條第四項第二号」に改め、同条第四項中「第三十三條第二項」とあるのは「第三百十三條第二項」と、「附則第三十四條第一項第三号」とあるのは「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項第三号」と、「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三條第一

項に規定する総所得金額」とを削り、「第二百九十二條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十三條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」を「第二十三條第八項及び第九項」に、「第二十三條第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十三條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

項に規定する総所得金額」とを削り、「第二百九十二條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十三條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」を「第二十三條第八項及び第九項」に、「第二十三條第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一号及び第十二号並びに第三百十四條の二第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三十三條第八項及び第九項並びに第三十四條」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二」に改める。

附則第三十四條の二第一項中「前条第一項の場合において、同項を昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に、「同じ」のうちに「同じ」をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が「」があるとき」を「」に改め、同項第一号ロを次のように改める。

(2) 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額

附則第三十四條の二第二項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の前条第一項の譲渡所得の基となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下本号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に定める金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が

四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

- (1) 八十万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなれないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外のもの、課税長期譲渡所得金額に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額

附則第三十四条の二第二項中「前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうち」を「昭和五十八年度から昭和六十年までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがあるを」「該当する」に改め、同条第三項中「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三條第二項」と、「附則第三十四条の二第二項第二号」とあるのは「附則第三十四条の二第三項において準用する同条第一項第二号」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三條第一項に規定する総所得金額」を「百分の二・五」とあるのは「百分の五」と、「同項第一号又は第二号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項第一号又は第二号」に改める。

附則第三十四条の第三項中「昭和五十五年
度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度
から昭和六十年年度まで」に、「同項第二号中「超
え八千万円以下である」とあるのは「超える」と
同号イ」を同項第二号イ」に改める。

附則第三十五条第一項第二号中「昭和四十四

年二月一日以後に取得した資産」を、「その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下である資産（その年中に取得をしたものを含む。）」に改め、同条第三項中、第二十八条の四第二項第一号」を、「第二十八条の四第三項第一号」に改める。

附則第三十五条の二第三項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

附則第三十五條の二の二第一項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。
附則第三十五條の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合は、この限りでない。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に改め、同項中「昭和五十五年度から昭和五十七年度まで」を「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」に、「額とする」を「額とし」、同法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を二分の一で除して得た額とする」に改める。

附則第十六項中「昭和五十七年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百九十条の二第二項の改正規定及び附則第十三条の規定 昭和五十七年六月一日

二 第一条中地方税法第十三条、第十四条の
三、第十四条の五、第十七条の二、第十七条
の四第一項、第十八条の二及び第二十條の九
の四の改正規定並びに次条の規定 昭和五十
七年十月一日

三 第一條中地方稅法第百十四條の四第一項
第百十四條の五第一項及び第百二十九條第三
項の改正規定並びに附則第七條の規定 昭和
五十八年一月一日

項の改正規定（、「第三十二條第二項」とあるのは「第三百十三條第二項」と、「附則第三十三條第一項第三号ロ」とあるのは「第三十三條第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三條第一項に規定する総所得金額」とを削る部分に限る。）並びに同法附則第三十四條の二から第三十五條までの改正規定並びに附則第四條第五項及び第八條第五項の規定、昭和五十八年四月一日（地方団体の徴収金のうちの優先順位等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十四条の五の規定は、昭和五十七年十月一日以後に配当し、又は充当する地方団体の徴収金について適用し、同日以前に配当し、又は充当する地方団体の徴収金につ

いは、なお従前の例による。

2 新法第十七条の二第三項の規定は、昭和五十七年十月一日以後に充当する地方団体の徴収金について適用し、同日前に充当する地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

の例による。

(道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置)

第三條 新法第十五條の三の規定は、昭和五十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了

する事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税（施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項若しくは第三百二十一條の八第一項又は第七十二條の二十六第一項の規定による申告書（道府県民税又は市町村民税の法人税割にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七

適用される場合及びこれらの規定を同法第百四十五條において準用する場合を含む。の規定による申告書に係る法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額が記載された申告書に限る。で昭和五十七年十一月一日前に提出期限の到来するもの（以下この

お従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和五十六年改正前の租税特別措置法」という。)第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に旧法附則第六條第一項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の道府県民税の所得割については、新法附則第六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第一項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三條の三第二項及び第三項第二号、第三十四條第一項及び第三項第二号並びに第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五條 新法第七十二條の四十八第三項及び新法附則第九條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度(施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。)分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第四項及び第七十三條の二十四第四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び施行日前の不動産の取得で当該取得につき施行日以後に旧法第七十三條の十四第四項又は第七十三條の二十四第四項の規定による申告に係る期間の末日が到来するものに対して課する不動産取得税について適用し、施行日前に当該申告に係る期間の末日が到来したものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一條第六項の規定は、日本自動車タミナル株式会社(昭和五十四年法律第三十六号)第六條第二項の認可を受けた工事の施行により旧法附則第十一條第六項に規定する家屋を施行日以後に取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

4 旧法附則第十一條の五の規定は、この法律の施行の際、同条の規定により読み替えて適用される旧法第七十三條の二十七の六第二項の規定により徴収猶予を受けている不動産取得税額に係る不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一條の五中「九年」とあるのは「十二年」と、「附則第十一條の五」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二十号)附則第六條第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一條の五」とする。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)
第七條 新法第一百四條の四第一項、第一百四條

の五第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和五十八年一月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第九項の規定は、昭和五十六年以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた旧法第三百三十三條第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が昭和五十六年改正前の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第三百三十七條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第三百三十七條の三第一項の確定申告書を含む。)に旧法附則第六條第二項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の市町村民税の所得割については、新法附則第六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第二項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三條の三第四項において準用

する同条第二項及び第三項第二号、新法附則第三十四條第四項において準用する同条第一項及び第三項第二号並びに新法附則第三十四條の二から第三十五條までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月二日以後において設けられた同項に規定する構築物に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 旧法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に設けられた同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 旧法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
6 昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第四項に規定する原油備蓄施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
7 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第

六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十五年七月十四日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する消火用屋外給水施設等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和五十五年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十条 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額、同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額並びに同条第三項の規定により土地課税台帳等に登録された新法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域

域農地（新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に係る課税標準となるべき額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第十條第一項の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、「価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十條第一項の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合においては、当該市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて送付するものとする。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十一条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該市街化区域農地について新法附則第二十九條の五第一項の認定ができない場合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額（新法附則第二十九條の二に規定する農地課税相当額をいう。次条において同じ。）を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは、新法第七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方

団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るものは、新法附則第十九條の三、第十九條の四、第二十七條又は第二十七條の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十二条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九條の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限から同条第十項において準用する新法第十五條第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九條の五第一項の長期官農地農地に該当しな

いことが明らかである場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について新法附則第二十九条の五第六項の規定が適用されないこととなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならぬ。

3 市町村長は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合においては、その猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項の規定による徴収の猶予について準用する。

(ガス税に関する経過措置)

第十三条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十七年六月一日以後に使用するガスに對して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに對して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十六年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十五条第三項の規定は、施行日以後に取得される土地及び新法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において新法附則第三十一条の四第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの）については、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日。次項において同じ。から施行日の前日までの間に取得されたものに係る昭和五十七年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用する。

3 旧法第五百八十五条第三項の規定は、昭和四十四年一月一日前に取得された土地に係る土地に對して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

(事業所税に関する経過措置)

第十五条 新法第七百一条の三十四第三項第一号及び第七百一条の四十一第一項の表の第二号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の事業に對して課すべき新法第七百一条の三十三第二項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）及び施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に對して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度及び施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

では、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十七条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この条において「交付金及び納付金」という。）について適用し、昭和五十七年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第二十一条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第十九条の三第一項の表に掲げる」を「附則第十九条の二第一項に規定する」に、「所在するもの」を「所在するもののうち、地方税法附則第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地」に改める。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第二号中「けい留施設」を「保留施設」に、「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同表道府県の項第八号を削り、同表道府県の項第九号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表道府県の項第九号とし、同表道府県の項第十号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表道府県の項第十号とし、同表市町村の項第二号中「けい留施設」を「保留施設」に、「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同表市町村の項第九号を削り、同表市町村の項第十号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表市町村の項第十号とし、同表市町村の項第十一号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表市町村の項第十一号とし、同表市町村の項第十二号中「けい留施設」を「保留施設」に、「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同表市町村の項第九号中「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同表第九号第十五号中「行なう」を「行う」に改め、「地方債の

当該年度における元利償還金」の下に「(6)に掲げるものを除く。」を加え、「海岸侵しよく」を「海岸

侵食」に、

「(6) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の規定に基づき、鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四條第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起した地方債(以下「鉱害復旧事業債」という。)の当該年度における元利償還金

を

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の規定に基づき、鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四條第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起した地方債(以下「鉱害復旧事業債」という。)の当該年度における元利償還金

に改

(6) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の規定に基づき、鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四條第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起した地方債(以下「鉱害復旧事業債」という。)の当該年度における元利償還金

め、同表第三十七号を削り、同表第三十八号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第三十九号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同号を同表第三十八号とする。

め、同表市町村の項第八号及び第九号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改める。
附則第三条第二項中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第二号中「けい留施設」を「保留施設」に、「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同表道府県の項第八号及び第九号中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改め、同表市町村の項第二号中「けい留施設」を「保留施設」に、「外かく施設」を「外郭施設」に改

附則第八条の見出し中「昭和七十二年」を「昭和七十二年」に改め、同条第一項中「昭和七十二年」を「昭和七十二年」に改め、「減額した額」の下に「(昭和五十七年度にあつては、更に千三百三十五億円を減額した額)」を加え、同項第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
昭和五十二年	百二十四億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年	五百三十六億円
昭和五十五年	五百四十九億六千万円
昭和五十六年	三百八十億円
昭和五十七年	三百八十億円
昭和五十八年	三百七十億円

附則第八条第一項第三号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十二項」に改める。

附則第八条の第三項第三号中「若しくは第十項」を「第十項若しくは第十二項」に改め、同条に次の二項を加える。

11 昭和五十七年度における第一項の借入純増加額については、同項の規定にかかわらず、その十分の十に相当する額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十三年から

昭和七十二年までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。
12 昭和五十七年度における第一項の借入純増

加額に係る前項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に應じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十三年	百四十億円
昭和六十四年	百五十億円
昭和六十五年	百七十億円
昭和六十六年	百九十億円
昭和六十七年	百九十億円
昭和六十八年	二百十億円
昭和六十九年	二百三十億円
昭和七十年	二百五十億円
昭和七十一年	二百七十億円
昭和七十二年	二百九十八億円

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
1 警察費	警察職員数	一 道路橋りょう費	一人につき	六、〇九六、〇〇〇円
		(1) 経常経費	千平方メートルにつき	二〇五、〇〇〇
		(2) 投資的経費	一キロメートルにつき	三、七四八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	一キロメートルにつき	七三、一〇〇
2 河川費	河川の延長	(1) 経常経費	一キロメートルにつき	七三、一〇〇
		(2) 投資的経費	一キロメートルにつき	七二、一〇〇
3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	(1) 経常経費	一メートルにつき	二一、六〇〇
		(2) 投資的経費	一メートルにつき	九、八七〇
4 その他の土木費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	(1) 経常経費	一メートルにつき	二一、六〇〇
		(2) 投資的経費	一メートルにつき	九、八七〇

三 教育費	(1) 經常経費	人口	一人につき	六一五
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、二〇〇
	1 小学校費	教職員数	一人につき	二、九二〇、〇〇〇
3 高等学校費	2 中学校費	教職員数	一人につき	三、〇五七、〇〇〇
	(1) 經常経費	教職員数	一人につき	五、〇二六、〇〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三四、五〇〇
4 特殊教育諸学校費	(1) 經常経費	生徒数	一人につき	三五、六〇〇
	(2) 投資的経費	教職員数	一人につき	二、九〇七、〇〇〇
	(1) 經常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一一三、〇〇〇
5 その他の教育費	(2) 投資的経費	学級数	一人につき	五七〇、〇〇〇
	(1) 經常経費	学級数	一人につき	九三〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、四二〇
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	四、〇三〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき	一、九〇〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	五三七
3 衛生費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、三八〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	四五五
	4 労働費	失業者数	一人につき	五二四、〇〇〇
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	一人につき	五四、〇〇〇
	(1) 經常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五〇、九〇〇
	(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、四七〇
2 林野行政費	(1) 經常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	六、〇五〇
	(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一二六、〇〇〇
	(1) 經常経費	水産業者数	一人につき	六七、七〇〇
3 水産行政費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三一〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	四〇
	4 商工行政費	道府県税の税額	一人につき	一、〇三二、〇〇〇
六 その他の行政費	1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	四〇
	2 恩給費	人口	一人につき	一、〇三二、〇〇〇
	3 その他の諸費	人口	一人につき	四〇

市 町 村	一 消防費	人口	一人につき	五、四一〇
	二 土木費	人口	一人につき	五、四一〇
	1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	八八、九〇〇
二 土木費	(1) 經常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	四二二、〇〇〇
	(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）に ける係留施設の延長	一メートルにつき	一九、三〇〇
	(1) 經常経費	港湾（漁港を含む）に ける外郭施設の延長	一メートルにつき	九、八七〇
3 都市計画費	(2) 投資的経費	都市計画区域における人 口	一人につき	五二二
	(1) 經常経費	都市計画区域における人 口	一人につき	八二九
	(2) 投資的経費	都市計画区域における人 口	一人につき	三〇一
4 公園費	(1) 經常経費	人口	一人につき	三六〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一九九
	(1) 經常経費	人口集中地区人口	一人につき	七〇八
5 下水道費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四六一
	(1) 經常経費	人口	一人につき	四六一
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四六一
6 その他の土木費	(1) 經常経費	人口	一人につき	四六一
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	四六一
	(1) 經常経費	人口	一人につき	四六一
七 災害復旧費	(1) 經常経費	人口	一人につき	三、二四〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、五二〇
	(1) 經常経費	面積	一平方キロメートルにつき	九二八、〇〇〇
八 地方税減収補てん 償還費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	九五〇
	(1) 經常経費	人口	一人につき	九五〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	九五〇
九 財源対策償還費	(1) 經常経費	人口	一人につき	一六八
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	一六八
	(1) 經常経費	人口	一人につき	一六八

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1																																																																																								

2 戸籍住民基本台帳費	3 その他の諸費	(1) 經常經費	(2) 投資的經費	7 災害復旧費	8 刃地対策事業債償還費	九 地方税減収補てん債償還費	十 財源対策債償還費	
世帯数	人口	面積	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	刃地対策事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から昭和五十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額
一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
三、四七〇	七、九三〇	八〇四、〇〇〇	二、〇〇〇	三二九、〇〇〇	九五〇	八〇〇	一六八	一七八

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和七十年度まで」を「昭和四十六年度から昭和七十一年度まで」に、「昭和五十六年度から昭和五十八年度までの各年度分」を「昭和五十六年度分」に、「以下「昭和五十六年度分等の借入金限度額」という。、昭和五十九年度から昭和七十年度まで

の各年度分にあつては昭和五十六年度分等の借入金限度額を「以下」昭和五十六年度分の借入金限度額」という。昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分にあつては昭和五十六年度分の借入金限度額に二千九十八億円を加算した額（以下「昭和五十七年度分等の借入金限度額」という。）、昭和五十七年度から昭和七十一年度までの各年度分にあつては昭和五十七年度分等の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和五十九年度	二千五百八十億円
昭和六十年年度	五千四百八十億円

昭和六十一年度	六千五百九十億円
昭和六十二年	七千三百五十億円
昭和六十三年	八千二百億円
昭和六十四年度	九千億円
昭和六十五年度	九千九百九億八千万円
昭和六十六年度	九千九百三十億円
昭和六十七年度	七千九百三十億円
昭和六十八年度	七千九百五十億円
昭和六十九年度	四千九百五十億円
昭和七十年	千七百九十億円
昭和七十一年度	五百三十九億六千八百万円

附則第五項中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額と第三号に掲げる額との」を「第一号から第三号までに掲げる額」に、「第二号から第四号までに」を「第一号から第四号までに」、「第二号から第五号までに」を「第一号から第五号までに」、「第三号から第六号までに」を「第一号から第六号までに掲げる額と第七号に掲げる額との合算額」を「第六号から第八号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和七十二年分にあつては第八号に掲げる額」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年 度	金 額
昭和五十二年	百二十四億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年度	五百三十六億円
昭和五十五年度	五百四十九億六千万円
昭和五十九年度	三百八十億円
昭和六十年	三百八十億円
昭和六十一年度	三百七十五億円

附則第八項に次の一号を加える。

八 次の表の上欄に掲げる当該各年度分に応ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八条の三第十二項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十三年	百四十億円
昭和六十四年度	百五十億円
昭和六十五年	百七十億円
昭和六十六年度	百九十億円
昭和六十七年度	百九十億円
昭和六十八年度	二百十億円
昭和六十九年度	二百三十億円
昭和七十年	二百五十億円
昭和七十一年度	二百七十億円
昭和七十二年	二百九十八億円

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に、「については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする」を「に保る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第二項中「については、国は、毎会計年度、当該年度分の元利償還金のうち政令で定める額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする」を「に保る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする」に改め、同条第四項中「並びにこれらの規定による地方債元利補給金の交付」を削る。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
 - 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
 - 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金については、なお従前の例による。
 - 第三条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債について適用し、同日前に発行を許可された地方債については、なお従前の例による。
- 三月十九日本委員会に左の案件が付託された。
- 身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一六二九号）
 - 身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一六三〇号）
 - 地方交付税交付金等増額に関する請願（第一六七四号）

一、離島振興法延長に関する請願（第一七〇六号）

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一七三〇号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一七三二号）

一、離島振興法延長に関する請願（第一七七六号）（第一七七七号）（第一七八八号）（第一七八九号）（第一七九〇号）（第一七九一号）（第一七九二号）（第一七九三号）（第一七九四号）（第一七九五号）（第一七九六号）（第一七九七号）（第一七八八号）（第一七八九号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一八三二号）

一、離島振興法延長に関する請願（第一八五九号）

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する請願（第一九一三号）

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（第一九一四号）

第一六二九号 昭和五十七年三月五日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 杉江勇

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一六三〇号 昭和五十七年三月五日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 杉江勇

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一六七四号 昭和五十七年三月八日受理

地方交付税金等増額に関する請願

請願者 埼玉県所沢市元町二七ノ一五 岩

紹介議員 宮本 顕治君

一、離島振興法の削減に伴う地方自治体への肩代わりは、今後とも行わず、自治体に戻す財源（地方交付税金など）を増やし、補助金は自治体が住民本位に、自主的に活用できるように改められたい。

第一七〇六号 昭和五十七年三月八日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡赤泊村徳和二、三七六ノ三赤泊村長 石塚英夫 外十三名

紹介議員 志吉 裕君

離島振興法は、離島住民の精神的支えであるとともに、財政力の弱い離島関係地方公共団体の財政的なよりどころとなつてゐる。つては、次の事項を実現されたい。

一、離島振興法の有効期限を更に十年延長すること。

二、同法の延長にあつては、現行法の内容を最低限として堅持すること。

三、同法の延長にあつては、議員提案とし、第九十六回通常国会に上程してその成立を図ること。

理由

現行離島振興法は昭和五十七年度末をもつて失効することになつてゐるが、離島は自然的・地理的諸条件の厳しい制約下にあるため、依然として本土との地域格差が根強く残つてゐる。一方、離島は我が国の領海や経済水域二百海里問題等に果たす役割が極めて大きく、今後における海洋資源の開発や漁業生産の場として、その存在価値がますます増大している。よつて、我が国の経済社会の発展と離島の振興を図るためには、今後とも離島振興対策をより強力に実施する必要がある。

第一七三〇号 昭和五十七年三月九日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

門脇東

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一七三二号 昭和五十七年三月九日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

門脇東

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一七七六号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡屋久町尾之間一五七屋久町長 泊義文 外九名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七七号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 北海道厚岸郡奥尻町奥尻八〇六奥尻町長 越森幸夫 外四名

紹介議員 井上 孝君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七八号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 山口県萩市江向五一〇萩市長 菊屋嘉十郎 外十四名

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七七九号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 三重県鳥羽市鳥羽三ノ一ノ一鳥羽市長 谷本莊司 外二名

紹介議員 岡部 三郎君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八〇号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 岡山県笠岡市笠岡一、八七六ノ一笠岡市長 渡辺嘉久 外五名

紹介議員 梶木 又三君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八一号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 鹿児島県西之表市西之表七、六一二西之表市長 井元正流 外六名

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八二号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 福岡県宗像郡大島村一、〇一一大島村長 中村國美弥 外五名

紹介議員 小林 國司君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八三号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 大分県東国東郡姫島村姫島二、〇二三ノ一姫島村長 藤本熊雄君 外四名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八四号 昭和五十七年三月九日受理

離島振興法延長に関する請願

請願者 香川県観音寺市観音寺町甲三〇〇ノ一観音寺市長 加藤義和 外十一名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八五号 昭和五十七年三月九日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡宇久町平郷二、三八六字久町長 張本栄 外三十五名
紹介議員 中村 禎二君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八六号 昭和五十七年三月九日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 島根県隠岐郡西郷町港町日記一、一西郷町長 村上好一 外七名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八七号 昭和五十七年三月九日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡畑野畑野五三三畑野町長 渡辺庚二 外四名
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八八号 昭和五十七年三月九日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 愛媛県越智郡宮窪町宮窪二、六六八宮窪町長 矢野春夫 外十五名
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一七八九号 昭和五十七年三月九日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 広島県豊田郡豊町大長堂之尻五、九二七豊町長 多武保清水 外十五名
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一八三一号 昭和五十七年三月十日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制

限廃止等に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七六 千葉勇
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一八五九号 昭和五十七年三月十一日受理
離島振興法延長に関する請願

請願者 東京都八丈支庁八丈町大賀郷二、三四五ノ一八丈町長 奥山日出男 外十名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第一九一三号 昭和五十七年三月十一日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市山祇町二三ノ二〇 洲上龍治
紹介議員 中村 禎二君
この請願の趣旨は、第九五六号と同じである。

第一九一四号 昭和五十七年三月十一日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市山祇町二三ノ二〇 洲上龍治
紹介議員 中村 禎二君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第三号中正誤

元	一	四	火事	川治
三	一	元	国会に	国会に来て
三	二	から	固有	固有
三	二	緩やか	緩やか	正
二	二	誤		
一	二	誤		

昭和五十七年四月十三日印刷

昭和五十七年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D